

令和7年第3回定例会

長野原町議会会議録

令和7年9月4日 開会

令和7年9月18日 閉会

長野原町議会

令和七年 第三回〔九月〕定例会

長野原町議会議録

令和七年 第三回〔九月〕定例会

長野原町議会議録

令和7年9月第3回長野原町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (9月4日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	5
○開会の宣告	6
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸報告	7
○行政報告	12
○選挙第1号	15
○同意第1号の上程、説明、採決	16
○諮問第1号の上程、説明、採決	17
○諮問第2号の上程、説明、採決	18
○議案第1号～議案第2号の一括上程、説明、質疑、採決	19
○議案第3号の上程、説明、質疑、採決	24
○議案第4号の上程、説明、質疑、採決	25
○議案第5号の上程、説明、質疑、採決	26
○議案第6号の上程、説明、質疑、採決	28
○議案第7号の上程、説明、質疑、採決	29
○議案第8号の上程、説明、質疑、採決	30

○議案第 9 号～議案第 14 号の一括上程、説明、質疑、採決	3 6
○認定第 1 号～認定第 8 号の一括上程、説明	4 4
○散会について	4 7
○散会の宣告	4 7

第 2 号 (9月11日)

○議事日程	4 9
○本日の会議に付した事件	4 9
○出席議員	4 9
○欠席議員	4 9
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4 9
○職務のため出席した者の職氏名	5 0
○議長挨拶	5 1
○町長挨拶	5 1
○開議の宣告	5 2
○議事日程の報告	5 2
○認定第 1 号の質疑、討論、採決	5 2
○認定第 2 号～認定第 8 号の質疑、討論、採決	8 3
○議案第 15 号の上程、説明、質疑、採決	1 0 7
○散会について	1 0 8
○散会の宣告	1 0 9

第 3 号 (9月18日)

○議事日程	1 1 1
○本日の会議に付した事件	1 1 1
○出席議員	1 1 1
○欠席議員	1 1 1
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 1 1
○職務のため出席した者の職氏名	1 1 2
○議長挨拶	1 1 3

○町長挨拶	1 1 3
○開議の宣告	1 1 4
○議事日程の報告	1 1 4
○諸報告	1 1 4
○委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について	1 1 7
○議員派遣について	1 1 8
○一般質問	1 1 8
杉崎能久君	1 1 8
星河明彦君	1 2 6
浅沼克行君	1 3 6
牧山明君	1 4 4
湯本宗一君	1 5 3
○閉会の宣告	1 5 8
○署名議員	1 5 9

長野原町告示第164号

令和7年9月第3回長野原町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年8月22日

長野原町長 萩原睦男

- 1 招集期日 令和7年9月4日
- 2 招集場所 長野原町議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番 杉崎能久君
3番 土屋匡君
5番 星河明彦君
7番 入澤信夫君
9番 浅沼克行君

2番 湯本宗一君
4番 萩原広美君
6番 富澤重男君
8番 黒岩巧君
10番 牧山明君

不応招議員（なし）

第 3 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和7年9月第3回長野原町議会定例会

議事日程(第1号)

令和7年9月4日(木曜日)午前10時38分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 行政報告
 - 報告第 1号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 5 選挙第 1号 西吾妻環境衛生施設組合議会議員の補欠選挙について
- 第 6 同意第 1号 長野原町教育委員会委員の任命同意について
- 第 7 諮問第 1号 長野原町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第 8 諮問第 2号 長野原町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第 9 議案第 1号 長野原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第 2号 長野原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第 3号 長野原町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第 4号 長野原町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第 5号 財産の取得について(消化器内視鏡システム及びベッドサイドモニターの購入)
- 第14 議案第 6号 工事請負契約の締結について(中部簡易水道緊急遮断弁設置工事(中央第三配水池))
- 第15 議案第 7号 工事請負契約の締結について(長野原町総合運動場照明施設改修工事)
- 第16 議案第 8号 令和7年度長野原町一般会計補正予算(第4号)について
- 第17 議案第 9号 令和7年度長野原町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

- 第18 議案第10号 令和7年度長野原町へき地診療所特別会計補正予算（第1号）について
- 第19 議案第11号 令和7年度長野原町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第20 議案第12号 令和7年度長野原町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第21 議案第13号 令和7年度長野原町浅間高原水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第22 議案第14号 令和7年度長野原町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第23 認定第1号 令和6年度長野原町一般会計決算認定について
- 第24 認定第2号 令和6年度長野原町国民健康保険特別会計決算認定について
- 第25 認定第3号 令和6年度長野原町へき地診療所特別会計決算認定について
- 第26 認定第4号 令和6年度長野原町介護保険特別会計決算認定について
- 第27 認定第5号 令和6年度長野原町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 第28 認定第6号 令和6年度長野原町水道事業会計決算認定について
- 第29 認定第7号 令和6年度長野原町浅間高原水道事業会計決算認定について
- 第30 認定第8号 令和6年度長野原町下水道事業会計決算認定について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	杉崎能久君	2番	湯本宗一君
3番	土屋匡君	4番	萩原広美君
5番	星河明彦君	6番	富澤重男君
7番	入澤信夫君	8番	黒岩巧君
9番	浅沼克行君	10番	牧山明君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 萩原睦男君 副町長 梶野寛丈君

教 育 長	小 林 敦 子 君	総 務 課 長	唐 澤 正 人 君
未 来 ビ ジ ョ ン 推 進 課 長	佐 藤 忍 君	町 民 生 活 課 長	中 島 淳 君
健 康 福 祉 課 課 長 補 佐	山 本 元 春 君	税 務 会 計 課 長	土 屋 猛 君
農 林 課 長	佐 藤 信 利 君	建 設 課 長	清 水 洋 介 君
上 下 水 道 課 長	篠 原 博 信 君	教 育 課 長	萩 原 喜 隆 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	本 田 昌 也	書 記	高 橋 里 香
---------	---------	-----	---------

開会 午前10時38分

◎開会の宣告

○議長（黒岩 巧君） ただいまの出席議員は、10名であります。

地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより令和7年9月第3回長野原町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（黒岩 巧君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（黒岩 巧君） 本日の議事日程は配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（黒岩 巧君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、議長において6番、富澤重男君、7番、入澤信夫君を指名します。

◎会期の決定

○議長（黒岩 巧君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。会期は、去る8月22日開催の議会運営委員会において協議の結果、2日目

を11日、最終日を18日に予定したところです。会期は、本日から18日までの15日間にする
ことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、さよう決しました。

なお、会期日程表は、配付のとおりでありますので、参考にしていただきたいと思
います。

◎諸報告

○議長（黒岩 巧君） 日程第3、諸報告は、議会運営委員会、総務文教常任委員会、例月出
納検査、議会活動等の報告であります。

まず、議会運営委員会の報告を求めます。

委員長、浅沼克行君。

〔議会運営委員長 浅沼克行君 登壇〕

○議会運営委員長（浅沼克行君） 議長の指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告
をさせていただきます。

本委員会は、下記事項について協議したので報告をいたします。

記

1. 委員会開催日時 令和7年8月22日（金）午前10時より

2. 出席者 ご覧いただきたいと思
います。

3. 協議事項

（1）9月議会定例会の日程について

会期 9月4日～18日、会期15日間。

初日9月4日、2日目11日、最終日18日、各木曜日とした。

（2）全員協議会について

次第書のとおり了承した。（開催日9月4日（木）、本会議前）

（3）議事日程及び会期日程表、提出案件について

議事日程及び会期日程表、提出案件 提案のとおり了承した。

（4）議会活動報告について

報告書のとおり了承した。

(5) 請願・陳情・委員会の閉会中の継続審査、調査の申出について
文書表のとおり了承した。また、議長へ申し出ることとした。

(6) その他

1) 当面の行事予定等について

予定表のとおり了承した。

2) 令和7年12月議会定例会の開催について

・議会運営委員会 令和7年11月18日(火)

・12月議会定例会 初日12月2日(火)、最終日12月12日(金)とした。

3) 広報研修会

日時 令和7年9月29日(月)

場所 前橋市

参加することです承した。

4) 議員研修会(県)

日時 令和7年11月5日(水)

場所 玉村町

参加することです承した。

5) 議会改革特別委員会

日時 令和7年9月18日(木) 議会終了後及び令和7年12月12日(金) 議会終了後

場所 議場

講演 データに基づく長野原町の現状と課題について

講師 地方公共団体政策支援機構上席研究員渡辺大樹様

実施することです承した。

6) その他

特になし。

4. 閉 会 (午前11時15分)

以上、朗読をもって報告とさせていただきます。

○議長(黒岩 巧君) 議会運営委員会の報告が終了しました。

特に質問がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、委員長の報告のとおり決しました。

以上で、議会運営委員会の報告を終結します。

次に、総務文教常任委員会の報告を求めます。

委員長、土屋匡君。

〔総務文教常任委員長 土屋 匡君 登壇〕

○総務文教常任委員長（土屋 匡君） 議長の指名をいただきましたので、総務文教常任委員会からの報告をさせていただきます。

本委員会は、下記事項について調査を実施したので概要を報告いたします。

記

1. 実 施 日 令和7年7月11日（金）午前8時20分から

2. 調査実施箇所 中央小学校、浅間小学校、長野原中学校、中央こども園、応桑こども園

3. 出 席 者 ご覧いただきたいと思います。

4. 調 査 概 要

各小中学校長、こども園長より令和7年度教育目標、経営方針、本年度の努力点、要望等について説明及び報告を受け、教育現場等における問題点等を質疑し、認識を高めた。

各小学校、こども園の課題や要望等は次のとおりである。

4ページをご覧ください。

（2）課題や要望等

中央小学校。図書室のエアコン設置については、利用頻度の問題、計画的に整備していく。正門の門扉は様子を見ながら検討。

体育館との連絡通路設置については決着済み。

授業改善は、研修主任を中心に職員全員が意欲的に校内研修に取り組んでいる。

朝学習では、授業外の取組として、漢字大会、計算大会を実施、タブレットを文房具の一つとして活用。家庭と連携した家庭学習の充実と習慣化を図っている。

ノーゲームデー、メディアコントロールの推進は、町の方針に加えて実施。達成率は37%とのこと。

コミュニティ・スクール、園小連携も架け橋プログラムの研修や情報交換の実施により推進している。

浅間小学校。要望事項について。

教室の灯油の臭いは健康事故の懸念もあるとのこと。きちんと原因を追及し、優先的に改善する。

新年度に向けて多目的室のエアコン設置、統合に関し、通常の教室できちんと授業ができる体制を整備してきた。温暖化の影響もあり、計画的に整備していく。

雨どいの修繕。調査し、改善できることは速やかに実施したい。校庭の整備についても走って安全な範囲で対応。校庭の様子が職員室から見えない。国道が近い等の危険な実態なしとのこと。

スクールバス運行についても、みんなで話し合い、最適なものを決めたと整理されている。

長野原中学校。灯油式エアコンは部品の廃番等修理不能の状態であり、取替えをとの要望。新しく設置したエアコンは、電気式、予算の関係もあるが、建設から20年を経過しており検討すべき。未設置の教室への全室導入。今年度予算の特殊教室等、夏休み中に実施したい。暑さ対策については、将来を見据えた対応が必要。

北側の教室で湿気を含んだカビ臭い気がする。水がたまっているとの意見。空気の入替えを含めて改善すべき。

部活動では小規模校ながら中体連の大会等ですばらしい活躍、先生方もかなり忙しい状況と推察。

風通しのよい職場づくりに取り組んでいると校長。若手の先生同士のコミュニケーション、中堅、ベテランとも仲がよいそうだ。こんな環境の下、新年度は六合中学校との統合を迎える。

中央こども園。2階ベランダからの雨漏りの改善。教育長が園長だったころからの課題。このことが問題。現在行っている屋根の工事とは別のもの。同時には実施不能。原因を徹底的に調査し、早急の対応、改善が必要。

小学校とこども園の連携について。中央小学校と関連する架け橋プログラムの推進、引継ぎを大事にしていくことの大切さ。こども園で当たり前になったことが小学校に上がるとできなくなる。とても残念なこと。モデル校としても推進中。

サークルタイムとして3歳児が輪になって話ができる取組。地域コーディネーターとの連携により各種行事も実施している。

応桑こども園。テラスの屋根裏に野鳥の巣がつくられてしまう。鳥インフルエンザ等の心配もあるので対応を。モスキート音での忌避装置がある。金額的にも経費で購入可能。カタログ等で確認の上検討。

へき地診療所の場所が分からず聞きに来る方がいる件。長野原町民は理解しているが、町外からの利用者の増加もある。未来ビジョン推進課等関係機関と相談の上、案内看板等の対応を。

学級編制でゼロ歳児、1歳児が少ないとの意見。保育のため、就労等の条件による回答あり。

コミュニケーションスクールは保護者を入れて12名程度。地域コーディネーターを中心に呼びかけを実施している。

(3) 共通事項

各学校長、園長より教育目標、経営方針、本年度の努力点、要望等について、説明や報告がなされた。各学校、園ともそれぞれの地域を生かしつつ、児童・生徒や学校の課題を的確に把握し、解決すべき経営に当たっていると見受けられる。

その他、各学校や園において、授業やふだんの様子を見学することができた。

6. 閉 会 (午後5時10分)

以上、朗読をもって報告とさせていただきます。

○議長(黒岩 巧君) 総務文教常任委員会の報告が終了しました。

特に質問がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(黒岩 巧君) 質疑を終結します。

委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(黒岩 巧君) 異議なしと認め、委員長の報告のとおり決しました。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終結します。

次に、例月出納検査の報告でございますが、配付のとおり監査委員より報告書の提出がありましたのでご覧いただければと思います。

最後に、議会行政視察報告、議会活動報告、行事予定表については、配付のとおり了承いただきたいと思います。

◎行政報告

○議長（黒岩 巧君） 日程第4、行政報告であります。

報告第1号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、報告を求めます。
町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 報告第1号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、ご説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条に規定する健全化判断比率及び同法第22条の規定による資金不足比率について、別紙のとおり監査委員の意見書をつけて報告をいたします。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 続いて、担当課長より内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） それでは、報告第1号 財政健全化判断比率及び資金不足比率についてご説明をさせていただきます。

2ページをご覧いただきたいと思います。

総括表の①健全化判断比率の状況でございます。こちらでは、財政健全化法第3条に規定する4つの指標の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率でございます。

まず、上段の表でございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率は今年度もございませんでした。

次に、実質公債費比率でございますが、本年度は10.6%でございます。この実質公債費比率につきましては、地方債の元利償還金等の標準財政規模に対する比率で、標準財政規模といいますのは、標準税率で算定した税収入額と地方譲与税などの税外収入に、普通交付税と臨時財政対策債発行可能額を加えたものでございます。

算出根拠、詳細につきましては、後ほどご説明をさせていただきます。

下段の表に移動しまして、標準財政規模につきましては、32億7,525万7,000円で、そのうち臨時財政対策債発行可能額は981万5,000円でございます。

また、右の数字の4つの指標の早期健全化と財政の再生の基準となる数値で、早期健全化基準の数値を上回った場合には財政健全化計画を定め、自主的な改善努力による財政健全化を。財政再生基準の数値を上回った場合には財政再生計画を定め、国等の関与により確実な再生を図る必要がございます。

続きまして、3ページをご覧くださいと思います。

総括表の②連結実質赤字比率等の状況でございます。

まず、左上の一般会計等の実質収支比率について。

一般会計では、3億9,321万1,000円。

へき地診療所特別会計では2,403万8,000円で、これらを小計した4億1,724万9,000円を標準財政規模の32億7,525万7,000円で除した実質の赤字比率はマイナスの12.73%となりますが、下の米印のとおり実質収支または連結実施収支が黒字である場合には、負の値で表示しますのでマイナスの表記となるものでございます。

次に、左下の一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計でございます。実質収支につきましては、国民健康保険特別会計では、1億2,749万4,000円。介護保険特別会計では、6,699万9,000円。後期高齢者医療特別会計では、353万7,000円。

次に、右上の法適用企業では、水道事業会計が2億3,931万2,000円、浅間高原水道事業会計では、2億5,546万9,000円。下水道事業会計では7,921万1,000円の剰余でございまして、右下の法適用企業では、法適用移行によりございませんでした。

4つの表の合計が、11億8,927万1,000円を標準財政規模で除した連結実質赤字比率は、マイナス36.31%となります。

続いて、4ページをご覧くださいと思います。

総括表の③実質公債費比率の状況でございます。こちらは3か年表記がありますが、令和6年度の欄をご覧くださいと思います。

まず、上段の表の①は元利償還金といたしまして、4億2,806万8,000円。④は公営企業債の償還財源に充てた繰入金といたしまして、3,358万8,000円で、こちらは水道事業会計の繰入れによるものでございます。⑤は、一部事務組合の地方債に充てた補助金等といたしまして、こちらは1億3,884万3,000円で、こちらは西吾妻福祉病院、吾妻広域の補助金または負担金によるものでございます。⑥は、公債費に準じる債務負担行為といたしまして159万7,000円で、こちらはからまつ荘の増床に伴う負担金でございます。平成18年度より借入れに対する単年度償還分でございます。⑧は、特定財源の額といたしまして466万5,000円で、公営住

宅使用料から維持管理費を除いた額を計上しております。⑨は、事業費の補正により基準財政需要額に算入された公債費3,853万5,000円、⑩は、災害復旧に係る基準財政需要額といたしまして2億420万9,000円、⑪につきましては、密度補正による基準財政需要額に算入された元利償還金等5,137万円。

中段の表に移りまして、⑫につきましては、標準税収入額等といたしまして18億7,599万円、⑬は、普通交付税の額といたしまして13億8,945万2,000円、⑭は、臨時財政対策債発行可能額といたしまして、981万5,000円でございます。

これらの数値を基に算出し、令和6年度の実質公債費比率は10.17452で、令和4年度から令和6年度の3か年を平均した比率は10.6%となり、この数値が1ページの①に反映されております。

続いて、5ページをご覧くださいと思います。

総括表の④将来負担比率の状況でございます。

上段の将来の負担額の表で、地方債では現在高3月末といたしまして40億1,313万9,000円、債務負担行為に基づく支出予定は158万2,000円、こちらはからまつ荘の増床分の支出でございます。公営企業債等の繰入金見込みといたしまして1億5,887万1,000円で、水道事業会計起債に伴う繰入れでございます。

組合等の見込みといたしまして1億4,974万9,000円で、こちらについては西吾妻福祉病院と吾妻広域の各組合分を。退職金手当組合の負担の見込みといたしましては、特別職、一般職で4億9,573万6,000円、設立法人の負債額等の負担見込みは、第3セクター等で3万3,000円で、こちらは群馬県信用保証協会への損失補償金の支払いでございます。

これらの合計が、下段の計算式の分子となりまして、将来負担額のA57億1,911万円となります。

中段の充当可能財源等の表でございますが、充当可能基金は78億6,891万3,000円、充当可能特定歳入は、町営住宅の家賃の地方債への将来充当見込み分といたしまして1,450万円、基準財政需要額参入見込額については、道路、学校、保健衛生、公債費等の合計といたしまして、32億2,982万円これら合計が下段の計算式の分子、充当可能財源のBといたしまして111億1,323万3,000円となります。

結果、将来負担額Aから充当可能財源等Bを減じると、マイナスの53億9,462万3,000円となり、分母の標準財政規模Cから歳入公債費等のDを減じた29億8,114万3,000円で除した将来の負担額はマイナス計上となり、計上なしということでございます。

続きまして、6ページをご覧くださいと思います。

こちらは財政健全化法の第22条に基づく資金不足比率に関する算定の様式でございます。

上段3段の表につきましては、法適用企業の長野原町水道、浅間高原水道、下水道水道の各事業で、1段目の中央の(1)流動負債等では、町の水道事業が983万2,000円、浅間高原水道事業が131万9,000円、下水道事業が2,315万4,000円で、右側の(3)流動資産等では町の水道事業といたしまして2億4,914万4,000円、浅間高原水道につきましては2億5,678万8,000円、下水道事業につきましては1億236万5,000円で(3)から(1)を減じた額が下の表の(8)に入りまして、長野原町水道事業が2億3,931万2,000円、浅間高原水道事業が2億5,546万9,000円、下水道事業が7,921万1,000円の資金剰余となり、(9)の資金不足額は算出されず、右から3行目の資金不足比率も算出されませんでした。

また、別紙といたしまして、監査委員からの意見書を添付しておりますので、後ほどご覧くださいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長(黒岩 巧君) 報告が終了したので、特に質問がありましたらお願いします。

ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(黒岩 巧君) 質問がないようですので、報告第1号については報告のとおり了承いただきたいと思います。

◎選挙第1号

○議長(黒岩 巧君) 日程第5、選挙第1号 西吾妻環境衛生施設組合議会議員の補欠選挙についてを議題とします。

西吾妻環境衛生施設組合議会議員については、選出議員に欠員が生じたため、選挙が必要となりました。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により議長において指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(黒岩 巧君) 異議なしと認め、議長より指名します。

選挙第1号の指名ですが、私、黒岩巧に代わり萩原広美君を指名します。

お諮りします。議長において報告のとおり、環境衛生施設組合議会議員を指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、指名のとおり当選されました。

当選者が議場におりますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

よろしくお願いいたします。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第6、同意第1号 長野原町教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 同意第1号 長野原町教育委員会委員の任命同意について、提案理由のご説明を申し上げます。

長野原町教育委員会委員の■■■■氏が9月30日をもって任期満了となります。■■■■氏は昭和■■年■■月■■日生まれの■■歳で、令和3年10月1日に就任されて以来、1期4年にわたり教育委員会委員としてご活躍いただいております。

今回の任期満了に伴い、これまでの実績を踏まえて、引き続き教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の取組及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めらるものでございます。

ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了しました。

お諮りします。人事案件につき、質疑と討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。同意第1号について、起立により採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、起立により採決します。

お諮りします。同意第1号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒岩 巧君） 起立全員であります。したがって同意第1号は、原案のとおり可決されました。

◎諮問第1号の上程、説明、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第7、諮問第1号 長野原町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 諮問第1号 長野原町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

長野原町人権擁護委員であります■■■■■■氏の任期が12月31日で満了となります。■■■■■■氏は令和5年1月1日から1期3年にわたり人権擁護委員としてご活躍いただいております。

今回、任期満了に伴い、再任をお願いいたしたところ、承諾を得られましたことから人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。現在、就任中の■■■■■■氏は地域住民のよき相談役として広く社会の実情に通じ、地域住民の人望も厚く健康で職務の遂行には支障がなく適任と考えますので、再任で推薦いたしたくご審議の上、ご意見賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了しました。

お諮りします。人事案件につき、質疑と討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。諮問第1号について、起立により採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、起立により採決します。

お諮りします。諮問第1号は、原案のとおり適任と認めることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒岩 巧君） 起立全員であります。したがって諮問第1号は、原案のとおり適任と認めることに決定しました。

◎諮問第2号の上程、説明、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第8、諮問第2号 長野原町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 諮問第2号 長野原町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

長野原町人権擁護委員の■■■■氏が12月31日に任期が満了を迎え、今限りでの退任となります。つきましては、後任の委員として長野原町大字■■■にお住まいの■■■氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

■■■氏は昭和■■年■■月■■日生まれの■■歳で、人格、識見も高く温厚篤実で人権擁護委員として適任でありますので、ご審議の上ご意見賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了しました。

お諮りします。人事案件につき、質疑と討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。諮問第2号について、起立により採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、起立により採決します。

お諮りします。諮問第2号は、原案のとおり適任と認めることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒岩 巧君） 起立全員であります。したがって諮問第2号は、原案のとおり適任と認めることに決定しました。

◎議案第1号～議案第2号の一括上程、説明、質疑、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第9、議案第1号 長野原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について及び日程第10、議案第2号 長野原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について関連がありますので一括議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第1号 長野原町職員育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について並びに議案第2号 長野原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が公布され、仕事と生活の両立支援の拡充が10月1日から施行されることに伴い、それぞれの本条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 議案第1号 長野原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改

正する条例制定について、ご説明をさせていただきます。

一部改正する条例制定の理由につきましては、先ほど町長が説明したとおりでございます。

それでは、2ページから4ページにかけまして、こちらが長野原町職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例制定の改正分でございます。

5ページをご覧いただきたいと思います。

こちらは、新旧対照表でございます。こちらで説明のほうをさせていただきます。

向かって左側が現行で、右側が改正後となっております。また、改正箇所には下線をつけてございます。

まず、第1条の改正につきましては、上位法令で引用の改正となっております。

第21条の第2項中の「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「次条及び23条において同じ」を加えるものでございます。

次の条と23条でも同じようにその対象を除外する内容となっております。

第22条では、6ページにかけまして、上位法令の改正により、まず見出しを第1号部分休業に改正でございます。

こちらにつきましては、対象の勤務時間で、正規の勤務時間または非常勤務職員に定められた勤務時間で取得できる時間帯、「勤務時間の始めまたは終わりに限る」を取得単位については30分単位で育児のために勤務時間を短縮する場合には、出勤時間を遅らせるか退勤時間を早めるかどちらかしか選べませんでした。改正後では第1号の部分休業に限定、「勤務時間の始め、終わりに限る」という制限を削除して、承認単位は引き続き30分単位に、勤務時間の途中でも部分休業を取得できる内容の改正となっております。

6ページの第22条の第2項及び第3項中につきましては、こちらの「部分休業」を「第1号の部分休業」に改めるものでございます。

22条の次に次の4条を加えるものでございます。まず、一番下段の22条の2では、こちらについては、育児休業法に基づく第2号の部分休業の承認方法について定めております。第2号の部分休業は、1年間で一定時間まで育児のために勤務を減らすことができる制度でございます。第1項で7ページにかけまして、育児休業法の第9条第2項第2号に基づく制度の内容となっております。年間で10日相当の時間、常勤職員であれば約77時間30分まで育児のために勤務時間を減らすことができる内容となっております。

第1号では、1回の勤務時間が分単位で設定されていて、その全ての時間について休業請求ができる場合は、その時間で承認できる内容となっております。

第2号では、部分休業の残り時間が1時間未満で、その全てについて休業請求があった場合は、その残り時間で承認ができる内容となっております。

続いて、22条の3につきましては、育児休業法に基づく第2号の部分休業について、1年の期間について、毎年4月1日から翌年3月31日までと定めている内容でございます。

第22条の4につきましては、育児のために勤務時間を減らす第2号の部分休業は年間に使える時間に上限がございます。その上限時間を職員の勤務形態に応じて定めている内容でございます。第1号は非常勤職員以外の職員、常勤職員となります。こちらについては上限時間が77時間30分、これ1年間でございます。

第2号は非常勤職員で上限時間、その人の1日当たりの勤務時間掛ける10日間となっております。

7ページから8ページにかけては、第22条の5について説明をさせていただきます。

8ページをご覧いただきたいと思っております。

この条文では、育児休業の期間延長、変更ができる特別な事情について定めてございます。

育児休業の延長を申請した後に、予想できなかった事情が起きて、育児に大きな支障が出ると認められた場合は、休業期間を変更できる規定で、配偶者がけがや病気で入院してしまったなど、その他申請時に予測できなかった重大な事情が起きた場合を認める内容となっております。

続いて、23条の第1項でございます。こちらについては、育児休業法の第19条第1項に基づき部分休業を取得した時間分については給料条例第16条に定める1時間当たりの給料額で減額することが明確に規定されている改正でございます。

第2項では、前項で定義した部分休業を明示する改正となっております。

第24条では、職員が育児休業の期間を変更したときは、既に承認されていた部分休業の予定も取り消すことができるという内容となっております。

それでは、大変申し訳ないんですけども、3ページにお戻りいただきたいと思っております。

附則といたしまして、第1項でこの条例は施行期日を定めておりまして、令和7年10月1日から施行としております。第2項では、4ページにかけては、令和8年3月31日までの間に第2号の部分休業を申請する場合に当たって、通常の制度と異なる上限時間を適用すると内容となっております。

10月1日からの施行となりますので、半分という記載となっております。

第1号については、以上でございます。

続いて、議案第2号の長野原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明を申し上げます。

一部改正する条例制定の理由につきましては、町長説明のとおりでございます。

資料の2ページから3ページにかけては、一部改正の条例制定の改正文となっております。

それでは、4ページをご覧いただきたいと思います。新旧対照表で説明させていただきます。向かって左側が原稿で、右側が改正後でございます。改正箇所には下線をつけてございます。

第15条では、第19条の2の新設に伴いまして、文言の改めとなっております。

第19条の妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等について、新たに新設をするものでございます。妊娠、出産、育児に関する申出をした職員や3歳未満の子どもを育てている職員に対して配慮や対応について定めてございます。

第1項で妊娠、出産に関する申出をした職員への対応で、町の任命権者は、育児休業などの制度を利用したいと申し出た職員に対して対応をしなければならないという内容でございます。第1号で制度の内容で育児と仕事を両立するための制度や支援策について、職員に対してきちんと知らせることを規定しております。

5ページをご覧いただきたいと思います。

第2号で職員の意向の確認といたしまして、その制度を使いたいかどうか職員の希望を確認をする規定でございます。

第3号では、家庭の事情への配慮として子どもの心身の状態や家庭の育児状況によって仕事と両立は難しくなる可能性がある場合、その改善策に役立つ支援について職員の希望を確認する規定となっております。

第2項では、3歳未満の子どもを育てている職員への対応で、同じく任命権者は3歳未満の子どもを育てている職員に対しても対応をしなければならないという規定となっております。

第1号では、制度の案内で、育児と仕事を両立するための制度や支援策について職員に知らせる規定となっております。

第2号では、職員の意向確認で、その制度を使いたいかどうか職員の希望を確認することの規定でございます。

第3号では、家庭の事情への配慮で子どもの状態や家庭の育児状況によって仕事との両立

が難しくなる可能性がある場合、その改善策に役立つ支援について職員の希望を確認する規定となっております。

第3項では、職員の希望に配慮する義務で、先ほど説明した第1項第3号、2項の第3号のように職員の意向を確認した場合はその希望を無視せずきちんと配慮して対応する規定となっております。

続いて、19条の2については、条ずれにより19条の3に改めるものでございます。

すみません、3ページにお戻りいただきたいと思っております。

附則といたしまして、第1項でこの条例は施行期日を定めており、令和7年10月1日から施行としております。第2項では、長野原町職員の勤務時間や休暇に関する条例の改正に際して、施行日前に任命権者が新しい制度に基づく措置を先行して実施できるように経過措置を定めております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

採決は各議案ごとに行います。

お諮りします。議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第2号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第11、議案第3号 長野原町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第3号 長野原町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、地域の高齢化が進む中、緊急対応など医療ニーズが増加し、医療が不足しているへき地で働く医師に対して、勤務を支援及び促進を図るため、本条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 議案第3号 長野原町職員の特殊勤務に関する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明を申し上げます。

条例の一部改正の理由につきましては、先ほど町長が説明したとおりでございます。

2ページをご覧いただきたいと思います。こちらが条例の一部を改正する改正文となっております。

3ページをご覧いただきたいと思います。

こちらが、新旧対照表でございます。こちらで説明をさせていただきます。

向かって左側が現行で、右側が改正後でございます。改正箇所には下線をつけてございます。

まず、第2条中の第7号を8号に改正、第6号を第7号に改正、第5号を第6号と改正、第4号の次に（5）へき地医療強化等手当を加えるものでございます。

第10条を第11条といたします。第7条から第9条までは1条ずつ繰り下げ、第6条の次にへき地医療強化等手当、第7条を加え、内容については、へき地医療強化等手当は医療職給料表の適用を受ける職員について月額20万円を超えない範囲の額を支給する。

第2項、前項の規定によりへき地医療強化等手当を支給される職員の範囲、支給額のその他支給に関する必要な事項は規則で定める内容となっております。

2ページにお戻りいただきたいと思えます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和7年9月1日から適用とする内容となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第3号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第12、議案第4号 長野原町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第4号 長野原町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、構造改革特別区域法第12条に基づき、株式会社による私立学校の意見聴取及び認可等を行う審議会の設置に伴い、本条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（萩原喜隆君） 議案第4号 長野原町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明いたします。

今回の条例制定につきましては、町長の説明のとおり、長野原町グローバル教育特区学校審議会委員への報酬を支払うため、本条例制定をお願いするものでございます。

2ページをご覧ください。こちらが条文になります。

3ページ以降に新旧対照表がございますが、今回追加される委員は、4ページの下段、下線が引いてある箇所、右側が改正後となります。

なお、附則といたしまして、本条例は公布の日から施行させていただきたくお願い申し上げます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第4号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第13、議案第5号 財産の取得について（消化器内視鏡システム

及びベッドサイドモニタの購入)を議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 萩原睦男君 登壇]

○町長(萩原睦男君) 議案第5号 消化器内視鏡システム及びベッドサイドモニタの購入に係る財産の取得について、提案理由のご説明を申し上げます。

当該医療機器取得は、長野原町へき地診療所の診療の向上及び診療範囲の拡大を図るため購入するものであります。購入する機器は富士フイルムメディカル社製内視鏡システム一式等で、取得金額は1,449万2,390円、契約の相手方は株式会社スズケン群馬支店支店長武誠でございます。つきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び長野原町議会の議決にすべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(黒岩 巧君) 次に、担当課長より内容説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長(中島 淳君) 議案第5号 財産取得につきましてご説明申し上げます。

議案書2ページをご覧ください。

長野原町へき地診療所において整備する医療機器は、先ほど町長が申し上げましたとおり富士フイルムメディカル社製の内視鏡システム一式と日本光電工業社製のベッドサイドモニター一式でございます。

長野原町へき地診療所において落札実績のある3社による指名競争入札を実施いたしまして、契約相手株式会社スズケン群馬支店に決定したものでございます。

財源におかれましては、国庫補助、へき地診療所施設及び設備整備費補助金予定補助率2分の1を活用させていただき購入させていただきます。購入させていただくことにより、へき地診療所に定期的に受診されている方などが、今まで内視鏡検査のために他の医療機関を受診しなければいけない状況の解決や健診で精査が必要になった方、専門医療機器での術後フォローアップが終了になった方などがふだん通り慣れて受診できるへき地診療所にて検査することができるようになり、安心の提供と信頼の向上が期待できると同時に診療範囲の拡大、医療の向上を図るものでございます。

説明は以上となります。

よろしく申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第5号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第14、議案第6号 工事請負契約の締結について（中部簡易水道緊急遮断弁設置工事（中央第三配水池））を議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第6号 中部簡易水道緊急遮断弁設置工事（中央第三配水池）の工事請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

当該工事は、有事の際に水の供給を確保するため実施するものでございます。契約の目的は中部簡易水道緊急遮断弁設置工事（中央第三配水池）、契約金額は6,578万円、契約の相手方はクシダ工業株式会社代表取締役串田洋介でございます。つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び長野原町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第6号について、起立により採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、起立により採決します。

お諮りします。議案第6号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒岩 巧君） 起立全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第15、議案第7号 工事請負契約の締結について（長野原町総合運動場照明施設改修工事）を議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第7号 長野原町総合運動場照明施設改修工事の工事請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

当該工事につきましては、屋外のテニスコート及び野球場の照明設備のLED化を図るため、改修工事を実施するものでございます。契約の目的は、長野原町総合運動場照明施設改修工事、契約金額は6,490万円、契約の相手方は吉澤建設株式会社代表取締役吉澤孝でございます。つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び長野原町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるもので

ございます。

ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第7号について、起立により採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、起立により採決します。

お諮りします。議案第7号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒岩 巧君） 起立全員であります。

したがって議案第7号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩にします。

再開は午後1時、13時に再開しますのでよろしく申し上げます。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（黒岩 巧君） 会議を再開いたします。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第16、議案第8号 令和7年度長野原町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 萩原睦男君 登壇]

○町長（萩原睦男君） 議案第8号 令和7年度長野原町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,091万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億7,554万円とするものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より順次内容説明を求めます。

初めに、総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 議案第8号 令和7年度長野原町一般会計補正予算（第4号）につきまして、ご説明をいたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億2,091万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億7,554万円とするものでございます。

2ページをご覧いただきたいと思います。

第1表の歳入歳出予算の補正の歳入でございますが、11款1項地方交付税で6,840万3,000円の追加、15款国庫支出金では、2項国庫補助金で3,115万7,000円の追加。16款県支出金では、2項県補助金で125万9,000円の追加。19款繰入金では、1項の基金繰入金で1,300万円の追加。22款1項町債で710万円の追加。合計で1億2,091万9,000円の増額でございます。

3ページをご覧いただきたいと思います。

歳出でございます。

1款1項議会費では、173万5,000円の減額、2款の総務費では、1項総務管理費で860万円の追加。3款民生費、1項社会福祉費と2項の児童福祉費を合わせまして1,519万7,000円の追加。4款衛生費、1項保健衛生費では、104万2,000円の追加。6款農林水産業費、1項農業費、2項の林業費を合わせまして188万9,000円の追加。8款土木費では、2項道路橋梁費で3,200万円の追加。9款1項消防費では815万円の追加。10款教育費では1項教育総務費と5項の社会教育費を合わせまして3,385万円の追加。13款諸支出金では3項の公営企業会計支出金で2,192万6,000円の追加、合計で1億2,091万9,000円の増額でございます。

4ページをご覧いただきたいと思います。

第2表の地方債の補正で、Jアラート新型受信機整備追加で、限度額は710万円でございます。

7ページをご覧くださいと思います。

事項別明細書の2歳入でございます。11款1項1目地方交付税では、普通交付税で6,840万3,000円の追加。15款国庫支出金では2項国庫補助金、1目の総務費国庫補助金で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で1,053万5,000円の追加。2目の民生費国庫補助金では、障害者総合支援事業補助金等で62万2,000円の追加。6目教育費の国庫補助金では、過疎地域持続的発展支援交付金で2,000万円の追加。16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金では、群馬県環境負荷低減資源循環型農業推進モデル事業の補助金で、125万9,000円の追加。19款繰入金では、1項基金繰入金、10目の教育施設等整備基金繰入金で1,300万円の追加。

8ページをご覧くださいと思います。

22款1項町債では、4目の緊急防災減債事業債で710万円の追加でございます。

続いて、事項別明細書の3歳出を説明いたします。9ページをご覧ください。

こちらについては、1款1項1目議会費については議会事務局長より説明いたします。

○議長（黒岩 巧君） 次に、議会事務局長。

○議会事務局長（本田昌也君） それでは、1款1項1目議会費では173万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。右側の説明欄をご覧ください。議会運営管理事業では、10節需用費の研修会等での食料費として13万円の追加を、11節役務費ではスマートフォンへの機種変更として3万5,000円の追加を、各委員会活動事業では12節委託料で行政視察業務委託につきまして、事業確定によりまして190万円の減額補正をお願いするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 次に、総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、107万2,000円の追加でございます。説明欄をご覧くださいまして、一般管理事業では13節の使用料及び賃借料で、事務の効率化、カスハラ対策のため電話の自動応答実証実験のため、システムの使用料でございます。

18節の負担金及び補助交付金では、地方公務員災害補償基金の負担金の不足といたしまして、5万6,000円の追加、吾妻広域町村圏振興整備組合でふるさと市町村圏の基金運用益の調整のため1万6,000円の追加でございます。

2目の財産管理費では、36万8,000円の追加でございます。説明欄の財産管理事業では、7節の報償費で普通財産の鑑定の謝礼といたしまして34万6,000円の増額でございます。

続いて、10ページにかけまして、11節の役務費では旧消防署長野原分署の建物を損害共済のため2万2,000円の追加でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 次に、未来ビジョン推進課長。

○未来ビジョン推進課長（佐藤 忍君） 10ページをお願いいたします。

続きまして、4目企画費では716万円の追加をお願いするものでございます。説明をご覧ください。地域振興事業では、116万円の追加をお願いするものでございます。今年度、浅間高原未来構想を検討する業務委託を当初予算でご議決いただき、鋭意進めているところでございます。このたび、当該業務を進めるに当たり、全国の優れた先進地や成功事例等を視察し、参考やヒントとすることが必要となつてまいりましたので、職員等の視察に関する経費として8節旅費で70万円、18節負担金で46万円の追加をお願いするものでございます。

続きまして、浅間山北麓デジタルセンター等管理事業では、14節工事請負費で600万円の追加をお願いするものでございます。町営浅間園の遊歩道にあります鬼押出橋は老朽化に伴う橋梁点検から通行不可となり、橋を含む旧火山博物館までの遊歩道を閉鎖しております。このような中、国の融雪型火山泥流に対する砂防堰堤計画がある中で有事に遊歩道を歩いていた方の避難誘導として橋の補修を含めた形での計画を国と協議をしましてまいりました。この度協議が調い、橋梁補修が行われることになりましたが、橋から旧火山博物館までの遊歩道の一部が令和元年の台風19号により一部崩落している箇所があり使用できない状況でございますので、来シーズンの開放に向け安全対策、浅間高原の観光振興も含め維持補修工事をいたしたく追加をお願いするものでございます。

以上よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 次に、健康福祉課長補佐。

○健康福祉課長補佐（山本元春君） 次に、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費では、補正額1,127万5,000円の追加で説明欄の社会福祉総務一般では19節扶助費で行旅死亡人に係る葬祭費として30万円の追加補正を、福祉医療費給付事業では12節委託料で子ども医療費受給資格のオンライン資格確認に係るシステム改修費として44万円の追加補正を、次のページにかけまして、定額減税調整給付金不足額給付事業では、給付金システムの導入後に算定を行いました結果、予算計上時より約250人多い約747人の対象者がございましたので、11節

役務費で、案内送付に係る通信費といたしまして1万3,000円を、振り込みに係る手数料といたしまして2万2,000円を、18節負担金補助及び交付金で1,050万円の追加補正をお願いするものでございます。

続きまして、2目老人福祉費では、補正額205万9,000円の追加で、説明欄の介護保険事業では、27節繰出金で特別会計への繰出金として3万円の追加補正を、在宅福祉事業では12節委託料で長野原町社会福祉協議会への老人福祉センターの維持管理料として202万9,000円の追加補正をお願いするものでございます。

次に、3目障害者福祉費では、補正額44万円の追加で、説明欄の障害者総合支援法事業におきまして、制度改正に伴う障害者総合支援システム改修に係る費用の追加補正をお願いするものでございます。

次に、4目後期高齢者医療費では、補正額153万3,000円の追加で、説明欄の後期高齢者医療事業におきまして令和6年度の医療給付費負担金の額の確定によりまして追加補正をお願いするものでございます。

次のページ、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、補正額11万円の減額で、説明欄の児童福祉総務一般におきまして、児童手当システムの改修費用が確定したことにより減額補正をお願いするものでございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、4目母子保健費では、補正額83万5,000円の追加で、説明欄の母子保健対策事業では、12節委託料で制度改正に伴う健康管理システムの改修費用として77万円の追加補正を、妊婦・出産包括支援事業では13節使用料及び賃借料で、3歳児の眼科屈折検査に係る検査機器の賃借料が値上がりしたため、1万6,000円の追加補正を、子ども子育て支援事業では、11節役務費で、子育て支援広場ここはぴで使用する携帯電話の使用料といたしまして、4万9,000円の追加補正をお願いするものでございます。

次に、6目健康増進事業では、補正額20万7,000円の追加で、説明欄の健康増進事業におきまして、ウォーキングポイントでの商品の郵送料として追加補正をお願いするものでございます。

健康福祉課は以上となります。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、農林課長。

○農林課長（佐藤信利君） 13ページをご覧ください。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業振興費では、補正額125万9,000円の追加をお願いするもので、説明欄の農林振興事業は

18節補助金で県が実施する事業の資源循環型農業を推進する機械の導入補助となります。

4目の畜産振興費では、補正額42万円の追加をお願いするもので、説明欄の畜産振興事業は8節、旅費及び13節借上料で、10月に北海道で開催される全日本ホルスタイン共進会に参加する畜産農家激励のための職員旅費となります。

次に、2項林業費、1目林業総務費では、補正額21万円の追加をお願いするもので、説明欄の有害鳥獣対策事業は、改正鳥獣保護管理法に伴い、今年より熊等に対し、人の日常生活圏での緊急銃猟が市町村の許可で可能となり、県の対応マニュアルによるガイドラインで推奨される装備品の購入費用となります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 次に、建設課長。

○建設課長（清水洋介君） 引き続き13ページをご覧ください。

8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費では、3,200万円の追加をお願いするものでございます。説明をご覧ください。13節使用料及び賃借料では、突発的な豪雨による土砂流出や側溝集水ますの土砂撤去、倒木処理等の対応により機械と賃借料に不足が生じたので、200万円の追加を、続いて14ページをご覧ください。14節工事請負費では、陳情に伴う年次計画で実施の町道9-9号線側溝蓋設置工事、各地区からの要望に伴う道路施設補修、緊急性の高い道路施設の損傷箇所補修、通行除雪に係る支障木の伐採のための管内一円、維持補修工事を増工するに当たり、道路維持補修工事請負費に不足が生じたので、3,000万円の追加をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 次に、総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） それでは、14ページの9款1項消防費、4目の消防施設費では、100万円の追加でございます。説明欄の消防施設事業をご覧いただきたいと思います。18節の負担金補助及び交付金では、陳情箇所の消火栓の改修工事で100万円の追加でございます。6目の行政無線維持管理費では、715万円の追加でございます。説明欄の行政無線維持管理事業で、国からの指示によりJアラートの新型受信機整備事業の委託で715万円の追加でございます。こちらに関しては令和7年度の発注に限りまして、緊急防災減災対策事業債が充当できるということになっていきますので、そちらを活用させていただきたいと思います。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 次に、教育課長。

○教育課長（萩原喜隆君） 続きまして、10款1項2目では、14節の工事請負費において、旧北軽井沢小学校の外構工事の費用といたしまして、3,300万円の追加をお願いするものでございます。

15ページをご覧ください。

10款5項1目では、12節の委託料におきまして、町文化祭の会場設営に伴う業務委託費用を85万円の追加をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 最後に、総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 15ページの13款諸支出金、3項1目の公営企業会計の支出金では、2,192万6,000円の追加でございます。説明欄の各水道事業では、18節の補助金で公営企業会計の法適用となる上水道事業と下水道事業への補助金の追加でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。

なお、質問する際は該当ページを明らかにした上でご質問願います。

それでは、質疑をお願いします。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第8号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号～議案第14号の一括上程、説明、質疑、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第17、議案第9号より日程第22、議案第14号まで、令和7年度各特別会計及び事業会計補正予算についてを一括議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第9号 令和7年度長野原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ152万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億3,531万6,000円とするものでございます。

議案第10号 令和7年度長野原町へき地診療所特別会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ236万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億155万4,000円とするものでございます。

議案第11号 令和7年度長野原町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ273万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億3,442万1,000円とするものでございます。

議案第12号 令和7年度長野原町水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的収入及び支出に1,972万5,000円を追加し、収益的収入の合計額を3億958万円、支出の合計額を3億901万1,000円とし、資本的収入及び支出の資本的支出に880万円を追加し、不足する資本的収入については、過年度分損益勘定留保資金等880万円で補填するものでございます。

議案第13号 令和7年度長野原町浅間高原水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的収入及び資本的支出に880万円を追加し、不足する資本的収入については、建設改良積立金等880万円で補填するものでございます。

議案第14号 令和7年度長野原町下水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的収入及び支出に220万円を追加し、収益的収入及び支

出額の合計額を5億4,808万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

初めに、町民生活課長。

○町民生活課長（中島 淳君） 議案第9号 令和7年度 長野原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ152万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億3,531万6,000円とするものでございます。

まず2ページ第1表をご覧ください。

歳入ですが、2款国庫支出金、1項国庫補助金では補正額88万円の追加。6款繰越金、1項繰越金では、補正額64万6,000円の追加で、歳入合計といたしまして、補正額152万6,000円の追加補正をお願いするものでございます。

次のページ、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費では、補正額152万6,000円の追加で歳出合計としまして、同額、補正額152万6,000円の追加補正をお願いするものでございます。

それでは、6ページをご覧いただきまして、歳入の明細ですが、2款1項1目国庫補助金では88万円の追加。6款1項1目繰越金では64万6,000円の追加補正をお願いするもので、次のページ、7ページです。

歳出の明細ですが、1款1項1目一般管理費では152万6,000円の追加補正で、説明欄の12節電算委託料では、国の制度改正によるシステム改修及び国保情報ネットワーク端末の改修につきまして、追加補正をお願いするものでございます。

国民健康保険特別会計は以上でございます。

続きまして、議案第10号 令和7年度長野原町へき地診療所特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

表紙をご覧ください。

今補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ236万6,000円の追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億155万4,000円とするものでございます。

2ページにいきまして、第1表をご覧ください。

歳入ですが、1款1項外来収入では、補正額236万6,000円の追加補正で、歳入合計としま

して、補正額236万6,000円の追加補正をお願いするものです。

次のページ、歳出ですが、1款総務費、1項施設管理費では、補正額224万6,000円の追加補正を、2款医業費、1項医業費では、補正額12万円の追加補正、歳出合計としまして、補正額236万6,000円の追加補正をお願いするものでございます。

6ページにいきまして、歳入の明細ですが、1款1項1目国保診療収入では、補正額90万5,000円の追加補正。2目社保診療収入では、補正額100万円の追加補正。4目その他診療収入では、46万1,000円の追加補正をお願いするものでございます。

次に、7ページをご覧ください。

1款1項1目一般管理費では、補正額224万6,000円の追加補正で、説明欄の一般管理費では、条例等改正による3節職員手当の追加補正、13節使用料及び賃借料では新たな医療機器が必要となりましたので、賃借料40万円の追加補正をお願いするものでございます。

2款1項1目医業費では、補正額12万円の追加補正で、説明欄の医業では、代診医師の派遣委託料の追加補正をお願いするものでございます。

なお、次のページ以降につきましては、給与費明細等となりますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上でございます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、健康福祉課長補佐。

○健康福祉課長補佐（山本元春君） 議案第11号 令和7年度長野原町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

表紙をご覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ273万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億3,442万1,000円とするものでございます。

まず、1枚おめくりいただきまして、2ページの第1表をご覧ください。

歳入ですが、7款1項一般会計繰入金では、補正額3万円の追加。8款1項繰越金では、補正額270万円の追加で、歳入合計といたしまして、273万円の追加補正をお願いするものでございます。

次に、3ページの歳出ですが、1款1項総務管理費では補正額3万円の追加、7款1項償還金及び還付加算金では補正額270万円の追加で、歳出合計といたしまして、273万円の追加補正をお願いするものでございます。

それでは、6ページの歳入をご覧ください。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金では、補正額3万円の追加補正を、8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金では、補正額270万円の追加補正をお願いするもので、次に7ページの歳出ですが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、補正額3万円の追加で、説明欄の一般管理におきまして、地域包括支援センターで使用するケアプランの作成に係るシステムの回線使用料の値上げに伴い追加補正をお願いするものでございます。

次に、7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金では、補正額270万円の追加で、説明欄の償還事業におきまして、前年度分の交付金の額の確定による精算返還金として追加補正をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次、上下水道課長。

○上下水道課長（篠原博信君） 続きまして、議案第12号 長野原町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

収益的収入及び支出の第2条では、収益的収入及び支出にそれぞれ1,972万5,000円を追加し、収入合計を3億958万円とし、支出合計を3億901万1,000円とするものです。資本的収入及び支出の3条では、予算第4条の本文括弧書き中の資本的収入が資本的支出額に対し不足する額6,972万4,000円を7,852万4,000円に、当年度分消費税資本的収支調整額965万1,000円を956万5,000円に、過年度分損益勘定留保資金2,537万8,000円を3,365万5,000円に、当年度分損益勘定留保資金3,469万5,000円を2,754万2,000円に、建設改良積立金を776万円に改め、資本的収入及び支出に880万円を追加し、支出合計を3億187万5,000円とするものです。

11ページをお開きください。

予算明細書の収益的収入及び支出の収入でございます。1款2項2目1節の他会計補助金では、一般会計補助金1,422万5,000円の追加を、2款2項2目1節の他会計補助金で、一般会計補助金550万円の追加をお願いするものでございます。

12ページをご覧ください。支出でございます。

11款1項1目1節の修繕費では、中央第一配水池の漏水修繕費、洞口調和槽滅菌器修繕費、大津地区の減圧槽の修繕費用で1,392万5,000円の追加を、2目1節の手数料では口座振替、コンビニ収納手数料等で30万円の追加を、12款1項2目1節の委託料では応桑第一、第二、第三配水池の今後の在り方についての検討費用として550万円の追加をお願いするものでございます。

13ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の支出では、32款1項4目1節の工事請負費で、応桑第一配水池への流量計設置工事費として880万円の追加をお願いするものです。

6ページにお戻りください。

予定のキャッシュフローとなります。最下段の資金期末残高は2億2,097万697円となります。7ページにつきましては、予定損益計算書8ページ、9ページは予定貸借対照表でございます。ご覧いただきたいと思ひます。

以上で、議案第12号の内容説明となります。

続きまして、議案第13号 令和7年度長野原町浅間高原水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

資本的収入及び支出の第2条では、令和7年度浅間高原水道事業会計予算第4条本文括弧書き中資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7,399万9,000円を8,279万9,000円に、当年度分消費税資本的収支調整額653万5,000円を726万3,000円に、建設改良積立金3,644万円を4,452万円に改め、資本的収入及び支出の第1款第1項建設改良費に880万円を追加し、合計額を8,779万9,000円とするものでございます。

7ページをご覧ください。

予算明細書の資本的収入及び支出の支出では、1款1項4目1節の工事請負費で、浅間第一配水池の流量計テレメーター受信盤及び発電機の制御盤の改修工事費用として880万円の追加補正をお願いするものでございます。

3ページにお戻りください。

予定キャッシュフローで、最下段の資金期末残高では、1億533万1,712円となります。

4ページが予定損益計算書、5ページ、6ページが予定の貸借対照表となりますので、後ほどご覧いただきたいと思ひます。

以上で、議案第13号の説明といたします。

続きまして、議案第14号 令和7年度長野原町下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正については、収益的収入及び支出の第2条の収益的収入及び支出にそれぞれ220万円を追加し、収益的収入及び支出の合計額を5億4,808万4,000円とするものです。

8ページをご覧ください。

予算明細書でございます。収益的収入及び支出の収入では、1款2項3目1節の他会計補

助金で、一般会計からの補助金220万円の追加をお願いするものです。

9ページをご覧ください。支出でございます。

11款1項1目1節の修繕費では、マンホールポンプ制御盤の移設費等の修繕で220万円の追加をお願いするものでございます。

4ページをご覧ください。

予定のキャッシュフロー計算書で最下段、資金期末残高が1,396万1,000円となります。5ページが予定の損益計算書。6、7ページが予定貸借対照表となりますので後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上で、議案第14号の説明となります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。

なお、一度に質問する箇所を3か所以内に分けて質問されますよう、また質問の際は議案番号と該当ページを明らかにして質問願ひます。

それでは、質疑をお願いします。

5番、星河明彦君。

○5番（星河明彦君） 議案第10号のへき地診療所特別会計、7ページの使用料及び賃借料の40万ですかね。その内容ちょっと教えてください。

○議長（黒岩 巧君） 町民生活課長。

○町民生活課長（中島 淳君） 星河議員のご質問にお答えいたします。

機械というのが、聴診器をデジタル化したようなというんですか、多角化に可視化したようなシステムを今、トライアルで使わせていただいているところなんですけれども、そのものを正式にお借りするということとなりましたので、予算を計上させていただきました。いわゆる聴診の所見を多角化に評価する先生の判断に補助するようなシステムになってございます。

よろしくお願ひします。

○議長（黒岩 巧君） よろしいですか。

ほかにございますか。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

これより議案第9号から議案第14号まで6件を一括採決します。

お諮りします。議案第9号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第10号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第11号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第12号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第13号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第14号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎認定第1号～認定第8号の一括上程、説明

○議長（黒岩 巧君） 日程第23、認定第1号より日程第30、認定第8号までは令和6年度の一般会計各特別会計及び各事業会計の決算認定であります。

本日のところは一括上程し、議案の提案説明にとどめ、議案調査に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、さよう決しました。

それでは、町長の提案説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 認定第1号 令和6年度長野原町一般会計決算認定について、提案理由のご説明を申し上げます。

令和6年度の決算につきましては、歳入決算額59億3,411万1,395円、歳出決算額55億502万8,625円、歳入歳出差引残額は4億2,908万2,770円となりました。

財政運営につきましては、国税収入の増加などにより地方交付税が増え、前年度と比較いたしますと8,029万7,000円の増収となりました。

今後も引き続き健全な財政運営を目指し、努力してまいります。議員の皆様には引き続き、ご指導ご協力を賜りますことをお願い申し上げます。

なお、提案に先立ちまして、監査委員の決算審査をいただいておりますので、その結果を添付させていただきました。

決算の概要につきましては、矢野会計管理者から説明させますので、ご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

認定第2号 令和6年度長野原町国民健康保険特別会計決算認定について、提案理由のご説明を申し上げます。

長野原町国民健康保険特別会計決算は、歳入決算額7億7,361万1,547円、歳出決算額6億4,611万7,215円、歳入歳出差引残額は1億2,749万4,332円となりました。

予算に対する執行状況は、歳入で105.9%、歳出で88.5%となりました。

主な支出でございますが、医療費であります保険給付費は、4億268万1,418円となり、前年度に比べ3,347万1,088円の増額となりました。

別紙のとおり、監査委員の意見書をつけて提出いたしますので、ご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

認定第3号 令和6年度長野原町へき地診療所特別会計決算認定について、提案理由のご説明を申し上げます。

長野原町へき地診療所特別会計決算は、歳入決算額1億3,229万2,005円、歳出決算額1億825万3,637円、歳入歳出差引残額は2,403万8,368円となりました。

予算に対する執行状況は、歳入で110.7%、歳出で90.6%となりました。

本年度の診療収入は、8,455万9,148円となり、前年度と比較いたしますと380万5,202円の減額となりました。年間の利用者数は1万230人で、前年度との比較で226人の増加となり、一日当たりの利用者数は48人でした。

別紙のとおり、監査委員の意見書をつけて提出いたしますので、ご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

認定第4号 令和6年度長野原町介護保険特別会計決算認定について、提案理由のご説明を申し上げます。

長野原町介護保険特別会計決算は、歳入決算額6億7,133万1,193円、歳出決算額6億956万3,471円、歳入歳出差引残額は6,176万7,722円となりました。

予算に対する執行状況は、歳入で100.7%、歳出で91.4%となりました。

主な支出では、介護サービスの金額を表す保険給付費で5億5,670万7,039円となり、前年度に比べ166万5,095円の減額となりました。被保険者数は2,068人で、前年度より25人の減少、介護認定者数は348人で、前年度に比べ15人の減少となりました。

別紙のとおり、監査委員の意見書をつけて提出いたしますので、ご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

認定第5号 令和6年度長野原町後期高齢者医療特別会計決算認定について、提案理由のご説明を申し上げます。

長野原町後期高齢者医療特別会計決算は、歳入決算額1億1,673万7,233円、歳出決算額1億1,320万916円、歳入歳出差引残額は350万6,117円となりました。

予算に対する執行状況は、歳入で101.8%、歳出で98.7%となりました。

後期高齢者医療特別会計は、主として被保険者より収納した保険料を広域連合へ納付するためのものであり、広域連合納付金が1億1,139万2,633円と歳出全体の98%を占めております。また、被保険者数は、1,176人で、前年より29人の増加となりました。

別紙のとおり、監査委員の意見書をつけて提出いたしますので、ご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

認定第6号 令和6年度長野原町水道事業会計決算認定について、提案理由のご説明を申し上げます。

中部・東部簡易水道事業と北軽井沢簡易水道事業が会計統合し、初めての水道事業会計決算となりますが、損益勘定におきまして、総収入3億606万1,107円、総支出2億9,613万2,277円、差引額は992万9,830円となりました。

資本勘定におきましては、総収入6,885万7,226円、総支出1億475万5,445円となり、不足する収入額については、当年度分消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

今後の事業運営につきましては、施設及び設備の更新を進め、安全・安心な水道水の安定供給に努めるとともに健全経営に向け努力してまいります。

別紙のとおり、監査委員の意見書をつけて提出いたしますので、詳細につきましては、担当課長から後ほど説明させていただきますので、ご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

認定第7号 令和6年度長野原町浅間高原水道事業会計決算認定について、提案理由のご説明を申し上げます。

決算の概要でございますが、損益勘定におきましては、総収入4,871万8,514円、総支出4,339万7,458円、差引額は532万1,056円となりました。

資本勘定におきましては、総収入597万3,000円、総支出2,766万7,200円となり、不足する収入額については、当年度消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

今後の事業運営につきましては、安全・安心な水道水の安定供給に努めるとともに、さらなる健全経営に向けて努力してまいります。

別紙のとおり、監査委員の意見書をつけて提出いたし、詳細については担当課長から説明させていただきますので、ご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

認定第8号 令和6年度長野原町下水道事業会計決算認定について、提案理由のご説明を申し上げます。

公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽事業の3事業が法的移行により会計統合され、初めての決算となりますが、損益勘定におきまして、総収入4億8,426万6,830円、総支出4億6,476万2,302円、差引額は1,950万4,528円となりました。

資本的勘定におきまして、総収入4,334万1,000円、総支出4,434万1,000円となり、農業集落排水事業で不足する収入額については、過年度引継金で補填いたしました。

今後、事業運営につきましては、事業を取り巻く環境の変化に対応し、将来を見据えた経営基盤強化と持続可能な事業経営を目指してまいります。

別紙のとおり、監査委員の意見書をつけて提出いたし、詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（黒岩 巧君） 提案説明が終了しました。

◎散会について

○議長（黒岩 巧君） 本日は、これにて散会とし、次回は11日でございます。

10日まで休会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、さよう決しました。

◎散会の宣告

○議長（黒岩 巧君） 以上をもちまして散会とします。

ご協力ありがとうございました。

散会 午後 1時53分

第 3 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和7年9月第3回長野原町議会定例会

議事日程(第2号)

令和7年9月11日(木曜日)午前10時開議

- 第1 認定第1号 令和6年度長野原町一般会計決算認定について
- 第2 認定第2号 令和6年度長野原町国民健康保険特別会計決算認定について
- 第3 認定第3号 令和6年度長野原町へき地診療所特別会計決算認定について
- 第4 認定第4号 令和6年度長野原町介護保険特別会計決算認定について
- 第5 認定第5号 令和6年度長野原町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 第6 認定第6号 令和6年度長野原町水道事業会計決算認定について
- 第7 認定第7号 令和6年度長野原町浅間高原水道事業会計決算認定について
- 第8 認定第8号 令和6年度長野原町下水道事業会計決算認定について
- 第9 議案第15号 工事請負契約の締結について(旧北軽井沢小学校改修工事)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	杉崎能久君	2番	湯本宗一君
3番	土屋匡君	4番	萩原広美君
5番	星河明彦君	6番	富澤重男君
7番	入澤信夫君	8番	黒岩巧君
9番	浅沼克行君	10番	牧山明君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	萩原睦男君	副町長	梶野寛丈君
教育長	小林敦子君	総務課長	唐澤正人君

未来ビジョン 推進課長	佐藤 忍 君	町民生活課長	中島 淳 君
健康福祉課 課長補佐	山本 元春 君	税務会計課長	土屋 猛 君
農林課長	佐藤 信利 君	建設課長	清水 洋介 君
上下水道課長	篠原 博信 君	教育課長	萩原 喜隆 君
会計管理者	矢野 今朝治 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	本田 昌也	書記	高橋 里香
------	-------	----	-------

開議 午前10時00分

◎議長挨拶

○議長（黒岩 巧君） 皆さん、おはようございます。

9月定例会2日目となりました。ご多忙のところ大変ご苦労さまでございます。

日暮れが徐々に早くなり、秋の訪れを感じますが、日中はまだ残暑の日も多い中で、朝晩の寒暖差を体感しております。議員の皆様方におかれましては、体調管理に十分ご留意され、議員活動を行っていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議を開きます。

定例会2日目となりました。本日は、初日に提案された令和6年度一般会計、各特別会計決算認定の概要説明等をお世話になるわけでございます。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

なお、本日の会議についてですが、希望する方につきましては、マスクの着用を許可します。また、気温の上昇が予想されますので、上着を脱ぐことも許可します。

◎町長挨拶

○議長（黒岩 巧君） それでは初めに、町長の挨拶をお願いします。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 皆さん、おはようございます。

本日、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

全国各地で大雨による被害、災害が相次いでおりますけれども、関東地方、とりわけ利根川水系の流域では例年に比べますと極めて降雨量の少ない状況が続いております。

昨日、ある程度まとまった雨が降ったようでありましてけれども、八ッ場ダム水位を見てもらっても分かる通り、かなり厳しいということをお話しているというふうに思います。

ただ、そういう状況であるにもかかわらず、下流域の都市部で、この夏、取水制限が全く

出なかったということは、まさに八ッ場ダムが存在が非常に大きかったということが言えると思います。

そればかりか、令和元年の台風19号のときは、下流域の方々、たくさんの方々が八ッ場ダムによって救われたというふうに言われておりますし、今、長野原町にはたくさんの観光客が来ていることを考えますと、八ッ場ダムの治水、利水、そして地域活性化においても、ダムのその機能を十二分に発揮しているというふうに言っているんだろうと思います。

ただ、それが一時的なものではなくて、将来を、未来を生きる、次世代を担うの方々にとっても、心から必要とされるダムの地域、あるいは環境、社会であり続けなくてはならないというふうに思います。

今、我々に課されたことは、そういった持続可能な地域、あるいは町づくりに対して、しっかりと汗を流していくことなんだろうと思います。

議員の皆様にも、ぜひとも、これからもなお一層のご支援、ご協力を賜りますことを、改めて心からお願い申し上げまして、簡単でございますけれども、冒頭の挨拶に代えさせていただきます。今日の会議もどうぞよろしくお願い申し上げます。

◎開議の宣告

○議長（黒岩 巧君） ただいまの出席議員は10名であります。地方自治法第113条の規定により定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（黒岩 巧君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎認定第1号の質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第1、認定第1号 令和6年度長野原町一般会計決算認定について

てを議題とします。

本案は、初日に上程し、提案説明まで終了しています。

これより会計管理者より決算の概要説明を行っていただきますが、不明な点は質疑の中で担当課長より内容説明を求めることでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、さよう決しました。

それでは、認定第1号の概要説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（矢野今朝治君） 議長のご指名をいただきましたので、認定第1号 令和6年度長野原町一般会計歳入歳出決算の概要についてご説明いたします。

この決算は、例月出納検査、定期監査を経て町長に報告し、地方自治法第233条第2項に基づき決算審査を受け、ここに提出させていただくものでございます。

町長の提案説明にて、歳入歳出決算総額並びに主な事務事業概要の説明がございましたので、私からは歳入歳出ともに款を中心に特徴的な箇所の説明をいたします。

それでは、決算書の11、12ページをお開きください。

歳入でございます。

第1款町税では、収入済額17億6,908万4,644円、前年度比で5,786万1,564円の減収で、歳入総額に占める割合は29.8%でございます。

なお、不納欠損額807万7,175円は、地方税法の規定による徴収権の消滅によるもので252人、986件分でございます。

また、固定資産税につきましては減収となっております、国有資産等所在市町村交付金の減収が主な要因でございます。

内訳につきましては、備考欄をご覧ください。

13ページ、14ページをご覧ください。

第2款地方譲与税では、収入済額6,530万9,000円、前年度比で373万4,000円の増収でございます。

次の、第3款利子割交付金は、収入済額30万5,000円で、前年度比7万5,000円の増収。

第4款配当割交付金は、収入済額603万3,000円で、前年度比170万6,000円の増収でございます。

次に、15、16ページをご覧ください。

第5款株式等譲渡所得割交付金では、収入済額810万5,000円、前年度比262万8,000円の増収。

第6款法人事業税交付金は、収入済額1,886万9,000円で、前年度比195万7,000円の増収。

第7款地方消費税交付金は、収入済額1億4,277万1,000円、前年度比で434万5,000円の増収。

第8款ゴルフ場利用税交付金は、収入済額3,768万6,495円で、前年度比171万4,125円の減収。

第9款環境性能割交付金は、収入済額809万3,000円で、前年度比18万3,552円の減収でございます。

次に、第10款地方特例交付金は、収入済額3,005万2,000円で、前年度比2002万2,000円の増収でございました。

次に、17ページ、18ページをご覧ください。

11款地方交付税では、収入済額15億6,823万4,000円、前年度比で8,029万7,000円の増収。収入総額に占める割合は26.4%でございます。

次に、第12款交通安全対策特別交付金では、収入済額93万6,000円で、前年度比1万6,000円の増収でございます。

次に、第13款分担金及び負担金は、収入済額290万6,210円、前年度比で34万7,821円の増収でございます。

収入の主なものといたしまして、第2項の負担金、1目3節に記載しております老人保護措置費の負担金、養護老人ホーム等への入所負担金でございます。

次に、19、20ページをご覧ください。

第14款使用料及び手数料は、収入済額7,047万3,404円で、前年度比23万2,988円の減収でございました。また、収入未済額がございまして1,203万7,574円ございました。

この収入未済額につきましては、2目の土木使用料のうち、1節住宅使用料から4節の公共物使用料の合計でございます。

次に、21、22ページをご覧ください。

下段の第15款国庫支出金では、収入済額3億2,603万1,052円で、前年度比1億3,003万6,996円の減収でございました。減収の主な要因といたしますと、2項の国庫補助金のうち1目総務費国庫補助金の減少、また、25、26ページに記載しております6目教育費国庫補助金では、浅間小学校改修事業の終了による減少でございます。

次に、27、28ページでございますが、第16款県支出金で収入済額1億8,705万8,439円、前年度比で787万774円の増収でございました。増収の主な要因といたしますと、29、30ページの第2項県補助金のうち、4目農林水産業費県補助金で、林道改良事業費補助金が増額となりました。

また、5目の教育費県補助金で国民スポーツ大会カヌースプリント競技施設整備補助金の増がございました。

続きまして、33、34ページでございます。

第17款財産収入では、収入済額9,128万3,544円、前年度比で336万2,060円の減収でございました。減収の主な要因は、1項財産運用収入のうち、1目の財産貸付収入、不動産貸付収入などで1,000万円の減額。また、2目の利子及び配当金につきましては、基金を活用した債券購入での差額で、700万円の増収がございました。

また、各基金の状況でございますが、179ページの一覧表のほうに詳細が記載してございます。また、181ページには債券購入の状況等もまとめてございますので、後ほどご確認ください。

続きまして、33ページ、30ページでございますが、下段で第18款寄附金でございます。収入済額が1億9,118万7,750円、前年度比で1,186万8,521円の増収でございました。内訳といたしますと、1目の一般寄附金につきましては、個人からの寄附2件分。2目の指定寄附金は該当がございませんでした。3目のふるさと応援寄附金につきましては、2,053件ございました。前年度比でいきますと1,587万円の増収。また、4目のまち・ひと・しごと創生寄附金では、企業版のふるさと納税2件分でございます。

次に、35、36ページをご覧ください。

第19款繰入金では、収入済額5億3,619万3,773円、前年度比で1億2,131万1,083円の増収でございます。条例に基づきまして設置している各基金を取り崩しまして、一般会計へ繰入れしたものでございます。

次に、37、38ページでございますが、第20款繰越金は収入済額4億1,610万8,974円、前年度比で5,211万6,738円の減収でございました。

なお、この繰越金につきましては、令和5年度から繰り越している事業のための財源としまして、5,076万5,000円が含まれております。

次に、第21款諸収入では、収入済額8,057万5,110円、前年度比で1,261万9,036円の増収でございます。増収の主な要因といたしますと、39、40ページでございます、第4目受託事業収入

の衛生費受託事業収入、それから5目の雑入のうち大津水利組合充当金などが増加によるものでございます。

なお、収入未済額は113万5,385円でございます。前年度比で3万2,734円増加となっております。収入未済額の内訳につきましては、3目の給食費納付金で32万4,985円、5目雑入のうち、町営住宅の共益費で81万400円の未納がございます。

次に、ページ飛びますが、43、44ページをご覧ください。

第22款町債では、収入済額3億7,681万5,000円で、前年度比4,564万9,000円の増収となりました。2目の臨時財政対策債では、財源不足の補完のために一般財源として充当するものでございます。3目の過疎対策事業債は、応桑小学校の改修事業などの実施に伴い、前年度比で5,360万円の増収がございました。

なお、町債の状況につきましては、決算書とは別に配付いたしました参考資料、こちらの4ページ、5ページに掲載してございますので、後ほどご確認いただければと思います。

以上、歳入合計、予算現額58億3,082万3,000円、調定額60億2,491万4,405円に対しまして、収入済額59億3,411万1,395円、不納欠損額807万7,175円。収入未済額8,272万5,835円ございました。

なお、収入済額の総額につきましては、前年度比で6,893万8,212円の増収でございます。続きまして、歳出でございます。

45、46ページをご覧ください。

以下、歳出につきましては、見開き右ページの備考欄、丸印の事業ごとに説明をさせていただきます。

第1款議会費では、支出済額6,414万6,305円、執行率は98.3%、前年度比で265万7,760円の増額でございます。増額の主な理由は、議員報酬と共済費の改定に伴う増でございます。

続きまして、47、48ページをご覧ください。

第2款総務費でございます。支出済額16億6,221万9,034円、執行率は96.4%、前年度比で1億5,832万9,973円の増額で、歳出総額の30.8%を占めております。主な経費につきましては、一般管理費、財産管理費、企画費、ダム対策費、情報化対策費、交通安全対策費、諸費、各種基金への積立て、徴税費、戸籍住民基本台帳費、選挙、統計、監査事務等に係る経費でございます。

増額の主な要因といたしますと、1項総務管理費のうち、4目企画費の応桑小学校改修事業や5目のダム対策費、施設等補完工事、減債基金の積立て、ふるさと応援基金の積立など

でございます。

それでは、各項目の主な事業につきまして、ページごとに説明をさせていただきます。

まず、47ページから52ページまでの1項総務管理費のうち、1目一般管理費では、特別職や総務課、出納室の人件費が計上されております。

また、51ページに飛びまして、2目財産管理費では、役場庁舎の維持管理経費でございます。

次に、53ページから62ページまでについては、4目の企画費で、54ページの企画一般管理費では、「つなぐカンパニーながのはら」への運営費補助金の支出が主なものでございます。

また、56ページにあります地域振興事業では、ダム放流イベントや総合計画策定に向けた町民アンケートの実施、空き家改修工事や移住支援の事業。

58ページにいけますが、浅間ジオパークの運営、浅間山北麓ビジターセンターの管理。

60ページでは、応桑小学校の改修事業、谷川俊太郎さんのプロジェクト、脱炭素バイオマス産業都市推進事業。

62ページでは、価格高騰重点支援事業、こちらを実施しております。

次に、62ページでございますが、5目のダム対策費といたしまして、八ッ場ダムの生活再建や地域振興対策事業として、クラインガルデンの入退きの対応、ダムエレベーターの管理、また施設等の補完工事を行っております。

次の、6目広報費では、広報ながのはらの毎月発行、暮らしのカレンダーの制作配布等でございます。7目の情報化対策費では、庁舎内のネットワーク整備や吾妻郡電算共同化の事業経費でございます。

次に、63、64ページにあります、8目の交通安全対策費では、カーブミラーの維持管理や交通安全の啓発活動。

65ページでございますが、9目の自衛官募集費では、自衛官募集の啓発活動。10目北軽ミュージックホール管理費では施設の清掃と維持管理、またコンサート運営の支援を。11目の川原湯簡易郵便局管理費では、郵便局を開設するための人件費等でございます。

次に、12目諸費では、各区の区長報酬や各区事務委託料の支出、路線バス運行費の補助等を行いました。

次に、67ページでございますが、13目財政調整基金費から70ページにかけまして、20目八ッ場ダム周辺整備事業施設管理基金費がございますが、各基金への積立金でございます。

なお、18目のふるさと応援基金に係る事務経費等も計上しております。

続きまして、69ページの下段でございます、2項徴税費のうち、1目税務総務費では、主に職員の人件費でございます。

次のページの2目賦課徴収費でございますが、こちらでは税金の課税や徴収に係る郵送料等の経費。

また、73、74ページに移りますが、固定資産税を課税するための客体調査を行っております。

続きまして、3項1目の戸籍住民基本台帳費では、窓口職員の人件費、戸籍や住民基本台帳のシステム使用料や、郵便局におきます住民票等交付に係る経費。

75、76ページですが、2目の人口動態調査費、また、次のページには3目の旅券交付事務費がございますが、人口動態調査やパスポート発行に係る経費でございます。

続きまして、77、78ページでございますが、4項選挙費でございます。令和6年度は、3目にあります衆議院議員選挙がございました。次に、5項1目の統計調査費では、統計調査員の確保対策事業等を行っております。

次のページ、79、80ページですが、6項1目監査委員費、監査活動に係る経費でございます。

続きまして、第3款民生費に移らせていただきます。

民生費につきましては、支出総額7億6,310万6,195円、執行率は95.1%、前年度比では2,087万9,843円の減額でございます。歳出総額の14.1%を占めております。減額の主な要因としますと、地域福祉基金への積立て、それから低所得世帯への支援給付金の減少、こども館運営費の予算の組み替えによりまして、3款の民生費は減額となっております。

それでは、79ページをご覧ください。

1項社会福祉費のうち1目社会福祉総務費では、82ページになりますが、地域福祉基金への積立て、それから福祉医療費の給付。

84ページになりますが、福祉バス、外出支援バスの運行経費から低所得世帯への支援給付金の交付でございます。

続きまして、85ページをご覧ください。

2目になります。老人福祉費でございますが、介護保険特別会計への繰り出し、それからページは飛びますが、88ページの高齢者等温泉入浴支援、在宅福祉、老人保護措置費の支給でございます。

続きまして、89ページ、90ページをご覧ください。

3目の障害者福祉費では、障害者の自立支援給付や地域生活支援等の各事業を行いました。91ページに移りまして、4目の後期高齢者医療費、それから5目の国民健康保険費につきましては、各特別会計への繰出金でございます。

次に、2項児童福祉費では、91ページから94ページにわたりますが、1目の児童福祉総務費、こちらで主に児童手当の支給の準備を行っております。

次の93ページでございますが、2目の母子福祉費では、入学記念品の支給を、3目の児童措置費では、児童手当の支給や子育て支援に係る経費でございます。

続きまして、93、94ページ、下段の3目国民年金費では、国民年金に係る事務経費、4目の災害救助費では対象者がございませんでした。

続きまして、同じページの下段になりますが、第4款衛生費でございます。支出済額は5億8,506万5,581円。執行率は95.6%、前年度比で4,838万1,773円の減額でございます。歳出総額の10.5%を占めております。減額の主な要因といたしまして、2目予防費で新型コロナウイルスワクチン接種の減少や、簡易水道と浄化槽事業への繰り出し方法の見直し、予算の組み替えによって、4款では減額となっております。

それでは、93ページからご覧ください。

1項1目の保健衛生総務費でございますが、こちらは職員人件費や、96ページにわたっております中段でございます一部事務組合等への負担金、主に西吾妻福祉病院組合への負担金の支出でございます。

続きまして、95ページから98ページにわたりますが、2目の予防費については、各種予防接種や新型コロナウイルスワクチン接種事業等の経費でございます。

98ページをご覧ください。

3目環境衛生費でございますが、西吾妻環境衛生施設組合等、一部事務組合への負担金の支出を行っております。同じページの4目母子保健費では、100ページにわたります母子保健対策事業で妊婦健診の委託、妊婦出産包括支援、子育て支援、出産子育て応援等の事業を行っております。

次に、100ページでございますが、5目保健対策事業費では、食生活の改善・推進に係る事業を行っております。

101ページをご覧ください。

6目健康増進事業費では、がん検診等の各種検診を、7目後期高齢者検診費では、後期高齢者の検診委託を、8目診療所費では、特別会計への繰り出しと、令和6年度につきまして

は、診療所移転に係る備品購入等を行っております。

次に、同じページに第5款労働費でございますが、支出はございませんでした。

続きまして、103、104ページをご覧ください。

第6款農林水産業費は、支出済額2億978万7,069円、執行率は93.5%、前年度比で3,247万1,312円の減少でございました。減少の主な要因といたしまして、農業集落排水事業への繰り出し方法の見直し、予算の組み替えによります原因でございます。

なお、新規事業で林業費におきましては、応桑小学校の公園遊具設置工事を行っております。

それでは、内容につきまして説明いたします。

103ページをご覧ください。

1項の農業費では、1目農業委員会費で、農業委員等の報酬、それから職員の人件費、農地情報管理データの修正等の経費でございます。

105ページをご覧ください。

2目農業総務費では、こちらも職員の人件費、また庁用車の経費。

次にページを送りまして、107ページでございますが、3目の農業振興費では、農業振興事業で農道や水路の修繕、生分解マルチの購入に対する補助、大津及び応桑の水利組合の運営補助等を行っております。

107ページでございますが、4目畜産振興費では、共進会の出品補助や優良後継牛の確保対策の補助を。

109ページに移りまして、5目では農地費となっております、多面的機能支払交付金の事業、また小規模農村の整備事業を行っております。

次に、同じページの2項林業費のうち、1目林業総務費では、応桑小学校の公園遊具の設置。

112ページに移りますが、有害鳥獣対策事業や森林整備担い手対策事業を行っております。次に、下段の2目林道改良事業では、林道の舗装補修工事を。

114ページに移りまして、3目の林道維持費では、林道の維持補修工事を行いました。

続きまして、第7款商工費では、支出済額5,542万9,393円、執行率は84.7%、前年度比で313万7,656円の減額でございました。減額の主な要因といたしますと、人事異動に伴う人件費の減少、それから観光施設維持工事の終了に伴います減少でございます。1項商工費、1目商工総務費では、職員の人件費、また庁用車の経費を。2目商工振興費では、商工会の運

営補助や商業活性化活動の補助。

115ページに移りまして、3目の観光費では、観光事業で新聞等への記事掲載広告費や、北軽井沢炎のまつり、また、八ッ場あがつま湖のグリーンフェスタにおきます花火の打ち上げ委託、北軽井沢の公衆トイレの清掃委託、町内観光協会への運営補助。

120ページに記載がございますが、地域振興施設管理事業では、ダム地域の道の駅等、地域振興施設の維持管理等の経費でございます。

続きまして、120ページ下段になります、第8款土木費では、支出済額3億9,241万505円、執行率は97.5%、前年度比で5,634万2,250円の減額となりました。歳出総額の7%でございます。減額の主な要因といたしますと、橋梁補修工事の終了、また公共下水道事業特別会計への繰り出し方法の見直し、予算の組み替えによる減額でございます。

それでは、119ページをご覧ください。

1項土木管理費、1目土木総務費では、土地開発事業で開発事業の審査事務等を行います。

122ページに移りまして、土木総務一般では、職員の人件費、道路等の各種同盟会等への負担金、また住宅改修等助成金の支出を。

123ページでございますが、2目の国土調査費では、過去に現地調査を実施した地区の整理業務等を行っております。

次に、123ページの第2項道路橋梁費につきましては、2目の道路維持費に主なものがございまして、陳情対応の町道等の補修工事、大雨のときの町道等の維持補修、冬季の道路除雪の対応経費等でございます。

続きまして、125ページをご覧ください。

下段の3目橋梁維持費では、橋梁長寿命化計画に基づきまして、橋梁の定期点検、それから補修工事を行っております。

次に、127ページでございますが、3項の住宅費、1目住宅管理費では、町内143戸の町営住宅の維持管理経費でございます。

続きまして、129ページでございます。

5項の1目都市計画調査費では、町内の都市計画法に基づく調査等の経費でございます。

続きまして、第9款消防費では、支出済額2億354万6,224円、執行率は96%、前年度比で186万299円の増額でございました。増額の主な要因といたしますと、防災費がございまして、国民保護計画見直しへの対応によるものでございます。

それでは、129ページをご覧ください。

1 項消防費、1 目常備消防費では、一部事務組合、吾妻広域町村圏振興整備組合への負担金の支出でございます。2 目の非常備消防総務費は職員の人件費でございます。3 目の非常備消防費は各消防団員の報酬や、132ページにかけまして、消防車等の維持管理経費でございます。次に、4 目の消防施設費では、消火栓等の維持管理設置工事を行っております。次に、5 目の防災費では、防災用の気象測定や情報発信、オクレンジャーに係る経費、また、令和5年度からの繰越事業で、国民保護計画の見直し、地域防災計画の概要版の作成を行いました。

133ページでございますが、6 目で行政防災無線の維持管理費でございまして、防災無線システムの保守や戸別受信機等の保守点検経費でございます。

続きまして、133ページからは、第10款教育費でございます。支出済額が8億3,978万7,807円、執行率は94.7%、前年度比で1億6,915万7,957円の減額でございます。歳出総額の15%を占めております。減額の主な要因といたしまして、小学校建築費で統合学校整備事業、浅間小学校の改修工事の終了でございます。

それでは、133ページをよろしく申し上げます。

1 項教育総務費、1 目教育委員会費では、教育委員の報酬など人件費でございます。次の2 目事務局費では、教育長や教育課の主に学校教育関係職員の人件費。

136ページから140ページにかけまして、学校営繕工事の設計監理や営繕工事の関係経費、また、スクールバスの運行経費、教育施設等整備基金への積立て、ICT教育関係の経費、廃校舎の管理の経費でございます。

続きまして、139ページをご覧ください。

3 目の中学生海外派遣事業でございますが、令和元年度以降コロナ禍で中断してございましたが、令和6年度から復旧しまして、アメリカ、リビングストーン市との相互交流事業渡航経費でございます。

続きまして、141ページでございます。

2 項小学校費では、1 目小学校管理費で町内2つの小学校の施設管理経費でございます。

次の143ページになりますが、2 目小学校振興費は、町内2つの小学校の授業等教育活動に係る経費でございます。

続きまして、145ページからが3 項中学校費になります。

1 目の中学校管理費は、長野原中学校の施設管理経費を。147ページからの2 目中学校振興費では、長野原中学校の授業等教育活動に係る経費でございます。

続きまして、149ページでございますが、第4項の幼稚園費では、1目でこども園管理費になりまして、町内2つのこども園の幼稚園教諭、保育士の人件費、施設管理の経費でございます。

次の151ページにあります、2目こども園振興費につきましては、2つのこども園の事業等教育活動に係る経費でございます。

次の153ページには、3目預かり保育費がございまして、2つのこども園の預かり保育に係る経費でございます。

続きまして、第5項社会教育費になります。1目の社会教育総務費では、社会教育関係職員の人件費、また放課後子ども教室に係る経費でございます。

次に、157ページになりますが、2目の公民館費、こちらについては、公民館活動に係る経費や図書室の運営経費でございました。

次に、159ページになりますが、3目の文化財保護費、町内の遺跡発掘調査や旧狩宿茶屋本陣保存整備、文化財保存活用地域計画の策定事業等の経費でございます。

続きまして、161ページになりますが、4目の社会教育施設費では、住民総合センターの維持管理経費、5目のやんば天明泥流ミュージアム管理費では、ミュージアムの施設維持管理経費や運営の経費でございます。

次に、163ページになります。

第6項保健体育費では、1目保健体育総務費のうち保健体育総務一般で、こちらは主に中央小学校のプールの管理運営に係る経費でございます。また、保健体育学校教育関係事業につきましては、町内の学校教員、また児童・生徒の健康管理に関する経費でございます。

続きまして、165ページの2目保健体育事業費では、郡民スポーツ大会の経費、スポーツ推進委員、スポーツ少年団に関する経費でございます。3目給食センター費では、学校給食センターの職員の人件費、施設管理、食材費、調理業務等の委託に係る経費でございます。

続きまして、167ページになりますが、4目の総合運動場管理費では、総合運動場、町民広場など、施設管理に係る経費でございます。

169ページをご覧ください。

5目で第83回国民スポーツ大会カヌースプリント競技事業がございまして、2029年、令和11年に群馬県で開催予定の国民スポーツ大会カヌースプリント競技の会場整備に向けた基本設計等の準備経費でございます。

続きまして、169ページでございますが、第11款災害復旧費の記載がございまして、支出

はございませんでした。

次に、171ページをご覧ください。

第12款の公債費では、支出済額4億2,806万7,512円、執行率は99.8%、前年度比で3,287万225円の減少でございます。歳出総額の7.7%を占めております。減額の主な要因としまして、借入金の償還元金と利子分が減ったことでございます。

続きまして、第13款諸支出金では、支出済額2億9,946万3,000円で、執行率は94.7%でございます。前年度比で2億5,635万7,400円の増額でございます。1項1目の土地取得費につきましては、前年度で終了となっておりますが、令和6年度から、3目の公営企業会計支出金、上水道と下水道の各事業への補助金が始まっております。

続きまして、173、174ページの第14款予備費につきましては、支出はございませんでした。

以上、歳出合計、予算現額58億3,082万3,000円に対しまして、支出済額55億502万8,625円、翌年度繰越額は繰越明許費で8,369万2,000円でございます。支出済額と翌年度繰越額を合わせた執行率につきましては、95.85%ございました。

なお、支出済額につきましては、前年度に比ばまして5,596万4,416円の増額ございました。

続きまして、175ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額59億3,411万1,395円、2、歳出総額55億502万8,625円、3、歳入歳出差引額4億2,908万2,770円でございます。4の翌年度へ繰り越すべき財源、こちらは(2)の繰越明許費繰越額で3,587万1,000円、5の実質収支額は、3億9,321万1,770円となりました。

なお、6の実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額につきましては、今後の財政状況を確認した上で決定していく予定でございます。

次に、資料の176ページ以降につきましては参考資料となります。

まず、176ページが令和5年度からの繰越明許費明細書。178ページは長野原町有財産に関する調書。179ページは基金、180ページは出資による権利、181ページは物品と債券の各調書、182ページに令和6年度の建設事業の集計表を添付いたしましたので、決算附属資料と併せてご覧いただきたいと思っております。

以上で、認定第1号 令和6年度長野原町一般会計決算の説明とさせていただきます。ご認定くださいますようお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 会計管理者の概要説明が終了しました。

ここで、暫時休憩といたします。

11時5分再開でお願いします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時03分

○議長（黒岩 巧君） 会議を再開します。

質疑を行います。この後の各特別会計決算認定による質疑も同様に、一度に質問する箇所を3か所以内に分けて質問されますよう、また、質問の際はマイクのスイッチを入れ、該当ページを明らかにするとともに、決算認定ですので、決算に関する質疑をするよう議員各位のご協力をお願いいたします。

それでは、質疑を行います。

9番、浅沼克行君。

○9番（浅沼克行君） まず、84ページなんですけれども、福祉バスと外出支援バス、そしてタクシー利用助成事業、3つが高齢者の交通の利用できるものとしてあるんですけれども、一番最後にタクシー利用といったことが、昨年度から始まっているんですけれども、非常に皆さんの話を聞きますと、好評だなというふうに思っています。非常にありがたい事業だと思っています。

それで、3つの事業をやっているんですけれども、どのぐらいの利用者がいますか。そして、またそれとともに、福祉バス、外出支援バスについての利用頻度がどのぐらいのものになっているのか。

私、個人的に考えるには、タクシーを利用するといったことが非常に有効的なので、こちらの支援バスのほうが、あまり効率が悪いようだったら、こちらに切り替えてしまってもいいんじゃないかなというふうに思いますけれども、その点について伺います。

それと、56ページの下段のほうなんですけれども、町民民意アンケートというのがあるんですけれども、この内容についてちょっと教えてください。

それと、122ページの一番下段です。住宅改修等助成金があるんですけれども、これほどのくらいでどんな内容で行われたのか教えてください。

その3点、お願いします。

○議長（黒岩 巧君） 健康福祉課長補佐。

○健康福祉課長補佐（山本元春君） 浅沼議員の1番目の質問のほうにお答えさせていただきます。

福祉バス、外出支援バス、タクシー利用券の利用者の内訳等につきましてですが、福祉バスにつきましては、令和6年度利用者は、延べ人数になってしまうんですが、165人の利用がございました。あと、外出バスにつきましては、こちらも延べ人数になりますけれども、年間で418人ご利用がございました。

続きまして、タクシーの利用券につきましては令和6年度で1,000円の券が3,792枚ご使用いただいております。

利用頻度につきましては、職員の感覚になってしまうんですけれども、タクシー利用券のほうが利便性が高いというような感じがありまして、外出支援バス、福祉バスともに利用率が下がっているように感じられるところでございます。

以上でございます。

○議長（黒岩 巧君） 未来ビジョン推進課長。

○未来ビジョン推進課長（佐藤 忍君） 浅沼議員の2点目のご質問にお答えさせていただきます。56ページでございます。

地域振興事業の中の12節委託料の中の町民民意アンケートの関係でございましてけれども、こちらは令和6年度当初予算のときにご説明させていただきましたが、今年度、総合計画・総合戦略の策定を行っておりまして、その前の年に、事前に町民の方から満足度等のアンケートを取らせていただいております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 建設課長。

○建設課長（清水洋介君） 浅沼議員の3点目の質問にお答えいたします。

122ページ、住宅改修等助成金ですけれども、こちらは町内の施工業者によって住宅改修等の工事を行う場合に工事費の一部を助成するものでございます。令和6年度は、前年度比で17件増の59件、346万8,000円の増でございました。

こちらが、平成24年度から事業開始しておりまして、令和6年度が件数、助成金とも過去最高でございました。

町民の生活環境の向上を図るとともに、地域経済の活性化を促進していきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 9番、浅沼君。

○9番（浅沼克行君） 最初に、バスとかタクシーの件なんですけれども、やはり支援バス関係のものはいろいろ制限がある関係があって、なかなか利用ができない、利用者が下がっているというのが現状ではないかと思えます。それに加えて、タクシーにつきましては、自分の時間の都合、そういったもので利用できる。そしてましては買い物であるとか、病院であるとか、そういったものにつきましても、近所の人を誘いあったりすれば、もっと安く使えるような感じがいたします。

やはり利用頻度が下がっているとか、使い勝手が悪いとか、そういったものについてはいろいろと考え直していく、見直していく必要性もあるのかなという気がしています。今後の参考にしてもらいたいかなというふうに思います。よろしくお願いします。

それと、総合戦略はなんとなく私も聞いた覚えがあるんですけれども、ちょっと忘れてしまっているんですけれども、今回の総合戦略の主な戦略、方向性といったものはどういったものがあるのかお伺いしたいと思います。

それと、住宅改修等助成金、これにつきましては、前年度と比べて17件、そして過去最高であるといったことで、非常に町民に喜ばれている事業だなというふうに思っています。こういった事業も、今後よりまた町民にアピールしていただき、こういった事業があるということをしるんなところでアピールして公表して、皆さんの利用を高めてもらえればありがたいなと思います。

それと、この関係なんですけれども、これ上限があるんですか。上限があって、予算金額の、ここまできたらもう切ってしまうとか、そういうあれがあるんですか。ちょっとこの点についてお伺いします。よろしくお願いします。

○議長（黒岩 巧君） 健康福祉課長補佐。

○健康福祉課長補佐（山本元春君） 浅沼議員、ご質問ありがとうございました。

福祉バス、外出支援バス、タクシー利用券、今後につきましても、利用される高齢者の方々の利便性を高める努力を進めていき、福祉の向上に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 未来ビジョン推進課長。

○未来ビジョン推進課長（佐藤 忍君） 浅沼議員のご質問にお答えさせていただきます。

改めまして、総合計画と総合戦略ですけれども、総合戦略につきましては、令和6年度で一旦区切りを迎えたわけなんですけれども、1年延長させていただき、令和7年度末までにさせ

ていただき、ご報告させていただいたところです。

総合計画が、スタートが次期計画が令和7年度からになりますので、総合計画と総合戦略を併せた計画を現在策定中でございます。

中身につきましては、現在作成中でございますが、町の一番の目標を定めまして、各課におきまして最大目標を設定し、それに対する柱を設定させていただいております。そちらを基に各事業をひもづけていくわけですけれども、現在作成中ございまして、今年度作成終わりますので、また改めて内容につきましてはご報告させていただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長（黒岩 巧君） 建設課長。

○建設課長（清水洋介君） それでは3番目、住宅改修助成金についてですけれども、上限ですけれども、20万円以上の工事で、工事費の20%を助成するという事業でございます。

予算ですけれども、当初予算では、直近3か年の平均の助成額を算出したしまして予算を計上させていただいております。年度によっては、多く申請してくる年度もございまして、予算がなくなってしまうたら、また補正のほうで対応できればと思いますけれども、大体平均ですと年間で40件から50件ぐらい、予算ですと、平均になりますけれども、600万弱の予算となっています。

令和6年度は、大分申請等が多かったので、件数及び助成金のほうは多くなってしまったというところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（黒岩 巧君） 9番、浅沼君。

○9番（浅沼克行君） 今の住宅改修のあれなんですけれども、多く出れば補正で対応するといったことなんで、多く出てもらっても、そういったことでやってもらえると、一応安心しています。

こういったことをぜひ今後とも町民のために進めていってほしいなというふうに思います。よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（黒岩 巧君） 建設課長。

○建設課長（清水洋介君） 浅沼議員、ありがとうございます。

アピールですけれども、広報、それからホームページ等で、随時周知するようにしております。

引き続き町民の生活環境の向上を図っていきまして、また、地元の施工業者が施工すると

ということですので、地域経済の活性化を促進するために、引き続き事業をしていきたいと思
いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） ほかにございますか。

10番、牧山明君。

○10番（牧山 明君） 3点お伺いしたいんですけども、まず、決算書の歳入の24ページ、
物価高騰対応重点支援地方創生交付金8,861万7,388円という歳入がありますが、これに関連
する歳出を見つけているんですが、なかなかそれが、どこにあるのかというのが分からなく
て、見つけたのが企画費の中ですか、62ページ。価格高騰重点支援事業（第4弾）というこ
とで、印刷とか、そういう役務費とかの関係の経費が載っているんですが、この八千八百何
がしという交付金のお金の流れについて、どこに記載があるのか。あるいは、記載がないと
したら、どういう形でそれが動いているのかということの説明をお願いしたいと思います。

それから、今回の監査委員の意見書の7ページ、大体おおむね98%、96%、95%という執
行率の中で、数字上見ると商工費だけが84%という執行率になっています。説明では、職員
の給与、それから修繕費の減額とかいうことで聞いたんですが、全体として予算そのものが
少ない中で、予算使い切れないというか、ほかに何か使う方法があるんじゃないかというこ
ろもあるので、最後締めた段階で84.7%というのは、ちょっと低いんじゃないかなと思う
んですが、その辺のところも、もう少し詳しくお伺いします。

もう1点なんですが、決算書の162ページ、文化財保存活用地域計画策定事業というのが
あって、予算が計上されています。現段階でどういうことがどのように進められて、どこま
で決まってきたのかをお聞きします。

○議長（黒岩 巧君） 未来ビジョン推進課長。

○未来ビジョン推進課長（佐藤 忍君） 牧山議員の1点目と2点目のご質問にお答えさせ
いただきます。

まず、24ページの歳入の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきまして、議員お
っしゃるように、まずは先ほどの暮らし応援商品券事業でございます。こちらのほうは年度
をまたいでの事業、7年度までまたいでの事業になっておりまして、繰越明許が5,200万と
いうことになっております。

そのほか、低所得者世帯対策でございまして、84ページになりますけれども、こちら低所
得世帯向けの給付金事業等でございまして、こちら昨年度からまたいでいるもの、今年度
にまたいでいるもの、それぞれありますので、一概にこの歳入の金額と一致するわけではあ

りませんので、その辺ご了承いただければと思います。よろしくお願いいたします。

それと、次の２点目の商工費の関係ですけれども、議員ご指摘のとおり、執行率のほうは80%台ということになってしまいました。要因でございますけれども、こちらにありますように、116ページでございますが、まず、需用費のほうで、不用額140万円ほど、こちらノベルティとかパンフレットを毎年作っておりますが、実績によるものでございます。

それと14節の工事請負費、こちら執行ございませんでした。理由につきましては、浅間大滝の下流に魚止めの滝がございますけれども、そちらに向かう道が令和元年の台風19号により災害を受けまして、補修をさせていただきました。ただし、そのときの状況で、水みちが変わってしまいまして、雨が降ったものが全部その道に流れるようになってしまいまして、再度崩れてしまいまして、今年度補修しようとしておりましたが、根本的な解決を図りたくて、こちらの工事を群馬県のほうに要望を現在出すことになっておりまして、執行はありませんでした。

本来でしたら、補正予算で減額すべきでございましたが、減額しなかったため、このような形になっているということをご了解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 教育課長。

○教育課長（萩原喜隆君） 牧山議員の３点目のご質問にお答えさせていただきます。

文化財保存活用地域計画につきましては、令和５年度から事業をさせていただいております。こちらにつきましては、令和８年度中に文化庁の認定を目指しまして、現在取り組んでいるところでございますけれども、こちらの事業につきましては、法律に基づきまして運用しております関係上、歳入がほぼ歳出を満たしているということで、歳出は補助金で賄っているところでございます。

ちなみに、補助金、令和６年度中でございますけれども、26ページをご覧くださいければと思います。教育費補助金の中の文化財保存活用地域計画作成事業補助金ということで、151万9,000円、これは国庫補助を頂いているところでございます。こちらの内容でございますけれども、以前、この事業につきましてもご説明させていただきましたが、地域の未指定の文化財につきまして、現在、各地域におかれましては、人口減少により維持管理が非常に難しい現状がございます。

そのあたりを地域のボランティアの方々や文化財に関心のある皆様にご協力いただきながら、そういった指定文化財以外の未指定の文化財につきましても、管理をできる体制を構築するといったことも含めまして、昨年度は町の文化祭において、住民のワークショップを実

施したその内容ですとか、子供たちに文化財に関心を持っていただくようなポスターを募集しまして、それを展示させていただいたりということで、身近なものとして文化財を取り扱っていただけるような活動もしているところでございます。

主な未指定の文化財につきましては、各地区に業者委託しまして調査をさせていただいているところでございます。今年度、ある程度調査が完了しますので、報告書のまとめに入っているところです。令和8年度中、文化庁と協議して認定を目指すという流れになっておりますので、事業につきましては、そのようなことということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（黒岩 巧君） 10番、牧山君。

○10番（牧山 明君） その、創生金の最終的にどう使われたかというのは後日でいいですから、その流れをある程度分かるような資料をいただけたらと思います。

たしかに内容が1つではないので、当然この交付金だけでは足りないもので、町の独自財源もそこに入れて事業をやっているかと思う。そこら辺が最終的に分かるような資料を後日いただきたいと思います。

それから、商工費ですか。これは、ずっと少ないですね。何も今少なくなっただけじゃなくて、ずっと長野原町は商工事業者に対する支援とかいろいろな面でちょっと少ないかなとずっと感じています。

ご存じのとおり、個人事業者、小規模経営体は、相変わらず厳しい中で置かれているわけですし、これを何とかするような方法を、ぜひ今後考えていただきたいと思います。

それから文化財の問題なんですけど、この問題、実は昨日気づいたんですけども、一般質問に非常に関わる問題でして、ここでいろいろ聞いちゃうと聞くことがなくなっちゃうのであれなんですけれども、この事業というのは、本当に大事で、朽ち果ててしまってからでは駄目だということがあろうかと思っています。

ぜひ積極的にリストアップして、できるだけ多くこういったものを保存、活用していくことをやっていただきたいと思います。

○議長（黒岩 巧君） 未来ビジョン推進課長。

○未来ビジョン推進課長（佐藤 忍君） 牧山議員ご質問ありがとうございます。

1点目の資料のほうは、後日用意させていただきます。よろしくお願いたします。

2点目ですが、こちら牧山議員もご承知のとおりだと思いますが、町の小規模事業者の方

の支援は町の商工会が行っているということがございまして、今年度商工会の補助金のほうは大幅に増額させていただき、対応させていただいているところです。引き続きよろしくお願いたします。

○議長（黒岩 巧君） 教育課長。

○教育課長（萩原喜隆君） 牧山議員ありがとうございます。

一般質問で出されていることと思いますので、町長のほうから答弁があると思います。

先ほどおっしゃったように、地域の未指定、指定も含めましてそうなんですけれども、管理が地域でできない文化財が相当数あるというふうに認識しております。そういったものをどうやって今後、保護・保存・活用していくかというところが、この計画の肝でございまして、おっしゃるとおりだと思っておりますので、そのあたりも含めまして、今後教育課としましても、文化財保護につきましては力を入れていきたいと思っておりますので、引き続きご指導よろしくお願いたします。

○議長（黒岩 巧君） よろしいですか。

ほかにございますか。

6番、富澤重男君。

○6番（富澤重男君） では質問させていただきます。

まず1点目。12ページの1の1の2法人の欠損額なんですけど、50万4,100円と記されております。これが発生した状況、あるいは該当法人が今どうなっているのかが1点目。

2点目が、飛びますが、166ページの3目給食センター費で減額補正が269万8,000円記されて、使用済額が1億1,641万5,408円ということになっております。この諸物価あるいは食材費が高騰する中で減額されたということは、どのような理由があるのか、原因があるのか。生徒たち、児童たちの品質だとか、あるいは量だとか、そういったものが削られていないかどうか、その辺の心配もございまして。

それともう一点。130ページ消防費の関係ですが、1項1目常備消防費、こちらのほうで、組合に負担した分が1億5,896万1,000円とございまして。この中には、出資金の取り崩し5,000万入っているんでしょうか。別途に払われているんですか。確認をお願いします。

以上です。

○議長（黒岩 巧君） 税務会計課長。

○税務会計課長（土屋 猛君） それでは、富澤議員のご質問にお答えいたします。

12ページの法人税の不納欠損額の状況ですけれども50万4,100円、地方税法に基づき欠損

させていただいております。

この法人につきましては、破産及び経営実態が実際もうない状況になっております。こちらにいたしましては、今後も地方税法に基づきまして、調査等させていただく状況なんですけれども、経営実態としてはない状況となっておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（黒岩 巧君） 教育課長。

○教育課長（萩原喜隆君） 富澤議員の2点目のご質問にお答えいたします。

給食費の減額補正は、これは何ぞやということなんでございますけれども、こちらにつきましては、給食費の食材等ではございません。馬渕商事株式会社に業務委託をしております委託料につきましては、年度当初の予算額で6,400万円計上しているものが、入札差金によりまして、実績で6,017万円に下がっている、その差額分につきましては、それだけではございませんが、減額をさせていただいているという内容になっております。

給食につきましては、皆様の理解もございますように、子供たちの食に関しましては、補正予算で令和5年度もいただいているところでございますので、引き続きそちらの質、量を下げることなくやっていきたいと思っておりますので、引き続きご理解のほうよろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 総務課長。

○総務課長（唐澤正人君） 富澤議員の3点目のご質問なんですけれども、こちらの出資金のほうはこの負担金には入っておりません。よろしく申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） よろしいですか。

ほかにございますか。

1番、杉崎能久君。

○1番（杉崎能久君） 2点質問させてください。

60ページなんですけれども、DX推進事業の12、委託料。委託料として町アプリの制作企画料が495万、プラットフォーム利用促進業務委託1,259万5,000円。ちょっと聞きたいんですけれども、アプリはもう既にあるわけじゃないですか。何をこれ以上、制作の委託をしているのか。これは単純な保守管理という料金なのかということと、利用促進業務、これは具体的にどのようなことをしたのか、2点伺いたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 未来ビジョン推進課長。

○未来ビジョン推進課長（佐藤 忍君） 杉崎議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の町アプリ制作等委託料でございますが、議員おっしゃるとおり保守だけでございます。こちらは現在の町アプリの保守業務の委託料となっております。

次の、長野原町プラットフォーム利用促進業務でございますが、こちらは、昨年度グリーンプログラムというものを実装、あと、今まで登録事業者だけ発信できていたんですが、個人でできるように対応させていただいたこと、この2点のほうを国の交付金を使って実施させていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 1番、杉崎君。

○1番（杉崎能久君） ありがとうございます。

ちなみに来年度は具体的にどのようなことをされるとか、今の時点で計画等あるのでしょうか。

○議長（黒岩 巧君） 未来ビジョン推進課長。

○未来ビジョン推進課長（佐藤 忍君） 現在検討しているところが、Lアラートのアプリとの連携ですとか、防災無線との連携等々考えておまして、次年度の事業で対応させていただきたいと考えています。よろしくお願いたします。

○議長（黒岩 巧君） 1番、杉崎君。

○1番（杉崎能久君） ありがとうございます。

アプリダウンロード数、今増えているかどうか分からないんですけども、町の皆さんからアプリダウンロードしたよと。もうちょっと使い勝手よくしてほしいという声も、今聞いておりますので、引き続き内容の充実と、あとは町民の皆さんにまたアンケートを取るなどして、より利便性の高いアプリ、多分ドコモさんをお願いしていると思うんですけども、協議しながら進めていただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 未来ビジョン推進課長。

○未来ビジョン推進課長（佐藤 忍君） 杉崎議員、ありがとうございます。

引き続き、こちらの町のアプリの質の向上と、あと、利便性の向上、こちらのほう進めていきたいと考えております。

ちなみにダウンロード数ですが、今月に入りまして6,400ダウンロードを超えている状況でございます。よろしくお願いたします。

○議長（黒岩 巧君） ほかにございますか。

3番、土屋匡君。

○3番（土屋 匡君） 2点関連であるんですけども、お願いいたします。

58ページの委託料です。真ん中辺り、浅間山ジオパーク関連事業の負担金なんですけれども、599万2,987円ということなんですけれども、前年度の5年度が484万8,566円。およそ100万円ほど増えているんですが、この理由について多分説明あったと思うんですけども、失念をしておりますので、よろしくをお願いします。

それともう一点ですけども、そのすぐ下です。浅間北麓ビジターセンターの管理運営費、こちらのほうも今年は1,167万8,781円ということで、前年が526万1,591円ぐらいだったと思うんですが、これはパートタイム会計年度任用職員の報酬がかなり上がっているんですけども、こちらのほうは人員が増えたとかの理由でしたか。その確認なんですけれども、よろしくをお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 未来ビジョン推進課長。

○未来ビジョン推進課長（佐藤 忍君） 土屋議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の浅間山ジオパーク協議会の負担金でございますが、こちらは、昨年度途中で補正予算を追加させていただきました。人件費によるものでございます。よろしくをお願いいたします。

次の2点目の浅間山北麓ビジターセンターの関係ですが、パートタイム会計年度任用職員が令和5年度から6年度にかけて、1名増員となりまして、1人から2人になりました。ちなみに今年度は3人となっておりますので、7年度はもう少し増えるかなと思います。よろしくをお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 3番、土屋君。

○3番（土屋 匡君） どうもありがとうございました。

失念した部分があったので、大変申し訳ありませんでした。確認できました。ありがとうございます。

○議長（黒岩 巧君） よろしいですか。

ほかにございますか。

9番、浅沼克行君。

○9番（浅沼克行君） 170ページです。

第83回国民スポーツ大会カヌースプ リント競技事業についてお伺いします。

623万9,160円というものが計上されていますが、この金額について、もちろん町だけじゃなくて、国・県・町というような形で出ると思うんですけども、国・県の補助として、町

の持ち出しはどのような金額になっているのかお伺いします。

それと、基本設計委託料というのが、この中のほとんどの572万円という金額で占めているんですけども、この委託料の内容について教えてください。

それと、今後についてなんですけれども、令和11年に行われるわけですが、あと4年あるんですけども、今後についての計画と申しますか、それはどのような形になっているのか、そして費用についてはどのような形で進んでいくのかお伺いいたします。

それと、162ページのやんば天明泥流ミュージアム管理運営事業です。今年はこの二千何が出ているんですけども、前年度と比較すると、どのような形になっているのかお伺いします。

それと、この中の内容なんですけれども、光熱水費というのが624万7,569円というもので、金額が大分多いんですけども、これは特別にどのようなことがこの金額になっているのかお伺いしたいと思いますが、よろしくお伺いします。

○議長（黒岩 巧君） 未来ビジョン推進課長。

○未来ビジョン推進課長（佐藤 忍君） 浅沼議員の1点目のご質問につきましてですが、170ページでございます。第83回国民スポーツ大会カヌースプリント競技事業につきましては、令和6年度におきまして基本設計をさせていただきました。この572万円の財源でございますが、すみません、ページ戻ります。32ページになりますが、県補助金のうち教育費補助金になりますが、この中で市町村競技別拠点スポーツ施設等整備事業補助金572万円、こちらのほうが充当されております。

それと、今後についての計画につきましては、議会初日前に開催されました全員協議会で報告させていただきましたとおり、それ以上のことはないんですが、基本設計のほうは昨年度終わりましたので、今年度は大会運営に向けまして準備委員会を立ち上げます。来年度、実行委員会を立ち上げまして、その後準備を始めまして、11年の前の年にはプレの大会を行う予定で、運営を行う予定でございます。

11年に本大会を迎えるわけですが、プレの大会と本大会、こちらのほう、基本的には競技に関わる部分、それと施設整備に係る部分につきまして、補助は若干変わってくるんですが、基本的には2分の1以上は群馬県のほうから補助金が入る予定になっております。よろしくお伺いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 教育課長。

○教育課長（萩原喜隆君） 浅沼議員の質問にお答えいたします。

天明泥流ミュージアムにつきましては、先日の議員の皆様にはご覧いただいたところでございます。まず、令和6年度の収入でございますけれども461万7,300円、入館者数が9,953名でした。支出が2,048万9,260円となっております。

一方、令和5年度につきましては、収入が497万6,100円、入館者数が1万941人ということでございました。令和5年度の支出でございますけれども、1,942万4,843円でございます。

光熱水費が、今回624万7,569円で大きなところを占めているわけでございますけれども、こちらにつきましては、収蔵庫というものを装備しておりまして、一般の方々がご覧いただけるスペースのほかに、これまで発掘調査で掘り出されました遺物につきましては、収蔵庫のほうで保管をさせていただいております。そちらのほうの空調設備に、主には電気料になりますけれども、金額がかかってしまっているという状況です。

その収蔵庫に保管されている文化財につきましては、昨年度からナイトミュージアムということで、夜間に住民の皆様を対象にご覧いただいて、通常は入ることができないバックヤードなんですけれども、そちらのほうを見ていただく機会を設けております。

今後も引き続き、館内に展示されているものだけではなくて、そういったこれまでの調査で出土されたものにつきましても、企画展あるいは収蔵庫の見学ということで、住民の方々、または町外の方々にも広くご覧いただく機会を設けてまいりますので、ご理解のほうよろしくをお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 9番、浅沼君。

○9番（浅沼克行君） 最初の国体の関係なんですけれども、分かりました。

こっちの県の予算のほうの歳入をちょっと見落としちゃったので、572万はそっくり県のほうの予算ということで、町のほうの持ち出しというのはほとんどないような状況で、今後についてもそんな状況で進むということで理解しました。

そしてプレ大会、本大会、進んでいるということで、長野原で行われる事業としては、本当に国体のスポーツが行われるというのはすばらしいことだと思って、私も期待しておりますので、ぜひとも今後とも町も全面的な協力していただき、すばらしい大会になるように願っています。よろしく申し上げます。

それと、やんばのほうなんですけれども、天明泥流ミュージアム、いろんな事業が行われていると。収蔵庫の空調設備、そしてナイトミュージアムということで、夜間の事業ということで始めているということで、新しい事業をいろいろしながら、ぜひとも今後、やんば天

明泥流ミュージアムが、いろんな方から認知されるような形に今後はなってもらいたいなどというふうに思っています。今後ともぜひ頑張ってもらいたいと思います。よろしく願います。

○議長（黒岩 巧君） 未来ビジョン推進課長。

○未来ビジョン推進課長（佐藤 忍君） 浅沼議員、ありがとうございました。

議員の皆様におかれましては、今後、準備委員会、それと実行委員会の委員さんとして参画していただき、ご協力いただくことになると思いますので、引き続きよろしく願います。

○議長（黒岩 巧君） 教育課長。

○教育課長（萩原喜隆君） 浅沼議員、ありがとうございます。

天明泥流ミュージアムといたしましても、年間を通じたイベント、それから企画展を今年度も職員のご協力をいただきながら進めているところでございます。

また、ミュージアムショップと言いまして、中でこじんまりした売店がございますけれども、そちらのほうでもカオナシ土偶のキーホルダー、置物みたいなものを考案して販売したりとかいうこともさせていただいておりますので、引き続き職員と一丸となりまして、入館者の増はもちろんのこと、地域の教育の拠点としても生かしていけるように我々としても努力してまいりますので、どうぞよろしく願います。

○議長（黒岩 巧君） よろしいですか。

ほかにございますか。

7番、入澤信夫君。

○7番（入澤信夫君） 3点ほどお願いしたいんですけども、88ページの緊急通報装置システムサービス委託料、これは何名ぐらいで、1台の金額はどのくらいかかるのか。利用はどのくらいあったのか教えてください。

それと、108ページの用水の補助金なんですけれども、これ24万円というのはどういう査定で24万円になっているのかお聞きしたいと思います。

それと、112ページの有害駆除のあれなんですけれども、最近、熊騒動なんか大分テレビでにぎわっているんですけども、イノシシ、鹿などはどのくらい捕れたのか、去年とどのくらい差があるのかちょっと教えていただきたいと思います。よろしく願います。

○議長（黒岩 巧君） 健康福祉課長補佐。

○健康福祉課長補佐（山本元春君） 入澤議員の1番目の質問に答えさせていただきます。

88ページ、緊急通報装置の利用者数ですが、年間約60名の方がご利用いただいております。利用料につきましては、一月1台当たり3,600円ほどかかっております。

以上です。

○議長（黒岩 巧君） 農林課長。

○農林課長（佐藤信利君） それでは、入澤議員の2点目、3点目のご質問にお答えさせていただきます。

応桑用水の補助金ということなんですけれども、応桑用水、大津用水につきましても同額となっております。これは以前からこの額で支援をさせていただいているというような状況となっております。金額の算定については、その事業の内容に応じて支出するような形になっておりまして、事業の実施の増減によって、見直しもあつたりということにはなりますが、金額としてはこの額で支出をさせていただいております。

3点目の捕獲頭数ですが、令和6年度につきましては、イノシシが73頭捕獲をしております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 7番、入澤君。

○7番（入澤信夫君） この緊急通報装置の、入りたいという人の年齢とかは何歳とかあるんですか。

それと、用水の補助金なんですけれども、今、応桑の場合、大分用水が壊れているところが多くて、この次のページの多面的機能支払金のほうで、そっちのほうからも大分使わせてもらえれば用水等直せるんですけれども、その辺をお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 健康福祉課長補佐。

○健康福祉課長補佐（山本元春君） 入澤議員の質問に回答させていただきます。

緊急通報装置の設置申請いただく基準ですが、高齢者、単身世帯、65歳以上の方とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 農林課長。

○農林課長（佐藤信利君） 入澤議員のご質問にお答えさせていただきます。

応桑用水の補助金につきましては、運営費というような形で支出をさせていただいております。修理、修繕等につきましては、多面的機能支払交付金ということで、そちらのほうでのおおむね対応させていただいているような形となっております。よろしく申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） いいですか。

ほかにございますか。

10番、牧山明君。

○10番（牧山 明君） あと1点お願いします。

110ページ、農林水産業費の農地費の中に小規模農村整備事業3,216万4,000円というのがあるんですが、これを見ますと事業委託料、測量試験費1,721万5,000円、それから工事請負費が1,400万円で、事前の測量試験のほうが経費がかかっている。何をどうしたものなのか、いつ頃、何をどのように整備したのか、その辺の説明をお願いします。

○議長（黒岩 巧君） 農林課長。

○農林課長（佐藤信利君） 牧山議員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、まず場所が2か所あります。大津用水の関係、それから応桑用水の関係ということで2か所ありまして、まず、大津用水につきましては、ウイズの敷地内に用水が流れていまして、そちらのほうを、今後ウイズも事業自体がどういうふうに進んでいくか、もう受け入れは終了しているというようなことになっておりまして、その関係で大津水利組合のほうでも心配をされているということで、その水路部分について測量して分筆をして、それを町のほうで受け入れるような形で、管理については大津用水で管理していただくというような形で、測量だったりとか分筆、そういった費用が委託料の主な支出となっております。その部分で大体1,600万ほどかかっております。

応桑用水につきましては、残りの100万程度が委託料という形でなっております。

工事費につきましては、応桑用水のゲートがかなり古くなっておりまして、取水口のゲートですね。そちらのところが新しく取り替えるというような形になっておりまして、それが1,050万ほどの金額となっております。

残りの大体450万ぐらいですが、こちらのほうは大津用水のやはり取り入れのところ、改修が必要ということで改修をしております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） よろしいですか。

ほかにございますか。

2番、湯本宗一君。

○2番（湯本宗一君） 2点ほど伺いたいと思います。

ページ数で言いますと88ページです。

まず、1点目なんですけれども、上段の高齢者・障害者温泉入浴事業とありまして、金額が372万6,195円とあります。6年度につきましてこの金額なんですけれども、対前年で増えているのか、または減っているのか、そのあたりを伺いたいと思います。

2点目、同じく88ページです。

中段になりますけれども、老人福祉センター委託料とございます。金額が1,284万4,063円とございます。この金額は毎年定額なのか、それとも変動があるのか伺いたいと思います。

以上、2点です。

○議長（黒岩 巧君） 健康福祉課長補佐。

○健康福祉課長補佐（山本元春君） 湯本議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、高齢者・障害者温泉入浴事業につきましては、今年度の利用が343万1,340円使用料として各温泉施設にお支払いをさせていただいております。

令和5年度につきましては、286万5,060円のお支払いをさせていただいております。

5年度から6年度にかけて、約20.5%利用のほうが増加しているところでございます。

あと、2点目の老人福祉センター委託料なんですけど、毎年算定のほうしておりまして、定額ではございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 2番、湯本君。

○2番（湯本宗一君） ありがとうございます。

まず、1点目の高齢者・障害者温泉入浴事業、こちら素晴らしい事業だと思いますので、引き続き広報等を活用しながら周知していただきたいなと思います。

2点目の老人福祉センター委託料、毎年違うということでもありますけれども、違うのであれば、何を基準で変動金額になるのでしょうか。そちらの1点だけ伺いたいと思います。

○議長（黒岩 巧君） 健康福祉課長補佐。

○健康福祉課長補佐（山本元春君） 湯本議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目ですが、高齢者・障害者の温泉入浴事業につきましては、引き続き広報等に力を入れて利用者の方の利便性の向上に努めてまいりたいと思います。

あと2点目、老人福祉センター委託料の変動の理由ですが、主に電気代、光熱水費等々によるところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 2番、湯本君。

○2番（湯本宗一君） 大変ありがとうございます。引き続きよろしくお願いします。

以上です。

○議長（黒岩 巧君） ほかにございますか。

10番、牧山明君。

○10番（牧山 明君） もう一点お伺いします。

90ページ、障害者福祉費の中の障害者自立支援給付事業1億5,718万1,864円とあります。その中で主な一番大きなものが扶助費、訓練等給付費で1億2,413万8,033円とありますが、これはどういうところにどういう形で支出されているのか。幾らぐらいどこにということが分かったら教えていただきたいと思います。

○議長（黒岩 巧君） 健康福祉課長補佐。

○健康福祉課長補佐（山本元春君） 牧山議員の質問にお答えさせていただきます。

こちらの障害者自立支援給付、こちらの給付費ですが、障害者サービスを利用されたときの施設利用に係る費用になってございます。よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 10番、牧山君。

○10番（牧山 明君） 施設費用だったら私も分かるんですが、主に障害者に対するサービスというのは、そんなに何か所もあるわけじゃないので、どこに幾らぐらい支払われているのかというところを聞きたいです。すぐではなくてもいいです。後で資料として頂ければ。

○議長（黒岩 巧君） 健康福祉課長補佐。

○健康福祉課長補佐（山本元春君） 牧山議員の質問にお答えをいたします。

どこにどのようにということで、まとめさせて後日お示しをさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） よろしいですか。ほかにございますか。

[発言する者なし]

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。認定第1号については、原案のとおり可決、認定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号は原案のとおり可決、認定されました。

ここで、暫時休憩とします。

再開は午後 1 時、13時に再開します。よろしくお願ひします。

休憩 午後 零時 0 0 分

再開 午後 零時 5 8 分

○議長（黒岩 巧君） 会議を再開します。

◎認定第 2 号～認定第 8 号の質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第 2、認定第 2 号より日程第 8、認定第 8 号までの令和 6 年度の各特別会計及び各事業会計決算認定についてを一括議題とします。

本案は、初日に上程し、提案説明まで終了しています。これより会計管理者及び担当課長より決算の概要説明を行っていただきますが、不明な点は、質疑の中で各担当課長より内容説明を求めることでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、さよう決しました。

はじめに、認定第 2 号から認定第 5 号まで、会計管理者の概要説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（矢野今朝治君） 議長のご指名をいただきましたので、認定第 2 号から認定第 5 号までの令和 6 年度各特別会計歳入歳出決算の概要についてご説明いたします。

この決算は、例月出納検査、定期監査を経て町長に報告し、地方自治法第 233 条第 2 項に基づき、決算審査を受け、ここに提出させていただくものでございます。

町長の提案説明にて、歳入歳出決算総額並びに主な事務事業等の総括的な説明がありましたので、私からは各特別会計の款を中心に説明をさせていただきます。

認定第 2 号 令和 6 年度長野原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算でございます。

決算書の 9、10 ページをご覧ください。

歳入でございます。

第1款国民健康保険税は収入済額1億4,649万3,180円、前年度比で1,257万1,515円の減収でございます。歳入総額に占める割合は18.9%でございました。

また、不納欠損額は87万7,800円で15人、61件でございました。

令和6年度末における長野原町の人口は5,011人、世帯数で2,500世帯でございまして、被保険者数は1,314人、加入世帯は866世帯でございます。

次に、11、12ページをご覧ください。

第2款国庫支出金は、収入済額200万7,000円で、前年度比199万円の増収でございます。

次に、第3款県支出金は、収入済額4億4,173万7,393円、前年度比3,266万7,181円の増収で、歳入総額に占める割合は57.1%でございます。1項の県補助金、1目保険給付費等交付金で、普通交付金と特別交付金の合計でございます。

次に、第4款財産収入は、基金の利子でございまして、6円の収入がございました。

続きまして、第5款繰入金は収入済額4,769万3,467円。前年度比で7万1,682円の減収でございました。一般会計からの繰入金で14ページにかけまして保険基盤安定繰入金等でございます。

次に、第6款繰越金は、収入済額1億2,950万6,109円、前年度比で2,187万2,553円の増収でございます。歳入総額に占める割合は16.7%でございました。

次に、第7款諸収入は、収入済額617万4,392円。前年度比で32万5,025円の増収でございます。主に1項1目の保険税の延滞金や、次のページに移りまして、4項雑入のうち5目の療養給付費等負担金の過年度分などでございます。

続きまして、17、18ページをご覧ください。

歳入合計、予算現額7億3,016万8,000円、調定額7億9,521万5,851円に対しまして、収入済額7億7,361万1,547円、不納欠損額が87万7,800円、収入未済額は2,072万6,504円でございます。収入済総額が前年度に比べまして4,421万1,562円の増収でございました。

続きまして、19、20ページをご覧ください。

歳出でございます。

第1款総務費は、支出済額910万3,651円、執行率は94.4%、前年度比で225万799円の増額でございました。主な支出はレセプト点検等を担当する会計年度任用職員の人件費、電算システム等委託料、国保連合会への負担金、国保税の賦課徴収等の経費でございます。

21、22ページをご覧ください。

第2款保険給付費は、支出済額4億268万1,418円、執行率は83.3%、前年度比では3,347

万1,088円の増額で、歳出総額の62.3%を占めております。主な支出は1項療養諸費、2項高額療養費と、次のページに移りまして、4項1目の出産育児一時金や5項1目の葬祭費でございます。

次に、第3款国民健康保険事業費納付金は、支出済額2億1,718万6,162円、前年度比で883万8,636円の増額で、歳出総額の33.6%を占めています。財政運営の責任主体である群馬県への納付金で、26ページまでにかけて、1項の医療給付費分、2項の後期高齢者支援金等分、3項の介護給付費分に分けて支出をしております。

次に、第4款共同事業拠出金及び第5款財政安定化基金拠出金の支出はございませんでした。

次に、第6款保健事業費は、支出済額1,061万4,377円、執行率は80.2%、前年度費は10万1,916円の増額でございます。主な支出は1項2目の疾病予防費にあります人間ドック検診費補助金や2項1目の特定健康診査委託等でございます。

27、28ページをご覧ください。

第7款基金積立金は、支出済額6円でございます。定期預金の利息を国民健康保険基金へ積み立てたものでございます。

続きまして、第8款公債費の支出はございませんでした。

29、30ページをご覧ください。

次に、第9款諸支出金は、支出済額653万1,601円、執行率は96.4%、前年度比で156万900円の増でございます。主な支出は、1項償還金及び還付加算金のうち、6目保険給付費等交付金償還金で前年度分の額が確定したことによる精算でございます。

続きまして、31、32ページの第10款予備費では支出はございませんでした。

以上、歳出合計、予算現額7億3,016万8,000円に対しまして、支出済額6億4,611万7,215円、執行率は88.4%でございます。支出済総額は、前年度に比べまして4,622万3,339円の増額でございました。

続きまして、33ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

3、歳入歳出差引額及び5の実質収支額はともに、1億2,749万4,332円となりました。

また、34ページの基金の表のうち、令和6年度末の国民健康保険基金の残高は33万6,183円でございます。

以上で、令和6年度長野原町国民健康保険特別会計決算の説明を終わります。

続きまして、認定第3号 長野原町へき地診療所特別会計の歳入歳出決算説明を行います。
決算書の7、8ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

第1款診療収入は、収入済額8,455万9,148円。前年度比で388万5,202円の減収で、歳入総額に占める割合は、63.9%でございます。

次に、第2款使用料及び手数料は、収入済額57万5,130円、前年度比で11万7,570円の減収となりました。主治医意見書や診断書等の文書料でございます。

次に、第3款国庫支出金は、収入済額190万4,000円で、前年度比22万3,000円の増収でございます。1項国庫補助金、1目設備整備費補助金で、診療所移転に伴う補助金でございます。

次に、第4款県支出金、それから次のページになりますが、第5款財産収入は、ともに収入はございませんでした。

続きまして、第6款繰入金は、収入済額1,000万円、前年度と同額でございます。

次に、第7款繰越金は、収入済額3,426万4,227円前年度比で1,423,401円の増収でございます。

次に、8款諸収入は、収入済額98万9,500円、前年度比で38万4,175円の増収となりました。薬の容器代や予防接種委託料等でございます。

次に、11、12ページになりますが、第9款町債の収入につきましてはございませんでした。

以上、歳入合計、予算現額1億1,951万5,000円に対しまして、調定額、収入済額はともに1億3,229万2,005円、収入済総額は、前年度に比ばまして197万2,196円の減収となりました。

続きまして、13ページ、14ページをご覧ください。

歳出でございます。

第1款総務費は、支出済額5,392万6,033円、執行率は92.0%、前年度比で891万932円の減額で、歳出総額の49.8%を占めております。診療所の管理運営に要した経費でございまして、給料、諸手当等の人件費や診療所の設備の維持管理費、また医療機器保守委託等でございます。

15、16ページをご覧ください。

第2款医業費では、支出済額5,432万7,604円、執行率は89.4%、前年度比で1,716万4,595円の増額で、歳出総額の50.2%を占めております。主な支出は、薬品代や医療用の消耗品のほか備品購入で、昨年度は、超音波診断装置等を購入いたしました。

次に、第3款公債費、それから次のページになりますが、第4款予備費については、ともに支出はございませんでした。

以上、歳出合計、予算現額1億1,951万5,000円に対しまして、支出済額1億825万3,637円、執行率は90.6%、支出済総額は前年度と比べまして825万3,663円の増額となりました。

続きまして、19ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

3の歳入歳出差引額、それから5の実質収支額は、ともに2,403万8,368円でございます。

次の20ページの基金等の表につきましては、前年度から変動はございません。

以上で、令和6年度長野原町へき地診療所特別会計決算の説明を終わります。

続きまして、認定第4号 令和6年度長野原町介護保険特別会計歳入歳出決算の説明をいたします。

それでは、決算書の7、8ページをお開きください。

歳入でございます。

第1款保険料では、収入済額1億3,721万2,676円、前年度比で466万3,376円の増収でございました。歳入総額に占める割合は20.4%、不納欠損額は1万8,900円でございます。

次に、第2款使用料及び手数料の収入はございませんでした。

続きまして、第3款国庫支出金は、収入済額1億4,818万9,763円、前年度比で43万4,429円減収、歳入総額に占める割合は、22.1%でございます。算出の根拠といたしまして、介護保険給付費の20%相当額及び財政調整交付金としての5%相当額が国から交付されるものでございます。

9、10ページをご覧ください。

第4款支払基金交付金では、収入済額1億5,631万3,000円、前年度比で72万9,876円の増収でございました。歳入総額に占める割合は23.3%でございました。40歳以上の現役世代からの介護給付費及びデイサービス、ヘルパー等の介護予防事業への交付金としまして、支払基金から交付される交付金でございます。

次に、第5款県支出金では、収入済額8,517万2,000円、前年度比で59万3,000円の減収で、歳入総額に占める割合は12.7%でございました。1項1目の介護給付費負担金は、介護保険給付費の12.5%相当額を、次のページにわたりまして、3項の県支出金は、地域支援事業に対する交付金でございます。

11、12ページをご覧ください。

第6款財産収入では、収入済額179円、介護給付費準備基金の定期預金利息でございます。
次に、第7款繰入金は、収入済額8,794万円、前年度比で938万7,000円の減収、歳入総額の13.1%を占めております。1項の一般会計繰入金でございます。

続きまして、13、14ページになりますが、第8款繰越金では、収入済額5,649万3,525円、前年度比で852万5,746円の増収でございます、歳入総額の8.4%を占めております。

次に、第9款諸収入では、収入済額1万50円、前年度比で1万4,550円の減収でございます。

以上、歳入合計、予算現額では、6億6,631万8,000円、調定額6億7,145万3,993円に對しまして、収入済額6億7,133万1,193円、不納欠損額は1万8,900円、収入未済額10万3,900円で、収入済総額につきましては、前年度に比しまして349万20円の増収となりました。

続きまして、15、16ページをご覧ください。

歳出でございます。

第1款総務費では、支出済額580万3,642円、執行率は95.8%、前年度比で483万1,356円の減額でございます。主な支出としまして、1項総務管理費の介護システムの委託料、3項の介護認定審査会費や介護認定審査関連の経費でございます。

次に、第2款保険給付費は、以降24ページまでにわたっておりますが、支出済額5億5,670万7,039円、執行率は92.0%、前年度比で166万5,095円の減額で、歳出総額の91.3%を占めております。介護保険のサービスを受けたときの給付費及び手数料でございます、1項介護サービス等諸費は介護認定1から5の方、19ページ、20ページになりますが、2項の介護予防サービス等諸費は、介護認定要支援者を対象としたサービスの給付費でございます。

続きまして、ページ飛びますが、23、24ページをご覧ください。

第3款財政安定化基金拠出金の支出はございませんでした。

続きまして、第4款地域支援事業では、支出済額2,105万2,809円、執行率は92.9%、前年度比で74万7,885円の減額でございます。26ページにかけまして、主にデイサービスやヘルパー等の利用料でございます。

続きまして、第5款基金積立金は、介護給付費準備基金への積立てとしまして、支出済額1,092万2,179円、執行率は99.99%、前年度比で202万1,999円の減でございます。

次に、第6款財政安定化基金償還金の支出はございませんでした。

続きまして、第7款諸支出金では、支出済額1,507万7,802円、執行率は72.8%、前年度比で748万2,158円の増でございます。主な支出といたしまして、27、28ページにかけまして、

1項2目の償還金で、令和5年度分の介護給付費負担均等の額確定によります群馬県への返金でございます。

次に、第8款予備費での支出はございませんでした。

以上、歳出合計、予算現額6億6,631万8,000円に対しまして、支出済額6億956万3,471円、執行率は91.4%で、支出済みの総額につきましては、前年度に比べまして178万4,177円の減額となりました。

続きまして、29ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

3、歳入歳出差引額及び5の実質収支額は、ともに6,176万7,722円となりました。また、30ページの基金等一覧表のうち、令和6年度末現在の介護給付費準備基金の残高につきましては、7,966万5,635円ございました。

以上で、令和6年度長野原町介護保険特別会計決算の説明を終わります。

続きまして、認定第5号 令和6年度長野原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明をいたします。

決算書の7、8ページをご覧ください。

歳入でございます。

第1款後期高齢者医療保険料は、収入済額8,560万9,909円、前年度比で1,396万9,718円の増収でございます。歳入総額に占める割合は73.3%、不納欠損額は1,400円ございました。

次に、第2款広域連合補助金は、収入済額96万6,600円、前年度比で2万6,600円の増収でございます。人間ドック受診に対する補助金でございます。

次に、第3款繰入金は、収入済額2,653万3,424円、前年度比で149万8,939円の増収で、歳入総額に占める割合は22.7%でございます。

次に、第4款諸収入は、収入済額16万8,760円、前年度比で10万1,208円の減収となりました。主な収入は1項1目の延滞金、次のページに移りまして2項1目の保険料還付金、3目の令和5年度医療分の広域連合からの返還金でございます。

次に、10、12ページをご覧ください。

第5款繰越金では、収入済額345万8,540円、前年度比で85万4,799円の減収でございます。

以上、歳入合計、予算現額1億1,466万8,000円ございまして、調定額1億1,748万7,833円に対しまして、収入済額1億1,673万7,233円、不納欠損額1,400円で、収入未済額は74万9,200円となりました。収入済総額につきましては、前年度に比べまして1,453万9,250円の

増収でございます。

続きまして、13、14ページをご覧ください。

歳出でございます。

第1款総務費では、支出済額60万7,983円、執行率81.6%、前年度比で7万4,184円の減となりました。保険証の郵送料など事務に要する経費でございます。

次に、第2款後期高齢者医療広域連合納付金では、支出済額1億1,139万2,633円、執行率は99.6%、前年度比で1,451万5,757円の増額でございます。歳出総額の98.4%を占めております。広域連合への保険料等の負担金でございます。

次に、第3款諸支出金は、支出済額8万9,700円、前年度比で9,700円の減少となりました。保険料の還付金でございます。

次に、第4款保健事業費は、支出済額111万600円、執行率64.4%、前年度比では2万9,600円の増となりました。

次のページに移りまして、備考欄をご覧ください。

主な支出といたしましては人間ドッグ受診者への補助金でございます。

次に、第5款予備費では支出はございませんでした。

以上、歳出合計、予算現額1億1,466万8,000円に対しまして、支出済額1億1,320万916円、執行率98.7%で支出済総額は前年度に比べまして1,446万1,473円の増でございました。

次に、17ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

3の歳入歳出差引額及び5の実質収支額は、ともに353万6,317円でございます。また、18ページの基金等の表につきましては、前年度と変動はございませんでした。

これで、令和6年度後期高齢者医療特別会計の決算の説明を終わりにさせていただきます。

以上、認定第2号から認定第5号までの特別会計決算の概要説明といたします。

ご認定くださいますようお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 次に、認定第6号から認定第8号まで、担当課長の概要説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（篠原博信君） それでは、引き続きまして、認定第6号から第8号までの事業会計決算認定について説明申し上げます。

まず、認定第6号 令和6年度長野原町水道事業会計決算認定について説明申し上げます。

決算書の12ページ、サイドブック17ページをご覧ください。

令和6年度長野原町水道事業会計の報告書について説明させていただきます。

1の概要、(1)の総括事項です。

本水道事業は、令和6年度から法適用移行に伴い、中部簡易水道、東部簡易水道、北軽井沢簡易水道が会計統合し、新たな公営企業がスタートし1年目の決算となります。

水道を取り巻く状況は、施設、管路の老朽化等で年々厳しさを増しております。令和6年度は大規模な漏水事故が数回発生し、関係住民の皆さんには大変ご迷惑をおかけしました。水道管の漏水を全てなくすことは不可能ですが、事故対応を万全に期すとともに、水道施設、管路の老朽化対応を進めていきたいと考えてございます。

本年度の収支については、損益勘定、総収入2億9,758万4,475円、総支出2億8,829万9,649円、差し引き928万4,826円となりました。

資本勘定では、総収入6,885万7,226円、総支出1億475万5,445円となりました。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額については、当年度消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填してございます。

今後は、水道事業を取り巻く環境の変化を見据えながら、経営戦略を踏まえた耐震化計画や施設更新計画の策定・実施を行うなど、より安定した事業経営を目指してまいります。

(2)の経営指標に関する事項です。

經常収支比率は103.20%で、これは、100を上回れば比較的良好だと判断してございます。

料金回収率は48%で、給水に係る経費が給水収益以外、要は一般会計補助金等でございますが、その収入で賄われていることが分かります。

有形固定資産減価償却率は59.10%で、一般的に数値が高いほど法定耐用年数に近い資産が多いことを示してございます。

管路経年化率はゼロ%ですが、あと数年で耐用年数を迎える管路が出てくる状況となります。

管路更新率は0.1%で、管路全体に占める更新延長で石綿管の布設替え延長の割合となります。

次ページをご覧ください。

(3)では議会の議決事項、(4)では職員に関する事項を2の建設改良工事では、次ページにかけて資本的予算で実施した工事でございます。

3の業務の（1）業務量では、給水人口等の前年度比較を行ってございます。

（2）は事業収入に関する事項、（3）は事業費用に関する事項でございます。

以上で、水道事業会計の報告書の説明となります。

次ページをご覧ください。

収益的収入支出明細書の収益でございます。

1款中部・東部簡易水道事業収益、1項事業収益では、水道料等の給水収益と加入金等、その他営業収益の収入でございます。2項営業外収益では、他会計補助金、長期前受金戻入の収入となります。

2款北軽井沢簡易水道事業収益、1項営業収益では、水道料の給水収益と加入金等、その他営業収益の収入でございます。

次ページ、営業外収益が他会計補助金、長期前受金戻入等の収入でございます。

次ページをご覧ください。

費用でございます。

11款中部・東部簡易水道事業費用、1項1目では、原水及び浄水費で、漏水修繕費用やポンプ等の動力費の電気代、塩素等の薬品代の経費となります。2目配水及び給水費では、テレメーターの通信運搬費、切手代、水道メーター検針員さんへの委託料の経費でございます。4目の総係費では、職員2名分の人件費等の経費でございます。

次ページをご覧ください。

32節補償金では、昨年度の断水事故の際、飲食店等への補填費用として9件、282万5,915円の支出がございます。5目の減価償却費では、有形固定資産の減価償却費、2項営業外費用では、企業債利息、その他雑支出で消費税の支出でございます。3項特別損失では、令和5年度の確定消費税の計算書により算出した経費でございます。

12款北軽井沢簡易水道事業費用、1項1目の原水及び浄水費では、漏水修繕に伴う修繕費、水源の動力ポンプ電気代、塩素等の経費でございます。2目配水及び給水費では、テレメーターの通信運搬費、料金請求発送の切手代、次ページの委託料では、水道メーターの検針員さんへの検針委託料等の経費でございます。3目材料費では、水道修繕に伴う材料費の経費、4目総係費では、職員1名分の人件費等でございます。5目減価償却費は、有形固定資産、無形固定資産の減価償却費でございます。2項営業外費用、1目では、企業債利息の支払い経費、次ページにかけては納付消費税の支出経費でございます。

続きまして、資本的収入及び支出明細書の収入でございます。

21款中部・東部簡易水道事業資本的収入、7項1目では、一般会計からの補助金、22款北軽井沢簡易水道事業資本的収入、3項2目では県単事業に伴う県補助金、7項1目では一般会計からの補助金の収入でございます。

次ページをご覧ください。

支出でございます。

31款中部・東部簡易水道事業資本的支出、1項2目固定資産購入費は、動力ポンプ購入等の購入経費、4目工事請負費では石綿管布設替え工事の経費でございます。2項1目では企業債償還金の経費を、32款北軽井沢簡易水道事業資本的支出、1項1目事務費では、老朽管布設替え工事の設計費用を、2目固定資産購入費では次年度の法定交換用のメーター購入経費、4目工事請負費では石綿布設替え工事の経費、2項1目では企業債償還金の経費でございます。

次ページをお願いいたします。

固定資産明細書でございます。後ほどご覧いただきたいと思っております。

続きまして、決算書26ページ、サイドブックだと34、35ページをご覧いただきたいと思っております。

水道事業会計企業債明細書でございます。

年度末の未償還残高は2億1,585万8,320円となります。

続きまして、決算書5ページ、サイドブック8ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。

1の営業収益では、給水収益その他営業収益合わせまして、8,805万6,047円。

2の営業費用では、(1)の原水及び浄水費から(5)の減価償却費まで合わせまして2億8,099万7,894円。営業損失で1億9,294万1,847円。

3の営業外収益の(1)受取利息から配当金、(4)雑収益まで合わせまして2億952万8,428円。

4の営業外費用で、(1)の支払利息及び企業債取扱諸費から(3)の雑支出まで合わせまして730万1,755円。営業外収益から営業外費用を引きますと2億222万6,673円。さらに営業損失を引きますと、経常利益が928万4,826円となります。経常利益から特別損失を引きますと、当年度純利益として833万2,929円、当年度純利益に7の前年度繰越利益剰余金を足しますと、当年度末処分利益剰余金といたしましては、1億4,831万7,004円となります。

続きまして、決算書9ページ、サイドブックの13ページをご覧いただきたいと思っております。

水道事業会計の貸借対照表でございます。

まず、資産の部でございます。

1の固定資産では、(1)の有形固定資産、(2)の無形固定資産、(3)の投資その他の資産合わせまして、固定資産合計が38億5,336万5,054円。

2の流動資産では、(1)の現金預金、(2)の未収金合わせまして、流動資産合計が2億4,914万5,022円、資産合計が41億251万76円となります。

次ページをご覧ください。

負債の部では、3の固定負債として固定負債合計が1億8,499万6,888円。

4の流動負債では、(1)の企業債から(4)のその他流動資産合わせまして、流動負債合計が4,426万6,117円。

5の繰延収益合計26億1,457万5,183円、負債合計が28億4,383万8,188円となります。

資本の部では、6の資本金で9億5,915万6,893円。

7の剰余金では、(1)の資本剰余金から(2)の利益剰余金合わせまして、剰余金合計が2億9,951万4,995円、資本合計12億5,867万1,888円となり、負債資本合計が41億251万76円となります。

続きまして、決算書25ページ、サイドブック32ページをご覧ください。

水道事業会計のキャッシュ・フローでございます。

1の業務活動によるキャッシュ・フローでは、当年度純利益から4条消費税の調整額合わせまして5,610万6,694円。

2の投資活動によるキャッシュ・フローでは、有形固定資産の取得による支出から一般会計又は特別会計からの繰入金による収入まで合わせまして、△の1,193万2,652円。

3の財務活動によるキャッシュ・フローでは、建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出として△の3,030万4,453円。

資金増加額が1,386万9,589円、資金の期首残高が2億966万841円、資金の期末残高が2億2,353万430円となります。

続きまして、決算書28、29ページ、それとサイドブック36、37ページをご覧ください。

決算書の注記でございます。

IVのセグメント情報の、2、報告セグメントごとの営業収益等では、財務諸表等では2会計が一つにまとめた数字となっておりますが、各会計ごとの金額でございます。

また、Vの重要な後発事象では、昨年の漏水事故に伴い飲食店に営業補填費用として支払

した金額を記載してございます。

以上で、認定第6号 令和6年度長野原町水道事業会計決算認定の説明といたします。よろしく願いいたします。

続きまして、認定第7号 令和6年度長野原町浅間高原水道事業会計決算認定について説明申し上げます。

決算書11ページ、サイドブック16ページをご覧ください。

令和6年度長野原町浅間高原水道事業会計報告書でございます。

1の概要、(1)の総括事項です。

本水道事業は昭和42年に創設され、平成3年に町に完全移管され、平成31年4月には事業認可を上水道から簡易水道に改め、名称の浅間高原水道となり、将来にわたって安定的な供給と安全性の確保を基本に設備投資をする一方、効率的な管理運営により経費の削減を図ってきています。

本年度の収支については、損益勘定総収入4,445万7,249円、総支出4,025万5,879円、差し引き420万1,370円となりました。

資本勘定では、総収入597万3,000円、総支出2,766万7,200円となりました。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、当年度分の消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填してございます。

住民の生活に欠かすことができないライフラインの一つでもある、水道事業の経営基盤の強化は、今後さらに重要となってまいります。水道事業を取り巻く環境の変化を見据えながら、経営戦略を踏まえた老朽化対策や施設更新計画の策定・実施を行うなど、より安定した事業運営を目指していきたいと考えてございます。

(2)の営業指標に関する事項ですが、経常収支比率は110.4%で100%を上回ってございます。

料金回収率は107.30%で給水に係る経費が給水収益等で賄われている状況となっております。

有形固定資産減価償却率は75.6%で、一般的に数値が高いほど法定耐用年数に近い資産が多いことを示してございます。

管路経年化率は99.6%と数年で耐用年数を超えていく管路が多くを占めてございます。

管路更新率は0.39%で、管路全体に占める更新延長で、昨年の石綿管布設替え工事延長の割合となります。

次ページをご覧ください。

(3) では、議会の議決事項、(4) では、職員に関する事項、2の建設改良工事は、電気室の改修工事、老朽管の布設替え工事が主なものとなります。

次ページをご覧ください。

3の業務の(1)業務量の給水人口等の前年対比となっております。(2)は事業収入に関する事項、(3)は事業費用に関する事項でございます。

以上で、報告書の説明となります。

次ページをご覧ください。

収益的収入支出明細書の収益でございます。

1款1項1目給水収益では、水道料加入金等の経費でございます。2項1目受取利息及び配当金は預金利子の経費でございます。5目長期前受金戻入は、工事負担金の長期前受金の経費でございます。7目の雑収益につきましては、他会計からのリース料等の立替え分の収入でございます。

次ページをご覧ください。

費用でございます。

1款1項1目原水及び浄水費は漏水修繕費、動力費では動力ポンプの電気代、塩素等の薬品代の経費でございます。2目配水及び給水費では、監視システムのテレメーター通信費、郵送料代、検針委託料、水質検査の委託料、料金の収納の口座振替等の手数料の経費でございます。3目材料費では修繕等で使用する材料費の経費、4目総係費では会計年度任用職員1名分の人件費等の経費でございます。

次ページ、5目減価償却費では、有形固定資産、無形固定資産の減価償却費の経費、2項3目納付消費税及び地方消費税の申告費用の経費を。

次ページをご覧ください。

資本的収入支出の明細書でございます。

収入では、1款3項2目老朽管布設替え工事の県補助金でございます。

次ページをご覧ください。

1款1項1目事務費では、老朽管布設替え工事の設計費用の経費、2目固定資産購入費では、次年度分の法定交換用のメーター購入経費、4目工事請負費では、県補助金を利用しての老朽管の布設替え工事の経費でございます。

続きまして、決算書19、20ページ、サイドブック26、27ページは固定資産の明細書ござ

います。

後ほどご覧いただきたいと思います。

続きまして、決算書5ページ、サイドブック8ページをご覧ください。

損益計算書でございます。

1の営業収益、(1)の給水収益4,261万2,650円。

2の営業費用の(1)原水及び浄水費から(5)の減価償却費まで合わせまして3,957万9,579円。営業利益で303万3,071円。

3の営業外費用では、(1)の受取利息及び配当金から(3)の雑収入まで合わせまして、184万4,599円。

4の営業外費用は、納付消費税及び地方税額で67万6,300円、経常利益が420万1,370円。これに7の予備費の前年度繰越利益剰余金を足しまして、当年度末未処分利益剰余金が1億4,737万3,558円となります。

続きまして、決算書9ページ、10ページ、サイドブック14、15ページをご覧いただきたいと思います。

貸借対照表です。

1の固定資産では、(1)の有形固定資産のイ、土地から、ホの工具、器具及び備品まで合わせまして、有形固定資産合計1億2,645万823円。(2)無形固定資産が641万1,460円。

(3)投資その他の資産合計が8,244万円で、固定資産合計が2億949万7,283円。

2の流動資産は、(1)の現金預金から(4)のその他流動資産を合わせまして2億5,678万8,322円、資産合計は4億6,628万5,600円となります。

続きまして、次ページの負債の部では、3の流動負債、(1)の未払金から(2)の引当金合わせまして、流動負債合計159万5,336円。

4の繰延収益合計が1,054万7,876円、負債合計は1,214万3,182円。

続きまして、資本の部です。

5の資本金は1億1,079万297円。

6の剰余金は、イの工事負担金、ロのその他資本剰余金で、資本剰余金合計が9,848万17円。(2)の利益剰余金では、イの利益積立金から、ハの当年度末未処分利益剰余金まで合わせまして2億4,487万2,109円。剰余金合計に資本金を足しまして、資本合計が4億5,414万2,423円、負債資本合計が4億6,628万5,600円となります。

続きまして、決算書21ページ、サイドブック28ページをご覧ください。

キャッシュ・フローの計算書でございます。

1の業務活動によるキャッシュ・フローでは、当年度純利益からその他流動資産の増減額までの小計に、受取利息及び受取配当金を足しまして、業務活動によるキャッシュ・フロー合計は1,323万9,014円。

2の投資活動によるキャッシュ・フローでは、有形固定資産の取得による支出、国庫補助金等による収入合わせまして、投資活動によるキャッシュ・フローの合計が△の2,209万8,000円。

財務活動によるキャッシュ・フローはゼロ。資金増加額は△の885万986円、資金の期首残高が2億4,703万4,106円、最終の資金期末残高が2億3,817万5,120円となります。

以上で、認定第7号 令和6年度長野原町浅間高原水道事業会計予算の決算認定についての説明となります。よろしく願いいたします。

続きまして、認定第8号 令和6年度長野原町下水道事業会計予算決算認定について説明申し上げます。

決算書15ページ、サイドブック20ページをご覧ください。

令和6年度長野原町下水道事業の会計報告でございます。

1の概要、(1)の総括事項です。

下水道事業につきましては、令和4年4月1日から公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽整備事業の3つの事業会計統合を行い、地方公営企業法を適用し、新たな公営企業としてスタートいたしました。

下水道事業につきましては、平成7年から令和2年にかけて建設事業が実施され、既に更新時期を迎えた設備もあり、今後も徐々に老朽化に伴う更新投資の増大や、人口減少に伴う料金収入の減少が見込まれるなど、経営環境は厳しさを増しつつあり、住民の生活に欠かすことができないライフラインの一つでもある下水道事業の経営基盤強化と維持管理は今後さらに重要となります。

引き続き事業を取り巻く環境変化と将来を見据えながら、長寿命化計画や経営戦略等の事業の効率化を目指した見直し、改定に取り組み、より安定した持続可能な事業経営を目指します。

本年度の収支につきましては、損益勘定総収入4億8,100万7,949円、総支出4億6,064万5,120円、差し引き2,036万2,829円となりました。

資本勘定では、総収入4,334万1,000円、総支出4,434万1,000円となりました。

資本的収入額は、資本的支出額に対し不足する額につきましては、過年度分の引継金で補填してございます。

住民の生活に欠かすことができないライフラインの一つである下水道事業の経営基盤の強化は、今後さらに重要となってまいります。下水道を取り巻く環境の変化を見据えながら、長寿命化計画や経営戦略の策定・実施を行うなど、より安定した事業運営を目指します。

(2)の経営指標に関する事項ですが、経営収支比率は104.4%で100を上回ってございます。

料金回収率につきましては、28.06%で、そのほとんどが料金収入のほか一般会計補助金等、多く依存している状況となっております。

有形固定資産減価償却率は4.0%で、一般的に数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示してございます。

管渠老朽化率はゼロ%ですが、数年で耐用年数を迎える管路が多くを占めてございます。

管渠改善率はゼロ%で、下水道の管渠の更新はございませんでした。

次ページをご覧ください。

(3)では議会議決事項、(4)では職員に関する事項、2の建設改良工事では、施設更新工事等が主なものとなります。

次ページをご覧ください。

3の業務、(1)業務量では、行政区域内人口等の前年度比較を行ってございます。(2)は事業収入に関する事項、(3)は、事業費用に関する事項でございます。

次ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の明細書の収益でございます。

1款公共下水道収益、1項1目では、下水道使用料金の収入経費。2項3目他会計補助金では、一般会計からの補助金の経費。4目長期前受金戻入は、補助金、長期前受金戻入等の収入の経費。6目補助金では、ストックマネジメント作成業務の国庫補助金の収入でございます。8目その他雑収益では、消費税計算書により算出された金額を計上してございます。

2款農業集落排水事業収益、1項1目では、下水道使用料の収入経費。2項3目他会計補助金では、一般会計補助金の収入。4目長期前受金戻入では、補助金、長期前受金戻入等の収入。3項4目特別利益では、消費税計算書により算出された金額を計上してございます。

3款浄化槽事業収益、1項営業収益は下水道使用料の収入経費。2項営業外収益、3目他

会計補助金は、一般会計からの補助金。4目長期前受金戻入は、その他長期前受金戻入の収入の経費。8目雑収益につきましても、これは消費税申告計算により算出された経費でございます。3項特別利益、これにつきましては、令和5年度の消費税計算書に算出された経費でございます。

次ページをご覧ください。

費用でございます。

11款1項1目管渠費では、マンホールポンプの動力費、マンホールポンプ維持管理委託料の経費でございます。2目処理場費では、施設の動力費、施設維持管理費等の経費でございます。3目総係費では、職員1名分の人件費、次ページの4目減価償却費では、有形固定資産減価償却費の経費。5目資産減耗費では、固定資産除却費の経費。2項3目雑支出、それと3項5目その他特別損失につきましては、消費税計算書により算出された金額でございます。

12款農業集落排水事業費用、1項1目管渠費では、マンホールポンプの動力費、マンホールポンプ維持管理業務委託費の経費でございます。2目処理場費は、次ページにかけて施設動力費、汚泥を乾燥させ肥料を作るための燃料代、施設管理業務委託料等の経費でございます。3目総係費では、職員1名分の人件費等の経費。4目減価償却費は、有形固定資産減価償却費の経費、5目資産減耗費では、固定資産除却費の経費。2項営業外費用では、次ページにかけまして、3目雑支出、消費税計算書により算出された経費の計上をしてございます。

13款浄化槽事業費用、1項1目浄化槽費では、浄化槽の修繕費、浄化槽法第11条の検査委託料等の経費でございます。2目総係費では、浄化槽の11条検査の経費、2項3目雑支出では、消費税計算書により算出された経費でございます。

次ページをご覧ください。

資本的収入支出明細の収入でございます。

21款下水道事業資本的収入、2項他会計補助金は、一般会計からの補助金。9項受益者負担金では、加入者負担金の収入。

22款農業集落排水事業資本的収入、2項他会計補助金では、一般会計からの補助金。9項受益者負担金では、加入者負担金の収入。

次ページをご覧ください。

支出でございます。

31款公共下水道事業資本的支出、1項1目事務費では、設備更新の工事請負費の経費、6

項1目基金繰入金では、加入者分担金の基金への繰入れ。

32款農業集落排水事業資本的支出、1項1目事務費では、施設更新工事、マンホール蓋交換工事費等の経費でございます。6項1目基金繰入金では、加入者負担金の基金への繰入れ。

次ページは、固定資産の明細書でございます。後ほどご覧いただきたいと思っております。

少し戻りまして。決算書9ページ、サイドブック12ページをご覧ください。

損益計算書でございます。

1の営業収益では、(1)の下水道使用料で4,144万3,600円。

2の営業費用では、(1)の管渠費から(6)の資産減耗費まで合わせまして、4億5,188万3,849円。営業損失が4億1,044万249円。

3の営業外収益の(1)他会計補助金から(4)の雑収益まで合わせまして、4億3,956万4,349円。

4の営業外費用が876万1,271円。経常利益は2,036万2,829円。

5の特別利益が、35万9,035円。

6の特別損失が135万3,700円で、当年度純利益が1,936万8,164円。当年度未処分利益剰余金が1,936万8,164円となります。

続きまして、決算書13、14ページ、サイドブック18、19ページをご覧ください。

貸借対照表です。

資産の部では、1の固定資産では、(1)の有形固定資産のイ、土地からへの工具、器具及び備品まで合わせまして、有形固定資産合計が80億1,555万4,385円。(2)の投資その他の資産は5,529万750円、固定資産合計が80億7,845万135円。

2の流動資産の(1)現金預金から(2)の未収金まで合わせまして、流動資産合計は1億236万5,347円。資産合計が81億7,321万482円となります。

次ページをご覧ください。

負債の部です。

3の流動負債は、(1)の未払金、(2)引当金合わせまして流動負債合計が2,440万1,604円。

4の繰延収益が76億581万9,613円。負債合計は76億3,022万1,217円。

資本の部では、5の資本金が1億1,823万4,699円。

6の剰余金では、(1)の資本剰余金と(2)の利益剰余金合わせまして4億2,475万4,566円。負債資本合計で81億7,321万482円となります。

続きまして、決算書28ページ、サイドブック34ページをご覧ください。

キャッシュ・フローの計算書でございます。

1の業務活動のキャッシュ・フローでは、当年度純利益から未払金の増減額までの小計に、4条消費税調整額を差し引き、業務活動によるキャッシュ・フローが1,392万9,758円となります。

2の投資活動によるキャッシュ・フローでは、有形固定資産の取得による支出から基金の積立てによる支出まで合わせまして、投資活動によるキャッシュ・フローは300万3,070円。資金増加額は2,193万2,828円。資金期首残高が6,887万9,177円。資金期末残高は9,081万2,005円となります。

続きまして、決算書29、30ページ、サイドブック36、37ページをご覧ください。

決算書の注記でございます。

IVのセグメント情報、2の報告セグメントごとの営業収益等でございます。3事業を個別に営業収益等の金額を記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

なお、最終ページに基金運用状況調書を添付してございますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で、認定第6号から認定第8号までの企業会計の決算報告の説明となります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 会計管理者及び担当課長の概要説明が終了しました。

ここで暫時休憩とします。

再開は2時25分、14時25分に再開しますので、よろしく申し上げます。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時25分

○議長（黒岩 巧君） 会議を再開します。

特に質問がありましたらお願いします。

なお、質問する際は、一度に質問する箇所を3か所以内に分けて質問されますよう、また、質問の際はマイクのスイッチを入れ、認定番号及び該当ページを明らかにして質問をお願いいたします。

また、決算認定ですので、決算に関する質疑をするよう議員各位のご協力をお願いいたします。

それでは、質疑をお願いします。質疑ございませんか。

10番、牧山明君。

○10番（牧山 明君） 認定第2号 令和6年度長野原町国民健康保険特別会計決算認定についてで、ページとかということじゃないんですけども、監査委員の意見書の12ページを見ていただきたいんですが、ここに令和2年から令和6年までの特別会計の決算の状況が書いてあります。

見ていくと気づいていただけるかと思うんですが、繰越金が令和2年では4,500万ぐらい。令和6年の段階で1億2,950万6,100円ということになっています。

人口が減って、加入者も多分減っている中で、保険税、所得の状況で減免の措置とか取られている中で、そんなに減っていない。県の支出金も微増ですよ。しかしながら、決算的には差引残高とか前年度繰越金が増えてきているわけです。この理由は何なのかということをお教えいただきたいと思います。

それと、企業会計まで質問していいですか。

○議長（黒岩 巧君） いいですよ。

○10番（牧山 明君） この企業会計、今、本当に始まったばかりで、説明の仕方も資料の作り方も変わる中で、全くつかえることなく説明をされた課長の努力には本当に頭が下がりました。

ただ、聞くほうの我々が、この内容について若干ついていけないところがあるんじゃないかと感じました。

できれば、後日で結構なんですけれども、この数字と、それから会計の仕組み等について何らかの勉強する機会を設けていただければなというふうに思っています。

以上です。

○議長（黒岩 巧君） 町民生活課長。

○町民生活課長（中島 淳君） 牧山議員からご質問ありました国民健康保険税の繰越金の推移についてご回答申し上げます。

議員ご指摘のとおり、2年から6年までの繰越金については、2年度が4,500万円、6年度については1億2,900万円ということで、大きく増加した経緯がございます。さらに遡りますと、平成22年度頃につきましても、実は1億円ぐらいの繰越金ございました。

会計管理者からの説明の中にもございましたとおり、給付費のほうが今年は3,000万円増というふうなことで、給付費が今年は増えました。国民健康保険については、この給付費が約60%ぐらいの支出があるわけですが、その給付費によって、繰越金に大きく影響を及ぼすことで、その給付費というのは、個々個別の病院のかかったもの等によって、大きく医療費の変動があるものが保険になってございます。よって6年度については、去年と比べると、繰越金は横ばいになっているわけですが、そんなようなところから給付費等の兼ね合いから増えることもあるということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 上下水道課長。

○上下水道課長（篠原博信君） 牧山議員の2点目のご質問なんですけれども、内容についてできれば数字と仕組みの勉強会ということなんですけれども、説明している私も全てを理解しているところではありませんけれども、そういう機会をつくってほしい、できれば上下水道課としてもこの内容を分かりやすいように皆さんが理解するようなことをしていきたいとは課内でも話しています。

今回、普通の特別会計が企業会計に、企業会計がそのまま特別会計とくっついて企業会計になったりしているもので、表現の仕方も今回の決算しか出てこない部分もございます。特に消費税の関係なんかは、今まで企業会計でやっていたところは、支払い消費税ということが出てくるんですけれども、特別会計でやっていた分は特別収益だとか、そういう部分で表現も違ってきますので、ぜひそういう機会をつくらせていただければ、こちらのほうとしてもありがたいと思いますので、検討していきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（黒岩 巧君） 10番、牧山君。

○10番（牧山 明君） 給付費がどうなるかで次年度繰越金に回る分がどうなるかというのは分かるんですけれども、たしか7年度に入ってから、国民健康保険の課税限度額の上げを議決した記憶があります。7年度がどうなるかを見据えた後、来年度以降、もし7年度の次年度に対する繰越金等がさらに増えるような状況であれば、国保税を引き下げるとすることも検討すべきじゃないかと、そういうことを思いました。ぜひそれはしっかりやってもらいたいと思います。

それから、やっぱり公営企業会計はベースになる簿記の仕組みが違うので、余計に複雑になると考えています。

どういうふうに行われているのかということ、やっぱり我々議員もなんせ知っていることしか知らないんで、分からないことがいっぱいあって、当然町の当局者の方々もそういう

ことだと思しますので、この仕組みの勉強会は何らかの形で、あまり先に行かないうちにやっていたきたいなと思っています。よろしくお願いします。

○議長（黒岩 巧君） 町民生活課長。

○町民生活課長（中島 淳君） ご質問いただきありがとうございます。

税率の関係、おっしゃるとおり国民健康保険は、全ての方が入る保険ですから、なるべくそういったことを考えなければいけないという視点が勉強になりました。ありがとうございます。

しかしながら、ちょっと遡ると平成29年度に市町村が運営してきました国民健康保険は、加入者減少により国保制度改正が行われ、平成30年から県が財政の責任運営主体として行っております。

最終的な目指す目標としては、被保険者目線で見ると受診する医療サービスが同じであれば、負担も能力も同じ水準になる。つまり、どこの町に住んでいても、県内どこの水準でも同じようなことになるという負担の公平性というのが今後求められるようになるかと思っています。それに向けて長野原町も進んでいこうと思っていますので、なるべく大きな変更がないように、また、保険者の方が思惑と違うようなことにならないように、今後も安定的な運営を目指していきたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（黒岩 巧君） 上下水道課長。

○上下水道課長（篠原博信君） 牧山議員の2点目の質問なんですけれども、仕組みについての勉強会、どんな資料を作って、どんなふうの説明していけばいいのかも含めまして、検討させていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（黒岩 巧君） よろしいですか。

今の勉強会の件ですけれども、議会事務局と上下水道課長でうまく調整してもらって、なるべく早い時期に実施するというところでよろしくお願いします。

ほかにございますか。

9番、浅沼克行君。

○9番（浅沼克行君） 認定第2号で、今の牧山議員の質問とちょっとかぶるかもしれないんですけれども、先ほど会計管理者から説明がありました。この中で昨年度から比べると減収であるというお話がありました。その減収の理由を聞かせてもらいたいと思います。その単純なことだけお願いします。

○議長（黒岩 巧君） 町民生活課長。

○町民生活課長（中島 淳君） 浅沼議員の質問にお答えいたします。

減収理由ですが、単純に被保険者数が減ってございます。昨年度の被保険者数は1,409名、今年度については1,314名ということで、人口減少により被保険者が減っていることが大きな要因と考えております。よろしく申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） よろしいですか。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

これより、認定第2号から認定第8号まで7件一括採決します。

お諮りします。認定第2号 令和6年度長野原町国民健康保険特別会計決算認定については、原案のとおり可決、認定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号は原案のとおり可決、認定されました。

お諮りします。認定第3号 令和6年度長野原町へき地診療所特別会計決算認定については、原案のとおり可決、認定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、認定第3号は原案のとおり可決、認定されました。

お諮りします。認定第4号 令和6年度長野原町介護保険特別会計決算認定については、原案のとおり可決、認定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、認定第4号は原案のとおり可決、認定されました。

お諮りします。認定第5号 令和6年度長野原町後期高齢者医療特別会計決算認定については、原案のとおり可決、認定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、認定第5号は原案のとおり可決、認定されました。

お諮りします。認定第6号 令和6年度長野原町水道事業会計決算認定については、原案のとおり可決、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、認定第6号は原案のとおり可決、認定されました。

お諮りします。認定第7号 令和6年度長野原町浅間高原水道事業会計決算認定については、原案のとおり可決、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、認定第7号は原案のとおり可決、認定されました。

お諮りします。認定第8号 令和6年度長野原町下水道事業会計決算認定については、原案のとおり可決、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、認定第8号は原案のとおり可決、認定されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第9、議案第15号 工事請負契約の締結について（旧北軽井沢小学校改修工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第15号 旧北軽井沢小学校改修工事の工事請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

当該工事につきましては、LCAきたかる森のインターが令和8年4月に開校するに当たり、旧北軽井沢小学校の校舎を改修するものでございます。

契約の目的は、旧北軽井沢小学校改修工事、契約金額は5,423万円、契約の相手方は、黒田工業株式会社、代表取締役、黒田圭司でございます。

つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び長野原町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第15号について、起立により採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、起立により採決します。

お諮りします。議案第15号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒岩 巧君） 全員起立であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎散会について

○議長（黒岩 巧君） 本日はこれにて散会とし、次回は18日でございます。

17日まで休会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、さよう決しました。

◎散会の宣告

○議長（黒岩 巧君） 以上をもちまして、散会とします。
ご協力ありがとうございました。

散会 午後 2時43分

第 3 回 定 例 町 議 会

(第 3 号)

令和7年9月第3回長野原町議会定例会

議事日程(第3号)

令和7年9月18日(木曜日)午前10時開議

- 第 1 諸報告
- 第 2 委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について
- 第 3 職員派遣について
- 第 4 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	杉崎能久君	2番	湯本宗一君
3番	土屋匡君	4番	萩原広美君
5番	星河明彦君	6番	富澤重男君
7番	入澤信夫君	8番	黒岩巧君
9番	浅沼克行君	10番	牧山明君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	萩原睦男君	副町長	梶野寛丈君
教育長	小林敦子君	総務課長	唐澤正人君
未来ビジョン 推進課長	佐藤忍君	町民生活課長	中島淳君
健康福祉課 課長補佐	山本元春君	税務会計課長	土屋猛君
農林課長	佐藤信利君	建設課長	清水洋介君
上下水道課長	篠原博信君	教育課長	萩原喜隆君
会計管理者	矢野今朝治君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 本田昌也 書記 高橋里香

開議 午前10時00分

◎議長挨拶

○議長（黒岩 巧君） 皆さん、おはようございます。

9月定例会3日目となりました。ご多忙のところ大変ご苦労さまでございます。

さて、夏の暑さも朝晩は和らぎ、虫の音や稲穂の色づきとともに、少しずつ秋の気配が感じられる時期となりました。議員各位におかれましては、各種研修会等が予定されていますので、充実した議員活動に励んでいただきたいと思います。

それでは、本会議を始めたいと思います。

定例会最終日となりました。

本日は、委員会報告、一般質問等をお世話になるわけでございます。

本日で全ての日程が終了できますよう、ご協力をお願いします。

なお、本日の会議についてですが、希望する方につきましては、マスクの着用を許可します。また、気温の上昇が予想されますので、上着を脱ぐことも許可します。

◎町長挨拶

○議長（黒岩 巧君） それでは、初めに町長の挨拶をお願いします。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 皆さん、おはようございます。

本日、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席くださいまして誠にありがとうございます。

ご存じのとおり、先週、北軽井沢に、世界的にも非常に認知度の高いインターコンチネンタルホテルズグループのANAホリデイ・インリゾート軽井沢がオープンいたしました。世界展開をしている大手外資系のホテルは、今まで群馬県に一軒もありませんでしたけれども、その最初の進出先が長野原町であったということは、非常に光栄なことであり、快挙なことだというふうに受け止めております。

かなりのスピードで、目まぐるしく変化し続けている昨今の世の中で、チャンスをつかめるかつかめないかということを考えますと、一瞬の判断、決断、そして誰にも負けない熱量とチームワークが必要なんだろうと思います。今回、非常に大きなブランドを長野原町に誘致することができたのは、そのいずれもが、力を合わせてやったたまものであったというふうに思います。

来年4月には、LCAきたかる森のインターが開校するという大仕事が控えておりますけれども、ANAもLCAも、どちらも点として存在するのではなく、今後、長野原町が目指している未来構想に全てがつながってくるということを、議員の皆様にはご理解いただきたいと思っております。

長野原町のポテンシャルを最大限に引き出せるように、今後も、この私も全力を尽くしていく所存でございますので、どうか議員の皆様にも今後なお一層のお力添えを賜りますことを切にお願い申し上げ、冒頭の挨拶に代えさせていただきたいと思っております。

本日の会議をどうぞよろしくお願い申し上げます。

◎開議の宣告

○議長（黒岩 巧君） ただいまの出席議員は10名であります。地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（黒岩 巧君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎諸報告

○議長（黒岩 巧君） 日程第1、諸報告は、委員会報告であります。

初めに、総務文教常任委員会の報告を求めます。

委員長、土屋匡君。

〔総務文教常任委員長 土屋 匡君 登壇〕

○総務文教常任委員長（土屋 匡君） 議長の指名をいただきましたので、総務文教常任委員会において協議した結果を報告いたします。

記

1. 委員会開催日 令和7年9月4日（木）午後2時10分開会
長野原町役場 委員会室

2. 出席者 ご覧いただきたいと思います。

3. 協議結果

（1）委員会の閉会中の継続審査、調査の申出について
議長へ申し出ることとした。

（2）その他

・軽井沢スノーパークでのスキークラブなどの町民利用等について
執行部側で具体的な確認を進めることとした。

4. 閉会（午後2時23分）

以上、朗読をもって報告といたします。

○議長（黒岩 巧君） 総務文教常任委員長の報告が終了しました。

特に質問がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり決しました。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終結します。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。

委員長、牧山明君。

〔産業建設常任委員長 牧山 明君 登壇〕

○産業建設常任委員長（牧山 明君） 議長の指名をいただきましたので、産業建設常任委員会に付託された陳情等について審査した結果を報告します。

記

1. 委員会開催日 令和7年9月4日（木）午後2時08分

長野原町役場 小会議室

2. 出席者 ご覧いただきたいと思います。

3. 協議事項

(1) 業務改善計画書について

受理番号1号 補助金増額のお願い

長野原観光協会 会長 櫻井芳樹

継続審議

（観光施設等管理補助金については、令和7年3月19日付長議発第21号で業務改善計画書を提出依頼し、令和7年8月19日付にて長野原観光協会より提出がありました。この提出された業務改善計画書を審査した結果、補助金増額にあたり、下記項目等を踏まえた業務改善計画書の再提出及び売上や経費の根拠書類等を令和7年10月14日までに町及び議会に提出すること。

1. 現状の原因の追求と対策

売上げ低下の原因と課題を明確にし、それに対する実効性ある具体的な対策を講ずること。

2. 業務改善計画に記載の売上高等について

売上高等の根拠となる当該施設全体（飲食、物販、施設管理等）の月ごとの明細書等を確認したいので、長野原草津口駅地域振興施設の管理委託契約書（以下「委託契約書」という。）第8条の規定に基づき、当該書類等の提出をすること。（令和元年、5年、6年の各年度分）

3. 営業日数と営業時間について

長野原草津口駅周辺の活性化を図るため、地域振興に資する目的で整備された他の施設と同様に週6日間程度の営業をすること。また、営業時間についても可能な範囲において拡大を検討いただきたい。

4. 飲食部門について

駅を利用するお客様等の利便性向上のため、現状の弁当、サンドウィッチ、コーヒー等の他、委託契約書第5条の規定に基づき、厨房で調理等した食事等の提供をすること。

4. そ の 他

1) 委員会の閉会中の継続審査、調査の申し出について

議長に申し出ることにした。

2) その他

- ・建設課より陳情の進捗状況について報告を受けました。
- ・農業団体への視察研修や意見交換会等を実施するため、内容、方法に関して委員同士で意見を出し合い、実施に向け協議・検討することとした。

5. 閉 会 (午後3時48分)

以上、朗読をもって報告とさせていただきます。

○議長(黒岩 巧君) 産業建設常任委員長の報告が終了しました。

特に質問がありましたらお願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(黒岩 巧君) 質疑を終結します。

委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(黒岩 巧君) 異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり決しました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終結します。

◎委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について

○議長(黒岩 巧君) 日程第2、委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会から、会議規則第74条の規定により、配付のとおり申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり扱うことにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(黒岩 巧君) 異議なしと認め、申出のとおり決しました。

◎議員派遣について

○議長（黒岩 巧君） 日程第3、議員派遣についてを議題とします。

本件は、県の町村議会議長会が主催する議員研修会への参加について、議員派遣の議決を求めるものであります。目的、期間等配付のとおり計画しております。

特に質問がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） よろしいですか。質疑を終結します。

お諮りします。議員派遣の件については、原案のとおり実施することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、議員派遣することに決定しました。

◎一般質問

○議長（黒岩 巧君） 日程第4、一般質問を行います。

今回、通告のありました質問者は5名であります。

通告順に一般質問を許します。

◇ 杉 崎 能 久 君

○議長（黒岩 巧君） 最初に、1番、杉崎能久君。

〔1番 杉崎能久君 登壇〕

○1番（杉崎能久君） 議長の許可をいただきましたので、通告書に従いまして一般質問させていただきます。

本町では、様々な移住・定住促進の施策を実施しているものの、町外の人々にその情報は十分に届いておりません。本町の情報発信はホームページや広報紙に偏っており、若い世代がふだん目にするSNSや動画などには十分に展開されておりません。これでは町の魅力も

支援策の存在も知られないままであると危惧しております。移住支援策や子育て環境が整っていても、届かなければ意味をなしません。自然や生活環境の強みを写真や動画、住民の声として見せる発信が必要なのではないかと考えます。

若い世代や子育て世代にリーチするために、それらを活用した情報発信の取組を行う考えはあるのかと、移住・定住促進の施策と情報発信を一体化させ戦略的に展開する体制を整える考えがあるのか、町長の考えをお聞かせください。

○議長（黒岩 巧君） 町長、答弁願います。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 杉崎議員のご質問にお答えします。

町は、これまでも移住・定住促進に向け、ホームページや広報紙、町公式アプリなどを活用して情報発信を行ってまいりました。しかしながら、議員ご指摘のとおり、特に若い世代や子育て世代に対しては、より効果的に情報を届ける工夫が必要であると認識しております。

まず、SNSや動画の活用についてでございますが、議員のご質問の中にありました、長野原町の自然や生活環境、子育て環境といった魅力を写真や動画、さらには「住民の声」といった形で分かりやすく発信していくことは、有効的な手段であると考えております。ただし、継続的かつ効果的に運用していくためには、専門的な知識や人材の確保、費用の問題もございますので、運用体制や費用対効果を慎重に見極めた上で、可能なところから段階的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、施策と情報発信を一体化させる体制についてでございますが、町はこれまで、各部署ごとに行っていた情報発信を、より戦略的に整理・連携することを目的に、町公式アプリの運用を開始し、想定以上のダウンロード数となっております。今後は移住・定住施策の実施と併せて、効果的な広報の在り方を検討し、必要に応じて専門人材の活用や外部との連携も視野に入れながら、体制整備を進めてまいります。

私がかねてより、「生きる力を育む町」を関係する皆様と共につくっていくためには、長野原町に対する愛着や誇りといった、シビックプライドの醸成が重要であると申し上げておりますが、確実に、町民や町外の長野原町ファンの皆様等の意識が向上してきていると実感しております。町も積極的に情報発信をいたしますが、このように、町に愛着や誇りを持った方々がSNS等で発信することが非常に有効であり、様々な世代にリーチするのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、長野原町の魅力や支援策が確実に町外の方々に届くよう、より

効果的な発信に努めてまいりますので、杉崎議員をはじめ、議員各位のご理解、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 1 番、杉崎君。

○1 番（杉崎能久君） 段階的に考えていただいているということで、ありがとうございます。

こういう新しいこと、情報発信、今まで基盤というか土台は整っていたと思うんですけども、今後やっていくということを考えると、まず頭の中に、新しいことを始めるというのは、新しく負担がかかるのではないかというところがあると思うんです。

今ほど町長おっしゃったように、費用がかかったりとか戦略的に考えなければいけないというところも重々分かってはいるんですけども。ちょっと時代は変わってきていて、情報発信をする上で、確かに専門的な知識を得たりというところは重要なんですけれども、それよりも、もっともっと前の段階で、我々が何で発信をするのかというところを考えたときに、前回か前々回の一般質問で、私、あるキーワード言ったんですけども、それは何かという、わくわくするようなことを考えてほしいと言ったんですね。

人って、いろんなことを考えてやろうとすると思うんですけども、それが続けられるか続けられないかというのは、根本的に楽しさがあることだと思っているんですよ、私は。この情報発信もしていく上で、いろいろ机の上で、専門家を呼んだりとか、いろいろな意見を聞いた上で、じゃ費用がこれぐらいかかるのかなとか、そういった会議の中で決めていくという、それが一般のセオリーだとは思いますが。

そうじゃなくて、情報発信をする上で、町が元気になるとか、町長の顔が見える、我々議員の顔が見える、そういうまず楽しさが前提としてあるべきだと思っているんですね。何というんでしょうね、町を元気にできる、ちょっと語弊があるかもしれませんが、遊びみたいなものとして最初は捉えていってほしい、そのハードルを限りなく低くしてほしいんですね。

個人的に、我々は政治家ですから、言ってみれば、あまりはばかられるようなことも当然あると思うんですけども、その辺はハードルを引きながら、まず我々が、今一体どのような、我々議員だったらどういう仕事をしているのかとか、町長、行政側としたら、この町はどんな、例えば、観光であったりとか、魅力、こういうのがあるんだよと。それを実際に町長なり副町長なりが現地に行って紹介をしてみるとか。楽しいじゃないですか、そういうほうが、いきなり専門家を呼んで、難しい言葉、横文字並べられても、多分あんまり、これやろうかなとか、実感って湧いてこないと思うんですよ。そういうところから、まずその考えを改

める、難しそうだなとか負担だなという、考える、そこをまず取っ払ってほしいと。

僕は、子供が今3人いるんですけれども、本当に子供って好奇心旺盛で、興味あることにはどんどん挑戦するじゃないですか。失敗も恐れない。彼ら彼女らは、ただ楽しいんですよ、やっぱりそれやっていることが、新しいことに挑戦するって。我々大人は、やっぱり忘れちゃうじゃないですか。もちろん、もろもろの立場もあるし、お金も稼いで家族養っていかなければいけないというところがある中で、そういう、人としての根本的な感情というところを重視してやっていけば、きっと続いていくんじゃないのかなと。

町長や我々議員が楽しく発信していれば、楽しそうなことやっているなど、周りの人も絶対ついてきてくれるんですよ、やろうなど。そうすると、町民一人一人が情報発信をするように絶対なと思うんですよ、あくまで仮説ですけども。最初からがちがちに決めたものではなくて、ある程度我々のほうで、無料で、お金をかけずに動けるところがあれば、まずは動いていく。そういう姿勢が大事なんじゃないのかなと思っています。またお考えをお聞かせください。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 杉崎議員、ありがとうございます。

前回の一般質問のときにも申し上げましたけれども、杉崎議員の一般質問というのは、移住・定住だとか子育てをテーマにすること、首尾一貫していて、ストーリーとしても、政治的思考の観点から見ても、一番すばらしいんじゃないかと僕は思っています。ただ、残念なことは、要求過多に陥る傾向があると思います。今回、通告書を見て、特に思いました。職員も多分そう思ったと思います。

でも、さっきの話を聞いてみると、僕の考えと杉崎議員、全然同じ方向を向いていると思います。それはどういうことかと申しますと、SNSとか動画の発信を、役場が十分な展開をやる必要があるのかということです。これは誰もできることなので、今や国内にとどまらず、世界に対して、お金をかけずに自分の声や思いを届けられるようになった。本当にすばらしい、いい時代になったなと思います。

先ほど、要求過多というふうに申し上げましたけれども、既に杉崎議員なんかSNSとか動画でたくさん発信を行っているので、僕もちょっと忘れました、前回か前々回かと思えますけれども、まさに杉崎議員には発信のリーダーになってもらいたいと思っています。多分、前回の一般質問だったと思います。長野原町議会の中で、SNS等を使い積極的に発信を行っている議員は、間違ったらごめんなさい、杉崎議員と黒岩議長と湯本議員の3名だ

けだという認識です。

なので、まずはぜひとも、さっき自分たちでできることはないかなとおっしゃってましたけれども、まずは町民にやってくれと言うよりも、行政につまらない発信してくれと言うよりも、まずは杉崎議員が議員の中のリーダーになって、他の議員にも教えていただきたいんですね。前回から何か杉崎議員、行動を起こしているのかどうかというのは分かりませんが、今回の質問の意図を考えると、議員の皆さんが発信する意味、意図というのは十分にあると思うんです。なぜならば、議員の皆さんは、町民の誰よりも町の動きや議会で決まったことを熟知しているからです。ぜひとも、議会改革の中にも取り込んでいただけたらありがたいなと思います。

具体的に、これを戦略と言っていいのかどうか分かりませんが、ちょっと私の感覚を、考えを申し上げたいと思うんですけれども、私はちょっと、あの去年の事件以来、発信を止めているというのを申し上げましたけれども、あと、もう少しで最終的な決着ができるので、それからは復活させたいなと思っていますが。一応SNSと言われるものでは、フェイスブックと旧ツイッター、X、それとインスタグラムの3つを使っています。

でも、発信媒体というのは多ければ多いほどいいんだと思います。議員の皆さんがユーチューブだとかT i k T o kで発信をすれば、何かすごく楽しいんだろうなというふうにも感じます。でも、時代はやっぱり、さっきも言ったように、目まぐるしく変化し続けていますので、今フェイスブックはどういう感じになっているかというのと、20代、30代の若手には全くもう使われていないとか、全くと言ったら語弊がありますが、ほとんど使われていないような時代になってきています。もっと言えば、フェイスブックというのは、お友達間の何か自己満足みたいなのところがあるので、爆発力なんかありません。

でも、旧ツイッターのXだと、私なんかフォロワー数そんなに多くないんですが、一つの投稿で、過去にインプレッション数が100万超えたこともあるんですよ。杉崎議員の発信に比べたら、ちょっと分かりませんが、何か全然だかもしれないんですけども、まずは、そのインプレッションの数が増えていかないと、さっき言ったように、自己満足の世界になってしまうと思うんです。多ければ多いほどバズる確率が上がっていくので、杉崎議員の言葉をつければ、リーチする確率が上がっていくと思うんです。その上で、数を増やすための作業に対して、議員の皆さんの力を貸していただきたいというのが僕の考えです。

さらにその上に、具体的なことを申し上げますと、例えば分母の数が増えてきたとしたらば、SNSに、確実に町民全員にハッシュタグ、同じハッシュタグをつけて発信してもら

とか。例えばですよ、ハッシュタグ、長野原町がやばいとか、何でもいいんですけども、多分、突き刺さるような言葉がいいと思うんですよね。必ずそのハッシュタグをつけてもらうような広報をして、どんな投稿にも長野原町やばいをつけてもらって。たまにインフルエンサーに同じハッシュタグでつぶやいてもらうと。

そのインフルエンサーに対する交渉だとか営業というのは僕がやりますので。まずは、その素地、分母を増やしていく、それはもう、杉崎議員の力は本当に借りたいと思いますし、議員全員の皆さんも力を借りたほうがいいと思うんです。議員の皆さんが、まずはしっかりと感覚として捉えて、議員の皆さんが町民の皆さんをできるだけ巻き込んでいけば、かなり爆発的なことになると思うんです。

こんなことを町全体でやっている自治体なんてないですから、そのあたりを考えていくのがいいのかな。これが、何て言うんでしょう、杉崎議員が言う、戦略的に展開する体制というふうに、ちょっと言いたくはないですけども、実現すれば、すごいことになると思います。よろしくお願いします。

○議長（黒岩 巧君） 1番、杉崎君。

○1番（杉崎能久君） そうですね、町長は常々、議会とは車の両輪のような関係と言っていたので、一緒にやっていくというところで、これからも頑張っていければなというふうに思います。

フェイスブック、そうですね、おっしゃるとおり、20代、30代の方、もう見ていない。平均が今、50代、60代の方ばかりなので、あまりそこに注力するのもちよっとなど。あとは、掲示板のような役割が強くなってきているので、そんなに使う必要はないのかなというふうには思っています。

T i k T o k はやっぱり10代の方が多いので、本当に、言葉で、テキストコンテンツでやるよりかは一発で目を引く、インパクトのあるというところで。これもちよっとやっぱり難しいのかなというところがあって。

Xも、僕の周りの人からは、ちょっと治安が悪いというふうによく言われているんですけども。頭がいいんだけど、ちよっと口が悪い方が多いというのがあるんで。

今はスレズ。インスタと連動している、Me t a社がやっているインスタと連携しているテキストコンテンツ、スレズという媒体があるんですけども、それが今一番熱い、もうバブルの時期に入っているというところあり、僕も、スレズのほうで今フォロワーが1,000人超えています。インスタのリールも、ぺちやくちゃしゃべるトークリールというも

のをやっております。町のこともそこでは発信するし、いろいろとやっているところではあるんですけども、100万インプというのは物すごい数字だなというふうに思います。

分母の数が増えればというふうに、今ほど町長言いましたけれども、やっぱり1人の力というよりかは、これからはチーム戦だというふうに思っています。もう、個々人が1人1人で頑張る時代ではないんですね。1人1人が、当然、力を持って、フォロワー数を増やして行って、町のことをアピールする。自分自身の仕事、それから価値観であったり、思い、今、なぜこの仕事をしているのかとか。例えば、移住してきてどういう生き方が実現できたのかとか。移住者、特に北軽井沢中心に多いので、そういう方々を巻き込んでいくのも面白いのかなというふうに、今、話を聞いていて思いました。ちょっと繰り返しになるんですけども、1人1人がきっちり、力を持って発信をしていく。そうすることが町の活性化にきつとつながっていくのではないのかなというふうに思っています。

常々なんですけれども、僕自身、行政というのは夜警国家的な役割がいいんじゃないかと思うんですね。最後の最後で手を差し伸べてくれる存在がベストなのではないかと、それが町民の自由を守るためには一番いいのではないかとというふうに思っています。

ただ、何でしょうね、町長、私、もう何回とこうやって言葉を交わしていますけれども、まずは自分たちでやりましょうというふうに言われることが多いと思うんですけども、よくも悪くも、この長野原町、私の個人的な感想ですけども、やっぱり町長の、何というんでしょうね、存在が大きいと思うんですよ。力というか、その言葉にパワーを感じるし、町長が言えば、動けば、やろうとかついていこうとか頑張ろうという方々が、町長は分からないかもしれませんが、意外と多いんです。

なので、やはり皆さんで任せて、1人1人が自分事として考えて、発信していくという考えは非常に大事だと思います。最終的にはそこに行くべきだと思うんですけども、まずは町長がやはり旗を持って、例えば、今までずっと発信をされてきて、いろいろ職員の方の不祥事があって、抑えていると言われましたけれども。そろそろ決着ということで、積極的に情報発信をしていけば、町民の方々も楽しみにしているんですよ。町長の発信、最近止まっ
ていて、ずっと見ていたんですけども、ちょっと寂しいよねという声もよく聞くので。やはり町長の存在、発言力というのは非常に大きいんです。

なので、もちろん私もこちらに来て、知り合いもまだ少ないですし、影響力も全然ないんですけども、少しずつ皆さんからご支持をいただけるようになってきているので、情報発信は引き続きやっていきますけれども、やはり町長の力も、逆に、またちょっと要求になっ

てしまうんですけども、一緒にやっていきたいなというふうに考えています。ちょっと今日はコンパクトにまとめさせていただきました。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） コンパクトにまとめていただいてありがとうございます。

でも、今回の杉崎議員の考えは、ちょっと言葉がかみ合っていないような感じはしますけれども、全くかみ合っているというか、僕の考えと全然ずれていないと思っているんですよ。

ただ、役場の人間がSNSをががんやるかという、僕はちょっと違うんじゃないかと思うんですよ。なぜかという、役場の人間ということになると、その立場だとかを盾に、言葉遣いだとか文脈だとか、かなり堅いものにしていくはずなんです。いや、それはもっとふざけていいんだよと言えないですから。そう考えると、さっき杉崎議員が言った、わくわくしないものになってしまうと思うんですよ。

なので、さっきちょっと、僕の説明の中に入れて、あ、まずったなと思ったのは、何か議員ばかりに投げた感じはしますけれども、もちろん僕も政治家の一人として発信していく。僕と議員の皆さんを先頭に発信していくということが必要なんだと思います。でも、何ていうんでしょう、夜警国家と言いましたっけ、あと、いろんな人を増やしていく。さっきのハッシュタグに関しては、同じハッシュタグで発信することになって、1掛ける2が、2じゃない状態になるの分かりますよね。かなりの、バズったときに関しては、物すごいパワーになるので、それは行けると思います。

役場が役場の施策をそういうもので発信することがいいのではなくて、僕とか議員の皆さん、町民の皆さんが、まずは長野原町を知ってもらうような発信、長野原町ってもしかしたらいいところなのかもしれないと思ってもらえるような発信をする。ありのままの姿を、町民が普通に息をしているように発信すればいいんだと思うんです。そこにフックした子育て世代の人は、絶対に各自治体を比較検討するはずで、それで選んでいくんですから。

役場の仕事として重要なのは、いいなと思われたところで、たどり着きやすいとか分かりやすい施策、サービス、内容を、分かりやすい状態にホームページなりアプリなりに整えていくことが、役場の職員の役目だというふうに思います。長野原町のよさを知ってもらうのは、僕や議員の皆さんを筆頭とする町民全員、久しぶりに言いますけれども、オール長野原でやるべきなんだと思います。

でも、いきなり、全くSNSなんか、SNSという言葉も知らない町民の皆さんにやりま

しょうと言っても、まさにフックしないと思うんですよね。なので、地域の代表、町の代表である議員の皆さんが、まずは、もう本当に、息をしているぐらいに発信できるような形になれば、大勢の人間を巻き込んでいけるような気がするんですよね。

ちょっと話まとまらなくなってきましたけれども、もう一度言うておきますね。杉崎議員には発信のリーダーになってもらって、先頭を立ててもらいたいと思います。ベテランの議員、今やっていない議員でも、やり方すら分かれば嫌だなんて絶対言わないと思います。だって、議員って町民の皆さんの先頭に立って、引っ張っていく役目なんですから。ぜひよろしくをお願いします。

以上です。

◇ 星 河 明 彦 君

○議長（黒岩 巧君） 次に、5番、星河明彦君。

〔5番 星河明彦君 登壇〕

○5番（星河明彦君） 議長の許可をいただきましたので、通告書に基づいて人口減少を見据えた行政区と地域組織の再編についてお伺いをいたします。

少子高齢化と人口減少は、着実に進んでおります。多くの集落では世帯数が減り、区長や役員の担い手不足、地域行事や防災活動の維持が困難になっている現状があります。

こうした状況を放置すれば、町内の自治活動や住民サービスに深刻な影響を及ぼしかねません。また、地域を支えてきた商工会や観光協会、簡易郵便局といった組織においても、会員や利用者の減少に伴い、従来の形を維持することは難しくなりつつあり、役割分担や機能の見直しが求められるのではないのでしょうか。

そこで、3点ご質問をいたします。

1番目、行政区の再編についてです。

町として、今後の人口減少を見据え、行政区の統合や役割見直しを検討する必要があると思いますが、どのように捉まえているのかお聞かせください。

2番目です。地域組織の機能見直しについて。

商工会、観光協会など、町内で役割を担ってきた団体が、今後も機能を発揮し続けられるよう、町として現状をどのように把握し、将来に向けてどのような整理・再編を検討してい

るのか伺います。

3 番目です。町の将来ビジョンです。

浅間高原未来構想は、浅間高原エリアを対象とした取組であり、町全体を見渡すと、その他の地域についても、持続可能な運営モデルが求められます。対象地域以外の町内について、町としてどのような地域運営モデルを描いているのか、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（黒岩 巧君） 町長、答弁願います。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 星河議員のご質問にお答えいたします。

1 点目の行政区の再編につきまして、議員ご指摘のとおり、少子高齢化と人口減少は本町においても深刻な課題であり、地域の自治活動や住民サービスの維持が困難になってきています。特に、区長や役員の担い手不足、地域行事や防災活動の継続困難など、現場からの声を重く受け止めております。町としてもこうした状況を踏まえ、住民皆様の安心と地域の持続可能性を第一に考えながら、今後の人口動態を見据えた行政区の在り方について、行政区統合の可能性や役割、機能の見直しを含めて、住民の皆様のご意見を伺いながら協議を重ね、慎重に検討していきたいと考えております。

2 点目の地域組織の機能見直しにつきましては、商工会や観光協会など、地域にとって重要な役割を担ってきた団体においても、会員数の減少等により、従来どおりの活動の継続が困難になりつつある現状を認識しております。これらの団体は、長年にわたり地域を支えてきたかけがえのない存在であることから、町としては拙速な改革や大幅な再編を行うのではなく、定期的な情報共有や意見交換を通じて、現状を丁寧に把握し、組織間の連携強化を図るなど、主体的かつ持続可能な形での活動継続を支援してまいりたいと考えております。

3 点目の町の将来ビジョンについてでございますが、議員のご質問の浅間高原未来構想につきましては、今年度の施政方針にて述べさせていただいているとおり、この構想は、浅間高原を中心としながらも、町全体を対象とした取組であり、町民はもとより、関係人口や観光人口など、あらゆる人が協働することで、急速に変化する時代に対応し、新たな気づきが生まれ続ける場や仕組みを構築することを目的としております。

この構想は、八ッ場ダム事業のように町内5地区に限定されたものではなく、全ての地域住民一人一人が浅間高原を自らの誇りとし、愛着を持つことで、町全体として持続可能な運営モデルの確立を目指すものであります。

今後とも、人口減少社会においても地域の活力を維持できるよう、町民、団体、行政が一

体となって知恵を出し合い、持続可能な地域づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、星河議員をはじめ、議員各位のご理解、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 5番、星河君。

○5番（星河明彦君） 今回の質問は、ざくっとした大きな関係の質問なんで、個別にこんな方向性、あんな方向性というよりも、私が一番聞きたいのは、町長が頭の中に描いている青写真があるじゃないですか。それをもう少し具体的に教えてほしいというのが今回の質問なんです。

例えば、1番の行政区なんですけれども、先日敬老会、各地区であったと思います。うちの地区も、コロナ前は皆さん、お年寄り寄ってもらって食事したりして。それから、コロナの後は、記念品配って終わりみたいな形になってしまっているんですね。その対象者を見ると、48%、林の地区では敬老会対象者。地区の役員の皆さんももう60歳以上ですから、これひっくるめると、6割ぐらいは高齢者なんですね。子供もいないですから、この先本当に不安だなというふうに思っているんです。

特に、八ッ場エリアの林、横壁、川原湯、川原畑ですか、この辺は人口少ないですから、この辺、早急に在り方、消防団なんかは一緒にくっついてきて、やっていますけれども、この辺も考えていかななくてはいけないんじゃないのかなというふうに思っているところなんです。

住民と協議を重ねながらということだったんですけれども、これは思い切って、言葉、私、語彙力がなくてなかなかうまく言えないんですけれども、はっきりと、はっきりいかないと、ちょっと進まないと思うんですよ、各地区のお話を全部聞いているんだとね。その辺は、悪者という表現はよくないと思うんですけれども、その先を見据え、2年、3年後じゃなくて、その先の先を見据えて、大なた振るってやっていかないと進まないのかなと。その役を誰がやるというのはこれからだと思いますけれども、これ早急にやっていかなければいけないんじゃないかと思うのが、この1番目です。

2番目なんですけれども、この間、ちょっと商工会の会員、私の感覚だけでも、どんどん減っていると思ったんですけれども、会員数はそうでもなく、維持をしてきているみたいですね。ただ、この先の後継ぎがないというふうに伺いました。もう、十何%だったかな、16%ぐらいしか、今の業者の中で、やっている方の中で、後継ぎがないんだよという話も伺っています。そういった中で、今までのやり方、商工会もそう、それから観光協会もそうですね。いろんな行事をやってきているけれども、やっぱり役場の皆さんの力を借りない

と実施・運営できないというのが現状だと思います。

そんな中で観光協会3つあるけれども、その姿が正しいのかどうか、ここも大なた振るわないと駄目かなというふうに思います。郵便局の関係は、この間もちょっと言いました、川原湯郵便局の存在がどうなんだろうというところもぼっさり切っていけないと。切るという表現はよくないですね、見直しをしていくべきかなと。六合村はやりましたよね、営業を。午前中の営業やめたんだっけな。たしか営業時間短くしたりした活動に、六合村の郵便局はやっているんですけども、長野原もそんな恰好でやっていく。まずは機能の見直しをしていく必要があるというふうに思います。

それから、浅間高原ですね。私が町長から伺った認識、私の中の認識だと、浅間エリア、その部分の将来像を描いている。先ほどの話だと、町全体をとということだったんだけど、その辺がちょっとよく分からないんです。もう少し町長の青写真を教えていただければと思います。

以上です。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 星河議員、ありがとうございます。

まずは、1番の行政区の再編・統合見直しについてお話しさせていただきますけれども、区長をもう何回もやっていただいている地区だとか、かなりの負担をかけているのは事実だと思います。実際にそういった地区の方々のたくさんの悲鳴も、私、直接に頂いておりますのでよく分かります。ただ、だからといって、さっき大なたというふうに言いましたけれども、統合の話をすると、こんな小さな町なのに、古くからの伝統や文化があるので、統合をためらう人というのは少なくないんです。むしろそっちのほうが多い印象です。

ちょっとこれ、こすっているじゃないんで怒らないで聞いてくださいね。さっき、大なたというふうに聞きましたけれども、以前、六合中学校を受け入れるときに、もうちょっと慎重に、段階的にやったほうがいいんじゃないかと言われたんですけども、いや、そっちは大なたでやるべきだと僕が言ったはずです。これは、やっぱり首長の主観とか考え方があるので、どっちが正解とかというのではないけれども、まさに六合中のことは、あれは、私が強いリーダーシップを取らなければ進まないと思ったので、そういう判断をしたんですけども。私が受けている感覚は、これは、私が大なたを振って、拙速に、強制的にやっていくのは違うような気がしています。地域の意見を尊重したいというふうに思っています。

ただ、さっき負担という言葉も出てきたと思うんですけども、いろいろなことが負担か

かっているのは事実なので、それを大きく軽減していくことは、これは早く検討していかなくてはならないと思うんです。例えば、これは小さなことだったんですけども、町民スポーツ大会をなくしたとか、あとは、分館の機能を今年から廃止しましたけれども、あれは人と人とのつながりの観点からいうと、かなりマイナスなことだと思うんですね。でも実際のところは、地域住民の皆さんはほっとしているんじゃないかというふうに見ています。

さっき消防団の話ありましたけれども、なくてはならないこととか、やらなくてはならないこと、逆に、これはスクラップしていいんじゃないか、縮小していいんじゃないかというのを、これは早急に見極めて、リーダーシップで、削減できるところは削減して、負担軽減につなげていく考えをしていきたいなと思っています。

消防団のこと、ちょっと触れたいと思うんですけども、まさになくてはならない代名詞のようなものが消防団だというふう思うんです。消防団に関しては、これは、再編のことについて、もう何度も何度も協議を重ねています。私は、そこには実は入っていません。なぜならば、消防団の皆さんが自分事として、自分たちで方向性を決めてもらいたいと思っているからです。でも、方向性さえ決めれば、それは私が責任持ちたいと思っています。リーダーシップをそこで発揮したいと思っています。

その消防団の再編が、これ区の再編のロールモデルになっていくんじゃないかとも最近感じております。いつだか、議会でも、機能別団員をつくっていききたいということで、昨日、その任命をさせていただいたんですけども。昨日でしたっけ。びっくりすることに、川原湯地区というのは今まで8人しか団員いなかったんですけども、OBの方たちが、俺たちがやるよと声を上げてくれて、20人になりました。機能別団員が12人入ってくれたということです。議員は地域の代表じゃないですから、これも何かこすっているように聞こえるかもしれないですけども、林はどうかというと、11人のままです。11人が11人のまま。いや、星河議員が川原湯の人たちにお声をかけてくれたのかなとも思っていますけれども、ちょっとそれは分からないですけども。

まずは、やっぱりさっきも言ったように、機能別団員つくりますよと言ったんだから、多分議員の皆さん、いろんなところに声をかけてくださっているんだろうなと思います。あれは、実は、声をかけてくれると、喜んでやりたいという人が結構いるんだなということが今回分かりました。機能別団員というのは、もちろん点検とかそういうのは出ないですよ。でも、万が一火事とかが起こったときに、俺たちOBで、知っているんだから手伝うよと手を挙げてくれたのが、川原湯でいうと12人いたということです。

こんなうれしいことはないというか、今後の地域の在り方というのは、何か少し見いだせたような気持ちにもなりました。本当に、一つのことだけですけれども、ロールモデルというほどにもならないかもしれませんが、一つのこれはヒントにつながっていくんじゃないかというふうに私は捉えています。

あと、2番目の商工会とか観光協会のことですよね。

それに関しては、商工会に関しては、これは本当に、将来にわたって守っていかなければならない存在だというふうに思っています。

議員もご存じのとおり、以前から、町は商工会に対して多額の補助金を支出していますよね。今年度は、1人の人件費分に相当するお金を追加して補助するようにしました。町は、商工会は地域を支える重要なパートナーとして、これからも全面的にその活動に対して、補助金や連携によって支援をしていくことをここでしっかりと約束したいと思います。将来、例えば役場の課長を終えて、その後役職定年した人間だとかを商工会に派遣するような仕組みをつくってもいいんじゃないかなと思っているぐらいです。

あと、どことは言いません、あえて。あまり活動をしていないような団体に関しては、しっかりと意思表示をしてもらいたいと思っています。いろいろな団体の総会とかに私、顔を出していますけれども、未来を見ている団体とそうでない団体は、一目瞭然です。観光協会が3つあるのがどうかということ以前に、いろんな団体に対して、さっき、地域の声を尊重したいというふうにお話ししましたけれども、まずはその団体の長の意思が重要だと思っています。いずれにしても、その団体の長が、この過去の歴史だとか文化を守らなくてはいけないとか、そういうものじゃなくて、意地とかプライドを捨てて、決断する時が来ているというふうに私は感じています。

最後に、浅間高原未来構想についてなんですけれども。ちょっと私の施政方針の書き方が皆さんには誤解を生んでしまったのかなと、今、反省しているんですが。北軽井沢で、ちょっと拠点整備のことを少し、例え話で書かせていただいたんで、そう思われたかどうかと思うんですけれども、星河議員が感じているように、具体的なことはまだ何も語っていません。

一つだけ示したのは、さっきも言いましたけれども、水没五地区以外の人間が全く入り込むことができなかった、あの八ッ場ダムの事業のようにはしたくないということです。八ッ場ダムも長野原町にとっては一つのすごい象徴です。けれども、浅間山というのもこれは長野原町の非常に大きな象徴というか、心だと思っているんですね。

この構想は、ただ単に、あの施政方針を見ると、何か道の駅みたいなのができるのかな

んて思われていたらちょっと心外なんですけれども、道の駅のようなものをぼんと造って終わらすような、ちっぽけなものじゃないんです。町全域の町民皆さん、これまでつながりを育んできた企業の皆さん、さっきも言ったけれども、関係人口の皆さん、長野原町を愛する全てのステークホルダーの皆さんと共に展開していきたいと考えています。

今年度、総合計画つくっているんですけども、その総合計画の中にも、浅間高原未来構想というのを一つの柱として組み立てています。もちろん、そこにはいろいろな役場の部署とか仕事絡んでくることになるんですけども、ここで多分、もっと具体的なことを聞きたいと皆さん思うと思うんですよ。ただ、ちょっと、もうちょっとだけ我慢してください。なぜならば総合計画に絡んでくることなので、それがまとまったところで確実に議員の皆さんに説明、報告をする機会をつくりますので、そこである程度のことは示したいなと思います。

あえて言うならば、さっき道の駅みたいなのをぼんと造って終わりじゃないんだと言いましたけれども、あえて言うならば、浅間高原未来構想のコアは箱物ではなくて、子供たちの未来に焦点を当てたいと思っています。星河議員の言葉を使うなら、子供たちの未来を創ることを主に、地域運営モデルを描いていきたいと思っています。これ、施政方針に書いたと思うんですけども、今回の総合計画というのは、子供たちでも分かるようにするために、大きなキャンパスに、その総合計画自体を、絵を描いていきたいと書きましたけれども、まさにそこです。

ちょっとこれだと不満、僕が星河議員だったら不満だと思うんですけども、ちょっと我慢していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（黒岩 巧君） 5番、星河君。

○5番（星河明彦君） まず、1番からいきますかね。

私のキーワードは「変える」と「守る」だと。「守る」は町長おっしゃった伝統文化、これは前にも一般質問させてもらいましたけれども、各地区でちゃんと守ってきたものはずっと守り続けなければいけないし、それも今危うくなってきていますから、その地区だけでは守れないところはある。だから手助けしていかないといけないなというふうに思っています。そこは変わりません。「変える」と「守る」なんで、そこは。そこだけ伝えておきます。

それと、商工会ですね、商工会。もうちょっと要望というか、お願いがあるところがありまして。忙しいんだと思うんです、未来ビジョン推進課。前も言った、いろんな分野を持っているから、だから難しいところもあると思うんですけども。様々な企業の情報を商工会

は集めてくると思うんですね。その商工会と担当部署との情報共有は、ちょっと積極的に進めていていただきたいなというふうに思うんです。そうすると、町の方向性というか、そこもまた若干微調整ができてくるんじゃないかなというふうに思います。

人件費を出していただいて、その専門性のある方の今持っている知識を、誰かに今度引き継いでいかなければいけないですから。そういったところも、今のメンバーの中だけではちょっと厳しいのかもしれませんが。さっき町長おっしゃった、その役場OBの方が行って、商工会を盛り上げていくというか、活性化していく。これは非常にいい案かなと思いますので、具体的にご検討をいただければ、なというふうに思います。

それから、3番目の総合計画のことですね。こんな分厚い本を一冊頂いても、なかなか皆さん見ないと思うので、町長おっしゃったように一枚の絵でぽんと、プレゼンテーション、見やすくしていただければ、誰でも食いつくと思いますので、そこはぜひともお願いしたいと思います。

私が思っていた浅間構想というのは、本当に小さく捉まえていました。北軽の応桑地区の未来はこうあるべきだということを示してくるのかなというふうに思いました。その続きでいくと、じゃ八ッ場エリアは、さっきの行政のドッキングという部分が私の中であったので、八ッ場はそういうふうに進めていく。じゃ大津のところは草津に行く街道だから、上信ができてそこ通っていきますからね。今、その食堂とかいっぱいあるところを、そこもちょっと盛り上げていくとか、地区、地区で何か具体的なものを出していくのかなというふうに思っていたんですよ。

そうなったときに、私がちょっと思い浮かばなかったのが与喜屋と羽根尾、これどう盛り上げたらいいいのかなと。ここでこんなことを言っても、町長どうでしょうと言っても難しいと思うんですけれども。もし間に合うのであれば、浅間構想の中で、その地区の、何というんでしょう、盛り上げ方、再編の仕方等々があれば盛り込んでいただければなと思います。私の今の間にない脳みそで一生懸命考えても、どう盛り上げたらいいいのか、どう発展させていくのか、羽根尾の駅を、駅前を充実させて盛り上げていくのかとか。それも難しいなというふうに考えたり、そこの地区のところをどんなふうな方向で、あるべき姿を持っていくのかというのを少し盛り込んでいただければありがたいというふうに思いました。

以上です。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 星河議員の商工会との情報共有、これはご指摘いただき、本当にあり

がとうございます。

以前も商工会の方からの指摘を受けたことがありました。もっと以前は、事務局長の同級生が役場にいた頃は、しょっちゅう来てくれたんだという話をいただきました。今、役場の仕事がたくさんあることを理由にしたくはありませんけれども、仕事にお茶飲みに行くことが、結構昔は多かったんだと思うんです。それは、僕は非常に重要なことだと思うんです。でも、今の職員は本当に真面目なんで、それをはばかり職員が増えてきていることも分かるんですけれども。お茶飲み話をする程度のこと、そこで情報を得ていくことというのは大きなことがありますので、ちょっとそれは、私のほうから、私自身もそうなのかもしれないです、促していけたらいいなと思っています。

それと、総合計画に関しては、どうしても、自治体の総合計画となると、がちがちの本が出来上がります。今回も、そんな緩る緩るのやつができるとは言いません。けれども、今回の総合計画は、多分他の自治体にはどこにも負けませんと担当が言っているぐらい、時間も熱量もめちゃくちゃかけています。その担当の人間が総合計画に携わって、この数か月で、物すごい成長したなというふうに感じるぐらい。なぜかという、そこに地域デザインディレクターだとか、地域活性化起業人、かなり優秀な外部人材も入り込んでいただいているので、その効果が生まれているんだと思います。

さっき、与喜屋とか羽根尾はどうしたらいいんだろうという話をされていましたが、ある意味、悪い意味で、星河議員、長野原町の人間になってきてしまったなと思ってきたんですけれども。僕は本当に、田舎に帰ってきたときに、本当に感じました、村根性とかというのが強いなと。あっちの地域にあるんだからうちの地域にもやってくれよと。それって、そうなのかなと。

町長になったときに、5地区に全部に公園造るといったこと、僕、大反対したんです。けれども、物すごく怒られました。もう決まっていることなんだからと。それを僕はなくすことはできなかつたんですけれども、本当に公園をそれぞれに造ることが町の幸せになるんだろうかと僕は思っていました。答えが出てくると思います、時がたつと。もう出ているのかもしれない、心の中には。

僕は、そういうことじゃない、さっき、だから言ったんです。八ッ場ダムは確かに象徴です。長野原町が自信を持って、誇りを持って勧めることもできる場所だと思います。浅間山も象徴なんだと言いましたが、浅間山は北軽井沢のものじゃないです。与喜屋や羽根尾の人たちも、私たちのものだと自信を持って言えるぐらいの、まさにシビックプライド

というのを醸成していきたいと思っているんです。

ここの地区に何を造ってあげようかじゃなくて、ここの地区に何々があったらいいなという考え方をすれば、おのずと何か出てくるんだと思います。この地区には何も造らないほうがいいということもあるはずですよ。僕はそういう考えで、多分批判を受けるとは思いますよ、それは。それは、10地区に全部公園を造りますとかと言ったら、そっちのほうが受けるかもしれませんよね。でも、僕は、政治はそういうことではないと思っています。

でも、いずれにしても総合計画というのは、今回の総合計画は、ちょっと一味も二味も違います。違うものになると思っています、まだ途中段階なので。ぜひそれは、議員皆さん全員が楽しみにしていただければと思います。

最後に、じゃ思い切り変えていかなくてはいけないんじゃないかということに対して、衝撃的なことをお話ししたいと思っていますけれども。これは、星河議員の人口減少を見据えた行政区と地域組織の再編というお題目に対しての私の夢というか、こうであったらいいんじゃないかなと思うことがあるんで、それを言わせていただきたいと思っています。

恐らく議員の皆さん怒るとは思います。賛同を得られないことだし、ハードル超えていかなくてはいけないことがあるので、これをやりますということじゃないです。僕が、こうなったらいいだろうなと思う夢みたいなものだというふうに聞いてください。

まずは、これ町長になる前に僕がすごく感じていたことを、余談から話します。群馬県35市町村、市町村長、首長がいますけれども、その市町村長が群馬県議会議員を兼ねれば、物すごい、何か群馬県中の首長が集まってきて、そのたびに群馬県の県議会話し合ったら、すごい議論になるんじゃないかな、そうならないかなと。僕、何も知らないとき、本当に若い頃、そう思っていたことがあるんですけれども。今思えば、さっきも言ったように、議員は地域の代表じゃなくて全体の代表なんで、もしそんなことをしたら、利益相反にもつながるだろうし、そもそも法律でクリアできないです。

ただ、ここからは衝撃的な話です。町の議員が区長を兼務したらどうかなと僕は思って、全員が。今の長野原町の議会の様子を見ると、多分利益相反にはあまりつながらないというふうに考えています。あくまでも僕の夢だから怒らないで聞いてくださいね。特に最近のいろいろな一般質問を受けていると、町全体の代表としての質問というよりも、地域の代表としての質問という色が濃くなってきているような気がしています。毎年毎年1年で替わってしまう区長のシステムなんかよりも、最低でも4年の任期がある議員の皆さんが区長を兼務すれば、すごいことになるというか、役場の職員も心強いと思いますし、何ととっても町民

の皆さんがほっとすると思います。

これ、人口減少見据えた話ですよ。ほっとするし、物すごい感謝の嵐になると僕は思うんです、町民目線から考えてですけれども。やる気のある議員であれば、多分やりがいも倍増するんだと思うし、僕が議員になったら、その提案は受け入れるだろうなと思います。ただ、さっきも言ったように、皆さんの賛同を得なければ、これは進められるものではありませんし、今、僕が進めようとは思っていません。

でも、一つの考え方というか、現時点では全然実現的ではないけれども、もしかしたら、日本のこの人口減少が進んでいくうちに、どこかの自治体でそんなような動きが出るという予感はしています。いつか、いつか何かお話したいなと思っていたので、今回、星河議員の質問がすごくいい質問だったので発言させていただきました。よろしくお願いします。

○議長（黒岩 巧君） ここで暫時休憩とします。

再開は11時20分、11時20分に再開しますので、よろしくお願いします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

○議長（黒岩 巧君） 会議を再開いたします。

◇ 浅 沼 克 行 君

○議長（黒岩 巧君） 次に、9番、浅沼克行君。

〔9番 浅沼克行君 登壇〕

○9番（浅沼克行君） 議長の許可をいただきましたので、通告書に従いまして質問させていただきます。

緊急銃猟制度の法律化に伴う町の対応について、お伺いいたします。

近年、熊やイノシシといった野生動物が各地で出没しており、被害が増大しています。市街地においての出没も年々増えており、人への被害も各地で起こっています。最近、報道で熊のニュースを聞かない日はありません。北海道においては、新聞配達員がヒグマに襲わ

れ、死亡事故が起きています。このようなこととで、9月1日より緊急銃猟制度が法律化されました。この制度によると、今までは警察が主であったものが、今後、自治体の首長名で許可が出され、市町村の責任が大きくなるものと考えております。長野原町においても周りを山林に囲まれており、いつ被害が出てもおかしくはありません。長野原町の対応についてお伺いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 町長、答弁願います。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 浅沼議員のご質問にお答えいたします。

近年、全国的に熊の出没が増加傾向にあり、人の生活圏においても目撃される機会が増えています。今回の法改正により、市街地などで野生動物による緊急事態が発生した場合、市町村の判断で銃を使った捕獲、銃猟が可能になりました。ただし、実施には4つの条件が必要で、1つ目に、場所が人の生活圏であること、2つ目に、人の命や身体に危険が及ぶ可能性があること、3つ目に、銃以外の方法では捕獲が難しいこと、4つ目に、銃を使っても人に危害が及ぶおそれがないこととなっており、人の安全を守るために必要な場合に限り、銃猟が認められるという内容でございます。

緊急の銃猟を迅速かつ的確に行うためには、各自治体が対応方針を整えることが求められています。その際、現場での対応には猟友会の皆様のご協力が欠かせません。より実効性のある体制をつくるために、関係者の皆様から幅広くご意見を伺い、住民が安心して暮らせる環境を守るため、安全対策の強化に取り組んでまいります。浅沼議員をはじめ、議員各位のご理解とご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 9番、浅沼君。

○9番（浅沼克行君） この緊急銃猟制度の詳細については、私も、つい先日、吾妻猟友会で説明を受けたといったことで、あとは広報の中で聞いたぐらいで、なかなかまだ細かいことも分かっていないのでありますが、結局は、今、町長が言った場所において、緊急性、その方向性、安全性といった、この4点が含まれているようであります。

そして今年は特に、熊が全国的に出ているといったこととございますが、これについていろいろ言われていますが、山の中の餌の不足といったことが、まず第一であるなということは思っています。ナラ、ブナの実があまりなっていないということも聞いています。そして、それとともに、地域の、地方の人口減少といったこと、これも影響していると思われ、の耕作放棄地が増えているといったことも、野生動物が拡大している原因になっている要因

であるなというふうに思います。

そして、長野原町においても熊の捕獲は、数年前にかなり駆除、狩猟等で捕ったことがあります。それによってかなり減少してきているのではないかなというふうに感じていますが、やはり山の中の生き物でありますから、長野原も吾妻郡の広域の町村に、みんな山を通じてつながっていますから、いつそういったものが出てくるか、そういったことは私にも分かりません。ですから、町長言うように、そういった準備を整えていくといったことが、常に必要であるなというふうに思っています。

そして、それとともに、役場、猟友会、警察、この3者の話合いといったことは、できるだけ早急に持っていただき、方向を決めていただく。そして、その中で訓練といいますか、準備をしていくといったことは、絶対必須のことだというふうに思っています。

そして、現在猟友会の中のこの話をちょっとさせてもらいますが、猟友会の中で、現在、わなを除く、銃の所有者が27名います。そして、その中でライフル所持者が8名といったことであります。今回のこの緊急銃猟制度の下によりますと、やはり正確に獲物を仕留めるといったことには、ライフル銃といったことがやはり主になるのかなというふうに思います。しかしながら、ライフル銃の場合には、危険性も伴うといったことももちろんであります。最大到達距離が4,500から5,000メートルといった、かなり長いものがあります。そして、散弾で撃った場合には、空に向けて撃った場合には、人間のところにばらばらと降ってくることで処理できるんですけども、ライフル弾の場合にはそうでなく、4,500、5,000メートル離れても殺傷能力があります。ですから、非常に危険なものを扱うわけですから、そこら辺のところも常に考えていかなければならないことだというふうに思っています。

それと、この緊急銃猟を行う場合には、かなりな人数が必要ではないかなというふうに、私、個人的には考えています。長野原の農林課だけでこのことが対応できるかということとはちょっと疑問に思っています。極端に言えば、町全体でこういったことを知ってもらい、勉強してもらい、そういったことも必要なことじゃないかなというふうに思います。ですから、町の負担といいますか、そういうものが非常に重くなっている法律であるなというふうに思います。そして、これに対する費用、そういったものに対しましても、町から費用は持ち出すということだと思ってしまうんですけども、そういったことも常にありますから、そういった細かい点につきましても取り組んでもらう必要があると思います。

そして、吾妻郡内全ての町村が、この許可の、緊急銃猟制度については対応しなければならない自治体だと思います。そういったこともありますので、周りの自治体ともいろいろ歩

調を合わせながら進めていってもらいたいなということを思います。ぜひ町長のリーダーシップを取っていただき、吾妻郡を一つにまとめていただきたいなというふうに思います。いろいろの点で、ばらばらな点があったのでは、猟友会員もそうなんですけれども、納得できない点もあると思いますので、この点は、ぜひ強く、私のほうからも申し入れたいなというふうに思いますが、よろしく願いいたします。取りあえずここで。よろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 浅沼議員、ありがとうございます。

まずは、ちょっと根本的なところを整理したいと思うんですけれども、今回の法改正というのは、市街地で緊急事態が発生した場合に、銃を使って猟をしなくてはならないではなくて、することができるようになったという法改正だということをまず認識してもらいたいです。

市町村の判断、つまり私の判断ということでもありますから、現時点のガイドライン、どこまでガイドラインを浅沼議員が見たかは分かりませんが、現時点の、世の中に出ているガイドラインを見た限りでは、恐らくですけども、市街地での発砲を私が許可することは、まずないと思います。なぜならば、この緊急事態に対して動くことになるのは、浅沼議員も言っていた、民間人である猟友会の方々、猟友会の方々が矢面に立たなくてはならないからです。

どういうことかということ、万が一、先ほどライフル銃の話が出てきましたけれども、銃の発砲で人に危害があったとき、その猟友会員を100%国が守ってくれるというガイドラインはどこにも示されていないんです。仮にですよ、これから法で守られるようになったとしても、その民間人の方が、もし万が一のことがあったときに、危害を与えてしまったときに、その人の人生が、その後幸せになるかどうかということを考えたとき、非常に疑問が残ります。

しかも、銃を発砲するための、さっきの4つの条件、簡単に言いましたけれども、4つの条件にはもっと細かく書かれていて、それが当てはまるケースというのはかなりのレアケースです。仮にその条件が整ったとしても、猟友会の皆さんがふだん銃を持ちながら生活しているわけじゃないので、先ほど、人数もたくさん必要だということを考えると、例えば仕事に行っているのに、家まで戻ってとか、そういうことを考えると、緊急事態なのに緊急性、緊急対応ができない状況になってくるんだろうなと思うと、まさに今のガイドラインだと、かなり現実的ではないというふうに思います。もう一度言いますが、今のガイドライ

ンであれば、私が許可を下すことはまずありません。言い切りたいです。

もっと冷静になって僕も考えたいと思っているんですけども、銃を発砲する前に、今までどうしていたかと考えたら、追い払うことに注力していたはずで。それが先だと思し、もっと簡単なことと言えば、例えば熊が活発に行動するような時刻は、多分早朝だとか夕方からだろうかと思うんですよね。そういうときの単独の行動をしないとか、熊は犬の嗅覚よりも10倍ぐらいあるというふうに言われていますので、生ごみを前日にごみ出しをしないとか、そもそも生ごみは当日の朝に出すのがルールですよ。だから、そういうところは地域で意識を上げていかななくてはいけないんじゃないかなと思います。

国は、銃を発砲するためのマニュアルをつくることを推奨して、まだ義務づけられていません、マニュアルを推奨していますけれども。あまり、こんなこと言ったら国に怒られるかもしれませんよ、役人が机上で考えた計画は、えてして、そういうマニュアルをつくりなさいという動きになります。現在の行政は、計画だとかマニュアルをつくるのが目的となってしまうんじゃないかと思うぐらい、計画やマニュアルをつくるとか、それをどう評価するだとかという膨大な仕事に職員が振り回されているような感を、私は感じています。

せっかく、そのマニュアルを義務づけることが今後起きてきたならば、銃を発砲する、市街地で銃を発砲するためのマニュアルじゃなくて、さっき言ったように、熊に出くわしたときはどういう対応を取ればいいだろうか、ふだんから野生動物に対してどういう心構えを持ったらいだろうか、そういう、何ていうんでしょうか、町民の皆さんに配れるような、せっかく金出してつくるんならですよ、そういうマニュアルをつくったほうが私はいと思っています、現時点では。

でも、私も本当に勉強不足もあるんですけども、今回のこの法改正というのは、事前の情報というのもすごく少なくて、降って湧いてきたように思いました。多分浅沼議員もそう思ったと思いますけれども、そこに、まず猟友会の皆さんにもちょっと一呼吸しましょうと言いたいです。というか、言いたいです。拙速に、これこそ拙速に。ただ、猟友会の皆さんとの意見交換、私も猟友会メンバーですので、それは、言葉を交わすことはやらなくてはならないと思っていますので、ぜひよろしく願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 9番、浅沼君。

○9番（浅沼克行君） ありがとうございます。

最後に、町長も、私も猟友会員でありますという言葉がありました。

銃を持つということ自体かなり難しいんですよね、実際問題が。試験を最初受けるんです

けれども、その試験の内容も、銃のこと、猟のこと、全く分からない人が、じゃ今の点数の合格点数は90点なんですよ。以前は70点だったと思うんです。町長、受けたときは70……

[「90点です」と呼ぶ者あり]

○9番（浅沼克行君） 90点だった。すみません。非常に難しい試験だと思います。かなり勉強していかないと受からない点数であるなというふうに思っています。それとともに、銃は警察が許可するわけです。そこら辺のところの許可の問題も、非常に難しい問題があるなというふうに思っています。警察のほうはできるだけ銃を持たせたくない、そういう方向でいる。しかしながら、駆除等は猟友会が、全て、いつも活動して、出て、処理をするといったような形が今、出来上がっているんじゃないのかなというふうに思います。

以前は、何ていいますか、趣味でやっていることだからいいんじゃないかぐらいの気持ちというのが周りにもあったような気がするんですよ。しかしながら今の状況を見ますと、我々の山間地、地域の状況を見ますと、やはりそういったものの被害が大きいですから、そういったものを獲ることによって、地域の皆さんに貢献している猟友会なんだよといったことが言われつつあるのかなというふうに思っています。

しかしながら、やはり高齢化は本当にもう進んでいますので、なかなか若い人といったことは、入会は難しくなっているなというふうに思います。しかしながら長野原においても、他町村よりは多少、若干、若い人も増えてきている。数名なんですけれども、増えてきて、将来的な増加に結んでいってもらえればありがたいなというふうに思っています。

それと、町長が言ったんですけれども、緊急対応、これ緊急銃猟制度ということだから、緊急といったことが常に出てくるんですけれども、緊急対応といったことが果たしてできるのかといったこと、私も疑問に思っています、これ。仮に熊が人に被害を与えるような状況になった場合でも、じゃそこの、その場所に数時間もとどまって、準備が終わるまでとどまっているのかということをお考えますと、九十数%はそういったことはないんじゃないかなというふうに私も思います。ですから、これは、確かに町長言うように、行われないうほうが私もいいんじゃないかというふうに思います。

しかしながら、こういった形で法制化されたということは、それなりのことはしなければならぬといったことでもありますので、ぜひ、町、猟友会、そして警察といった、今後の話し合いをしながら準備を進めていってもらおう。そして、近隣の広域町村との間にしても、緊密な話、実際的な話をさせていただき、今後のことに結びつけていってもらえればと思います。要は、事故がなければそれでいいものだと思いますので、従来の方で、おりにかける、

そういったことでもいいと思いますし。

それと、私、思ったんですけれども、数年前です、やはり養蜂家の方はかなりいるんですよ。蜂を飼っている方、かなりいるんですけれども、それを、自分のうちのそばに養蜂箱を置く、そうすると熊がそこへ出てくる。これ間違いなく、近くにいた熊は出てきます。だからそういったことも、やはり知識がないということから始まっているのかなと思いますので、ぜひ、養蜂家が増えることは結構なんですけれども、そういったことも広報していただき、今後の熊の事故減少につなげていってもらいたいことだなというふうに思っています。

それと、やはり農地の関係で、遊休農地がかなり増えている状況だと思います。そういったところをきれいにしなさいといったことも、なかなか難しいことだと思いますけれども、できる限り、地主さんはもちろんなんですけれども、周りの方でそういったところは、草刈りしようよとか、そういったことできれいにしていくことも必要なことではないかなというふうに私は思っています。そんなところが、今回の緊急銃猟についての私としての意見かなというふうに思います。そういったことで、よろしくお願いします。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 浅沼議員、ありがとうございます。

ニュースで、本当に頻繁に熊のことが報道されている。中には亡くなった方のことも報道されて、多分全く知らない人から見れば、すごい恐怖感が生まれている、あおられているような気がするんです。

でも、そこだけがどうしても、やっぱり報道でああいうふうに言われたりとか、もっと言えば、SNSなんかは、ちょっとさっきのSNSの話になってしまうとあれですけれども、フェイクニュースまで流れちゃったりだとかすると、どんどんそこがクローズアップされるだとか、恐怖感をあおられるようなことになってしまうんですけれども。

私が思う、我々が抱える何とかしなくてはいけない問題の一つは、先ほど浅沼議員が言ったように、猟友会員の高齢化や担い手不足を何とかしなくてはいけないということだと思います。緊急銃猟の体制整備の前に、猟だとか、動物の知識を持った人を育てることにフォーカスしたほうが、僕は絶対的にいいと思っています。

さっきも言ったように、私も町長になってすぐに銃の免許と狩猟免許を取って、猟友会にも入会しました。実際には、猟に出て何か事故があったらとんでもない話題になっちゃうんで、猟には、私出ていません。けれども、鳥獣害に対する知識だとか、意識というのは猟友会に入る以前よりも格段に上がりました。全く別世界のことだった、何も知らないことだっ

たので、それはそれで私は、私自身よかったなと思っています。町民の皆さんにもまさに発信をしたいんですけども、猟に出たりだとか猟友会に入るということ、多分、浅沼議員も言ったように、ハードル高いと思います、普通の人にとったら。

でも、僕は猟にも行かなくて、猟友会にも入らなくていいと思います。銃がハードルが高いのであれば、せめてわなの免許だけでもいいんだと思います。そういう形で、いろんな人に実際のところを知ってもらって、我々の輪の中に入れていただくと、それが一番、この中山間地域を救うことになるんじゃないかなと思います。

自然災害は、今でこそ、自分の命は自分で守るんだという、あの片田教授がかなり影響していて、自分の命は自分で守ろうということが結構浸透してきていますよね。鳥獣害に対しても、これ、役場の、何ていうんでしょう、町長の使命というのは町民の生命・財産を守ることが最大の使命ですけども、それから目をそらしているわけじゃないです。けれども、鳥獣害に対しても、ある程度のことは自分で何とかしようという機運を盛り上げていかないと。だって、役場の職員、せいぜい100名ですからね、正職員が。熊とかがどんどん増えている間で、職員は減ってきているんですから。そういう時代に入ってきているんだと思います。

そこで、杉崎議員発信リーダー、さっき、何か議員が区長やればいいんじゃないかという、こっちからの要求第3弾です。議員の皆さんに提案です。まずは議員全員が免許を取って、猟友会に入る。議会全体で鳥獣害対策に挑んでいくんだということを町内外に発信するだけで、僕はすごいムーブメントが起きるんじゃないかと思います。だって、さっきも言ったように、最初から唐突に僕が、若いやつに、おまえ猟友会に入れと言ったって、はあとなると思うんですよ。でも、まさに町の代表である議員の皆さんが、俺たちでこの町を守っていくんだみたいな。さっき言ったように、猟になんか出なくてもいいと思います。その意思を示すだけでも。

僕はこの数か月、議会のごたごたがあったときに、すごく議員の皆さんのことをばかにする町外の方の言葉をいただきました。すごい悲しかったです。その名誉挽回のためにやるんじゃないですよ。でも僕は、それやったら一発で払拭できるというか、長野原町議会すごいなというふうになるんじゃないかなと思うんです。

さっき、発信のリーダーは杉崎議員と言いましたけれども、これはもう浅沼議員がリーダーになるしかないと思うんで、ぜひ、これは冗談、みんな笑っていますけれども、大真面目に言っています。本当に、何て言うんでしょう、本当にこれからの議員というか、僕も含め

て政治家は、議場で偉そうなことを言うことではなくて、現場で旗を振ることのできる人材が求められるような時代になってくるんじゃないかなと思います。生意気なことを本当に申し上げてすみませんけれども、答弁とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（黒岩 巧君） 少し早いですが、ここで暫時休憩とします。

再開は午後 1 時、13時に再開しますのでよろしくをお願いします。

休憩 午前 11 時 50 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（黒岩 巧君） 会議を再開いたします。

◇ 牧 山 明 君

○議長（黒岩 巧君） 一般質問、次に、10番、牧山明君。

〔10番 牧山 明君 登壇〕

○10番（牧山 明君） 議長の許可をいただきましたので、通告書に従い一般質問させていただきます。

人口減で集落としての存立が難しくなっている地区の対策と古民家等の利活用の方法について検討をとということで質問をさせていただきます。

人口減で集落としての存立が難しくなっている地区が出てきています。一方で、歴史的に重要な民家や史跡等も多くあると考えます。1人、2人になっても住み続けられる対策と古民家等の保存・利活用について、町長のお考えをお聞きします。

○議長（黒岩 巧君） 町長、答弁願います。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 牧山議員のご質問にお答えいたします。

本町においても人口減少の影響により、高齢化が進む地域で、集落としての機能維持が困難になってきている地区があることは認識しておりますが、一方で、そうした地域には歴史的・文化的価値がある古民家や史跡が残されており、地域のアイデンティティや自然豊かで

観光資源としても重要な役割を果たしていると考えます。

人口減少が顕著な地域でも、生活基盤や地域活動ができる包括支援を検討するとともに、地域の歴史と文化を守り、次世代へと継承していける地域づくりを検討してまいります。いずれにしても、移住・定住施策につきましても、地域に対する愛着や誇りといったシビックプライドの醸成が重要であり、「生きる力を育む町」を長野原町に関係する皆様と共につくってまいりたいと考えておりますので、牧山議員をはじめ、議員各位のご理解、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 10番、牧山君。

○10番（牧山 明君） 今回、この質問をする上で、2つの問題について町長にお伺いしています。

1つは、本当に人口が減ってきて、集落としての機能が相当厳しくなっている地区がある。しかし、そこに住んでいる人たちは、一生ここで住みたいという希望を持ってそこにとどまっています。

もう一つは、歴史的に大変貴重な民家や史跡が点在してはいるんですけども、かなりあると考えています。長野原町中といえれば相当の数があると思っています。

人口減、具体的に、私のいる応桑というところが、8集落の中心、集落の中心というか村の応桑地区の中心から離れたところに集落のあるところがあります。一つは滝原地区、それから私の家がある狩宿地区、それから開拓ではありますけれどもアテロ地区、県道沿いではありますけれども小宿地区。ここが人口としては大変少ない地域となっています。

狩宿では、今、互組が二つあって、上組が4軒、下組が5軒。本来であれば一つの互組にすればということなんですけれども、高齢の方が独り暮らしの方とか多くて、歩いて回覧板を持っていくことができないということで、互組はいまだに二つになっています。

狩宿の中にも、大正14年に生まれた方が独りで実は住んでいるんですが、この人が今、町の保健福祉課の人や保健師さんや、それから社協の人や、あと移動販売車も寄ってもらったり、また、家族、都会に行っている家族から定期的に食べ物を送ってもらったりして、独りで暮らしているんですけども。その人に会うと、もうこの年になって娘たちのところに行くのは、俺は嫌だから、みんなに迷惑かけるかshれないけれどもよろしく頼むよと、毎回ぐらい言ってくれるんですね。私たちもそんなにちょくちょくは行けないんですけども、回覧板持って寄ったときとかに、いや心配しなくてもいいよ、何かあったらいつでも電話してくんないというような話をするんです。それは、それでもまだ9軒あって、そこそこ人数が

いるんですが。

久々に古い建物を見るということで、滝原地区に行ってみました。滝原地区は今、住んで、常に滝原にいる人は3軒です。皆さんお独りで暮らしている方ですよ。ただ、不思議に、集落の中とか、行く途中の道とかは比較的、草が伸び放題とかじゃなくて、結構きちんと刈られているという印象を受けました。集落の中も、最近まで住んでおられた家、今いなくても、そこそこきれいに手入れされているかなというふうに感じてきました。

こういうところに、本当に独りで何とか最後まで住みたいと考える人は、これからも多分出てくると思います。それについて、さっき包括的な支援を検討するという話がありました。そこら辺は本当に力を入れてやってもらって、できれば、できる限りそこに住んでいただくということが重要なのかなと思っています。

もう一つ、その滝原地区に狩宿関所の門というのがあるという話を以前聞きまして、それを、この間見に行ってきました。狩宿関所の門ということであれば、当然江戸時代のものなので、それが確かにそうなのかということ、私がちょっと分からない範囲なんですけれども。滝原の出身の区長さんにこの間お聞きしたら、いや、それはあって、子供の頃その門に登ってよく遊んだんだよという話を聞きました。これもある意味重要なものの一つかというふうに考えています。

滝原地区というのは、訪ねられた方はご存じかと思うんですが、ぐるっと集落の中を道が回っているんですけども。距離にして、どうでしょう、四、五百メートルの中に、大きな、養蚕をやった民家がまだかなりいい状態で残っている集落です。日本の明治以降の発展をいろいろ考える中で、養蚕の歴史というのは大変重要だと思っています。それによって非常に栄えた長野原町も、養蚕をやられた大きな農家の家が、まだまだあちこちに点在して残っていると思います。こういうものを体系的に整理して、その存在をもっと知らせるとか、それを維持管理して、環境をきちんと整えていくということが、ある意味、そういう集落で1人、2人、3人という少ない人数になっても暮らしていけることにつながっていくのかなというふうに思います。

その辺について、先日の一般会計の決算認定の中に、文化財保存活用地域計画策定事業というのがありまして、ある意味、ここにちょっと期待をしているんですが、そういう中でリストアップして、それをどういうふうに残存・利活用していくのかというところあたりの考えを町長にお聞きしたいと思います。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 牧山議員、ありがとうございます。

まず、集落に、牧山議員が言うように、例えば独りになってしまった場合のことを考えたとき、様々なことにおいて支障が出てくることを想定できますが、体が丈夫で、運転することができれば、住み続けられなくなることはないと思います。

現に、ちょっと僕はあまり見たことないんですけども、テレビでも放映されている、「ポツンと一軒家」という番組があると思うんですけども、あそこに出てくる家なんかは、長野原町にあるどこの地域よりも山奥、奥深いところで、何か生き生きと言えるのか、ちゃんとしっかりと生活している番組を見たことあるんですけども、そんな地域ばかりです。

ただ、一方で、さっき言ったように、車や長距離を移動する手段のない方のことを考えたとき、限定はできないですけども、いろいろなことが考えられますけれども、もし私がそうなったとき、一番困るといえるのは、多分やはり医療と買物、そのあたりが大きいんじゃないかなと思います。

医療に関しては、例えば常に高度な医療を求めている人は無理でしょうけれども、今町が行っている福祉バスあるいはタクシーチケット、このあたりのところをうまく計画を立てて使えば、ある程度のことは解決できるんじゃないかと思っています。ただ、買物に関して、外出支援バスだとか移動販売車だとかありますけれども、あれだけでは多分解決できないものもあるんだろうなと思います。

でも、以前からちょっと、私、口にしていて、そんなの無理だと言われることが多いんですけども、近年ICTが急速に発展してきているために、家にいながらある程度のことを解決できるようになっています。ある程度というか、かなりのことを。

毎年、私は町長として年に1日か2日ぐらいしか休み取っていません。私は体も丈夫だし、運転もできるので、いろんなところ行けますけれども、行く時間がないので、買物にはほとんど行っていません。けれども買物はしています。私の買物の9割5分以上はネットでの買物です。恐らくネットで買えないものは、今ほとんどないと思うし、しかも店頭で買うよりもはるかに安く買うことができます。全てじゃないですけどもね。

今はAIの力も、もうびっくりするぐらい進歩していて、例えば文字入力ができなかったとしても、買物ぐらい、今、簡単にできます。何なら、AIにどんな難問をぶつけても秒で返ってきます。恐らく一日中話し相手になってくれると思います、今のAIは。だから、こんないいことを、こんなすばらしいことを使わない手は絶対はないんだと思います。

ただ、さっき言ったように、高齢者はICTやデジタルは使いこなせないんだよと言われ

るんですけども、本当にそうなのかと思います。試したこともあるのかな、試したこともないんじゃないかなと疑うレベルです。もちろん、いきなりできるわけないと思います。なので、導入だとか万が一のときのトラブルに対応する、それを地域でサポートするような仕組みとかがつくれたらいいんじゃないかなと思うことがあります。

今後、生活の便利だとか、もっと言えば、独居老人の見守りだとか、完全にデジタル、ICT、AIが主流になってくるというのを私は信じています。ただ、人間は物が充足したから幸せになるかという、それだけでは幸せになれないと思うんです。やはり人間らしく生きていくには、人と接して、言葉を交わして生きていくことが非常に重要なんだろうなと思います。

例えば、社協のいきいきサロンに積極的に参加してもらうだとか、もっと言えば、今年できたオークワテラスに足を運んで、いろいろな世代の方と会話をしてもらうだとか、ぜひやってもらいたいなと思っています。まさに牧山議員がおっしゃる、集落としての存立が難しくなる可能性の大きい応桑の新田地区に、医療と買物、そしてコミュニティーの拠点を整備したことは、今の時代に対する挑戦であって、かなりの決断だったというふうに、私は自分自身評価しています。

ただ、このオークワテラスを生かすも殺すも、地域の心が非常に重要だと思います。ぜひとも牧山議員の、そのいろいろな知識持っている議員なんで、オークワテラスで定期的に何かサロンでも開いて、牧山議員が高齢者だとか子供たちに講話なんかしてくれたら、すごいいい場所になるんじゃないかななんて思います。牧山議員だけじゃないですけどね。

ちょっとさっき聞いて、何で牧山議員が滝原に特化したような話になったのかというのがよく分からなかったんですけども、僕も建築やっていたんで、滝原の建物を残したいという気持ちはよく分かります。でも、長野原町、大津だって与喜屋だって、さっき言った小宿だって。僕の推しは、貝瀬に木造の3階建ての古民家があるんですよ、あれはすばらしいんじゃないかと思います。挙げれば物すごい数になってしまうんですよ。

でも、建築やっていたからって話で、正式に調べたわけじゃないですけども、滝原の古民家を再生するには、私の見立てだと、恐らく新築をするよりお金がかかると思います。しかも、個人住宅なので、そこに公費を投入していくことに対する町民の理解を得るということは非常に難しい。この時代、難しいんじゃないかなとも考えます。だって、町の所有物であり、国の有形登録文化財に指定されている狩宿茶屋本陣だって、町民の理解得ることすごい苦戦しています、今。

今でもはっきり覚えていますけれども、星河議員、引き合いに出してしまってすみません、昨年3月の議会で星河議員から、狩宿茶屋本陣に関しては腹をくくれと言われたんです。腹をくぐれの意味を問うたところ、解体して小さな模型でも作ったらどうかと言われたんです。これは、星河議員の言ったことがいいとか悪いとかじゃないです。これは率直な星河議員の気持ちだったんだと僕は理解していますけれども。

どういうことかという、議員ですらそういうふうに、そういう考えに陥ってしまうぐらいなので、古民家の再生を公費でがんがんやっていくというのは、恐らくすごいハードル超えなくてはいけない、まさに首長の大なた振るうレベルなんだと思います。

でも、例えばですよ、例え話が多いですけども、牧山議員が議員の知り合いのフランス人のシェフ、ミシュラン三つ星のフランス料理店を畳んで、応桑の環境に魅せられて、滝原の古民家で心機一転、ラーメン屋を開きますというような話が僕のところに飛び込んできたら、多分僕は死に物狂いで動くかもしれないです。

何が言いたいのかという、ただ単にハードを残すためというだけだと、誰の心も動かすこと、今はできないと思います。目的だとかゴールが明確になるもの、そのあたりが多分ポイントになってくるんだと思います。なので、今日は牧山議員の熱い、具体的なものが何か出てくるんじゃないかと期待はしていたんですけども、ちょっとそのあたりは残念なんです。私の考えは、古民家に対してですけども、そういう考えです。ぜひよろしくお願ひします。

○議長（黒岩 巧君） 10番、牧山君。

○10番（牧山 明君） 確かに、公費をつぎ込んで維持活用するというのはかなり難しいことは私も分かります。大事なことは、その地域に人ができるだけ長く住み続けること、それが保存や環境を維持するにつながるということだと私は考えています。

多分、滝原地区が、私の住んでいる狩宿よりは道路周辺の草刈りなんかもまめにやられているというのは、滝原地区に畑を持って、もともと滝原に関係のある人が、そこで作業に通う中で整備をしてくれているのかなというふうに考えています。

ちょっと前になりますが、耕作放棄地の調査に行ったときに、その前に行ったときにはかなりの耕作放棄地があったのに、次に行ったら、その畑が全部耕作されていたのに驚いたんです。それをやってくれたのは、現応桑区長さんですけども、そういう人が出ることで、言ってみれば、地域全体の耕作放棄地の解消につながっていくということだと思っています。

もう一つ、やっぱり長く住み続けていただく、それから、商売とかやられている人がそこ

に長くとどまって営業活動を続けていただけるということが、その周辺環境に極めて重要な意味を持つというふうに私は思っています。

それは何で重要かという、一例、滝原とか狩宿出しましたけれども、言ってみれば、長野原町全体の、ある意味縮図だと考えているから。それは水没地区であろうが、長野県の町の中であろうが、大津であろうが、羽根尾であろうが、与喜屋であろうが、ほっておいてずっと維持できるかという、そういうものじゃないじゃないかなと思うからです。

応桑にあるアテロの地区なんです、開拓地です。ここは、でも、専業農家が今3軒、結構大きくやっています、そこに後継者が育って、子供たちもいて、集落としてはまだまだ非常に健全かなというふうに見えます。そういうことがやっぱりこの長野原町全体として、もともとやっている、例えば商店なんかもそうですけれども、後継者が出てこない、いずれは閉めざるを得ないような状況というのは生まれてくるんでしょうけれども、それをできるだけ長くやってもらう、やってもらえるような施策というのが、我々が考えて、用意しなければならないことなんじゃないかなと、最近思っています。どうしたらいいかというところまで、私はまだちょっと分かっていないんですけれども、いろいろ、今、何からどういうふうに手をつけたら、そういうところにいけるのかなと。

例えば、農業のやり方では、有機農業であるとか、自然農法であるとかということのを推奨するというの、一つのやり方かなと思うんです。それは、慣行農業は相当広大な面積をやる上で、どうしても消毒とかもしなくてはならないというのがあって、隣り合って有機農業とか、減農薬とかというのをやるのは非常に厳しい環境であるということなんです。それから自然農法というのは、そういう、起こしもしないところで、草の中で、草と一緒に野菜を作るというような農法ですから、むしろ大面積をこなすことはできないので、隔離されたような、隔絶されたようなところのほうがむしろ向いているというふうには考えるんです。そういうことを推進するというのも一つの手かなというふうに思います。

それから、それ以外に、やっぱり後継者がいなくて、だんだん先行き人口が減るとこの心配というのは、星河議員の質問の中にもあったように、長野原町全域でそういうところというのはぼつぼつあるかなと思うんですが、今私たちがやらなければいけないのは、そこで今営業をやっている人とか住んでいる人たちが、いかに希望を持って生きられるか、その手助けがどうやったらできるかということではないかなと思っています。

ここに、中之条町の「なかんじょマップ」という、役場の職員が手描きで作ったという散策マップがあるんです、こういうふうだね。これ見ると、非常に温かくて、よく描けていて、

いや大したものだなと思うんですよ。駅の周辺のと四万温泉バージョンというのがあって、手描きなんです。これ作るに、そんなに多分お金もかからないし、費用もかからないけれども、これあったら結構迷わないで、初めて来た人でも見て歩きますよね、町の中。

考えてもらおうと、長野原の通りでもいろいろ食べる場所もあるし、与喜屋にもあるし、大津にもあるし。ここを、それぞれが点ですけども、線として結んでマップにして、なおかつ、そこをぐるっと回って、あまりお金がかからないで歩ける交通手段があったなら、もう少し活性化するんじゃないかなというふうに考えます。そういうことを地道にやっていくことが地域の過疎化を遅らせる、あるいはそういう中から新たな可能性が出て、活性化につながるということも出てくるんじゃないかな。取りあえずは、今やっている、商売やっている人にもっともっと続けていただける、そういうことが大事なんかなというふうに思うんです。その辺について町長はどういうふうに考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） ちょっと何か論点がずれたような気がしたんですけども、例えば有機農業、僕は素晴らしいことだと思いますし、今、商売をやっている商店だとか、残すことも、これは何が何でも残ってもらいたいという思いは、多分皆さん思っていることだと思います。でも、その有機農業、素晴らしいことだけれども、じゃ誰がやるんだ、担い手、後継ぎがない商店を、じゃ誰が後継ぐんだという話に多分なると思うんですよ。それは、町が、例えばチャレンジショップとして全国に呼びかけて、呼ぶなんて方法はあるかもしれませんが、実は、町が責任を持ってやるのがどうかというのはちょっと疑問は残ります。

論点がずれてきたというのは、どちらかということ、古民家なんかの文化をどうするかということだったような気がするんで、しかもさっき、文化財保存地域活用計画のこと、さっきちょっと質問があったのに答えなかったんで、ちょっとそのあたりを触れたいと思うんですけども、ちょっと読み上げさせていただきますね。その保存活用地域の目的を。

未指定の文化財を含む町の文化財全体を把握し、町の歴史・文化の特性を捉えて、地域総がかりで一体的な保存・活用することにより、後世にしっかりと継承していくことを目的としています。もう一度言いますが、地域住民が総がかりで一体的にやっていくというところがポイントなんだろうと思います。

今回、未指定のものまで含めて、かなりの量を洗い出しています。特に、今回力を入れてやったのが、道端にある道祖神だとか、いわゆる石像物に関して、町全体で2,000を超える石像物を洗い出して、それを地図上に落とすところまで実行しています。というか、町に

2,000体もあったのかという私の印象でした。

なぜ石像物なのかというのを申しますと、例えば道祖神なんかというのは、私もちょっと勉強不足ですけども、疫病だとか悪霊の侵入を防ぐ守り神だったり、かと思えば、旅人の安全を守る神としての信仰をされていたり、もっと言えば、それは時には道しるべになったり、昔はね。五穀豊穡や家内安全といった願いが込められているなど、様々な文化あるいは信仰、あるいは人の思いがつながっている文化財ですよ。まさにそういったものをしっかりと後世につなげていくべきものだとは思います。恐らく昔の人というのは、道祖神とかというのは物すごい大切にしていたと思います。神様ですからね。

でも、今どうですか。多くの町民の皆さんに、ある場所すら目にも留まらずに、草むらに覆われて、忘れ去られようとしているんですよ、今。でも、先ほど申したように、長野原町全域に、満遍なく2,000体が各場所に点在しているんですね。見たことあると思いますけれども、意外とかわいかったりするんですよ。これを住民総がかりで維持保存する、というか、地域住民総がかりでやっていくという覚悟みたいなものがないと、多分無理だと思います。

でも、今よりももっと人口が少なかったときに、何でその道祖神とかあんなにしっかり守っていたのかと。まさにシビックプライドだと思いますよね、当時の。今、我々というのは、今はもう亡くなってしまっている先人たちから何か試されているような気がします。まずは何かここからスタートというか、これを地域で守ることができなかったとしたら、このぐらいのことをですよ、腐るものでもないですし、古民家を守ることなんて到底できないんだと思います、地域で。じゃ行政が金出してやればいいんじゃないかと、僕はそういう問題でもないと思うんです。

さっき杉崎議員が言っていた、もしかしてこの町全域で、そんな角度から見たら、かわいく感じる石像物なんかを、わくわくすることにも変えていけるんじゃないかと思うんです。さっき星河議員も言った、ほかの地域で何かできないことないかなと、ふと言いましたけれども、この石像物、どこにでもあるので、それを題材に地域みんなでやっていこうという盛り上げ方もできるんじゃないか。手描きで描けるのだったら、何で役場の職員に頼るんだと。自分たちの地域は、自分たちの石像があるところ自分たちで描いてみようという、そういう機運をやっぱり引き上げていくというのは、まさにこれこそ、議員だとか僕たちの、政治家の役目なのではないかなと思うんです。

恐らく、それができなかつたら長野原町の文化を後世に伝えることなんて絶対できないと思います。役場頼むぜと、役場の責任だろうという世の中だったら多分無理だと思います。

何か、どちらかという、今日何か、役場の職員をかばっているような発言に聞こえるかもしれないですけども、目をそらしているわけじゃないです。町民全員を巻き込みたいのです。ぜひ集落の支援にもつながるかもしれないし、歴史・文化の継承に、牧山議員の力が大いに発揮されることを願って、答弁とさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

◇ 湯 本 宗 一 君

○議長（黒岩 巧君） 最後に、2番、湯本宗一君。

〔2番 湯本宗一君 登壇〕

○2番（湯本宗一君） 議長の許可を得ましたので、通告書に基づき一般質問いたします。

野生鳥獣による農林業等被害対策について伺います。

全国的に、野生鳥獣による農林業などへの被害が数多く発生しています。熊などによる人的被害、鹿、イノシシ、猿などによる農作物被害。ここ最近、野生鳥獣による被害がテレビや新聞などで度々報道されています。

長野原町においても、野生鳥獣による農作物の被害や生活環境被害などが発生しています。そのため、町、そして猟友会の方も所属している鳥獣被害対策実施隊とが連携し、有害鳥獣の捕獲や駆除をするなど、鳥獣被害を防ぐため、さらには地域住民の皆様の安心・安全を守るための活動が行われております。また、町では農作物の被害を減らすため、捕獲だけでなく、畑への侵入を防ぐ電気柵などの資材購入の補助があり、総合的に様々な対策が行われています。町の鳥獣被害対策実施隊の皆様のご尽力、町行政当局の対応に感謝申し上げます。

しかし、いまだに野生鳥獣の被害が続いています。我が町においても、高齢化が進む中で、野生鳥獣により田畑が荒らされ、営農意欲を失い、耕作放棄地が増加することなどの懸念されるところであります。町として、これらの状況を鑑み、今後、これから将来に向けて、さらなる野生鳥獣に対する被害対策の拡充や強化が必要になってくるのではないのでしょうか。

町長の思いやお考えを伺います。

○議長（黒岩 巧君） 町長、答弁願います。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 湯本議員のご質問にお答えいたします。

野生鳥獣による農作物の被害は全国的に深刻化しており、そのほとんどは、ニホンジカ、イノシシ、熊によるものでございます。

この被害は、農林業従事者の経済的な打撃だけでなく、営農意欲の減退や耕作放棄地の増加を招き、農業経営に大きな影響を及ぼしているため、現在、当町では被害対策として、電気柵などの対策用資材購入補助、及び今年度より音波で野生鳥獣を寄せつけない駆逐装置の貸出事業を予定しております。また、国では大規模な対策の一環として、地域全体の圃場をまとめて侵入防止柵で囲う事業も実施しています。

農作物などへの被害を防ぐため、鳥獣被害防止計画に基づいて、猟友会の皆さんの協力の下、おりやわなを設置し、定期的な見回りを行っております。昨年は、猟期も含めて、イノシシや鹿など、全ての対象動物を合わせて約600頭の捕獲・駆除を実施しました。

最近では猿の目撃情報が多く寄せられており、被害を防ぐためにロケット花火などの追い払い資材を無料で配布する取組も行っています。

今後も農作物の被害を減らすため、引き続き対策を進めてまいりますので、湯本議員をはじめ、議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 2番、湯本君。

○2番（湯本宗一君） 猟友会の皆様のご協力の下、様々な鳥獣対策を行っていただいていること、改めて感謝申し上げます。

先日、猿被害に遭われた方からご意見をいただきました。畑の芋が猿に荒らされたと肩を落とし、野菜作りなどやめてしまおうかと。また、ある方は、猿も生きていくためにはいろいろ食べる。猿被害の対策は本当に難しい。完全に駆除できないのであれば、人と動物が共に豊かに暮らせる社会、共生するしかないとおっしゃっておりました。また、これは猿被害のことではないのですが、学校への通学路に猿が何十匹も群れをなしていた。子供たちに被害でもあったら大変なことになるとのお話も伺いました。

地域住民の方から野生鳥獣被害のお話を伺う中で、一個人での努力や対策だけでは限界があるのではないかと思います。もちろん、これまで猟友会の皆様のお力をお借りし、有害鳥獣への捕獲や駆除など行ってきました。これからはさらに、地域による共助、行政による公助、地域と行政とが一丸となり、状況次第によっては県や国とも連携を図り、野生鳥獣被害の抜本的な対策が必要になるのではないのでしょうか。

野生鳥獣の被害を完全になくすことはできないと考えます。しかし、被害を可能な限り少なくすることはできます。野生鳥獣を完全に駆除できないのであれば、共生していく、共に

生きるしかないのご意見もあります。

今年の3月に、野生動物安全対策講習会が住民総合センターで開催されました。テーマが「熊の生態を学び、安全な共存を考える」でした。主な内容が、熊の生態と行動パターン、熊に出会ったときの対処法、熊がなぜ人里に出没するのかなどのお話を講師の方から伺いました。大変貴重なお話、すばらしい講習会でした。

ですので、同じような講習会を開催していただきたい。そのときの講習会では熊の生態についてでしたが、猿や鹿、イノシシなどの野生動物についても専門家による講習、講演会を開催していただき、地域住民の皆様幅広く野生動物の生態などを知っていただく。そして町民の皆様と共に情報が共有できればと願っているところでもあります。ぜひ講習会、講演会など開催していただきたいと考えます。町長のお考えを伺います。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 湯本議員、ありがとうございます。

浅沼議員への回答とちょっとかぶる部分が出てきてしまうと思うんですけども、ご了承いただきたいと思います。

正直申し上げて、先ほど湯本議員もおっしゃっていましたが、鳥獣害に対して、私の中でもずばり言える答えは残念ながらありません。

ただ、浅沼議員のときにも申し上げましたが、ごみの出し方だとか、動物に対してのリテラシーを各個人が上げていくということは絶対に必要なことだというふうに思います。これ、さっき浅沼議員が言っていたのかな、耕作放棄地の草刈りがやっぱり、草刈りとかそういう手入れがされていないために、動物の、そこが隠れ家になってしまったりとかするんですよね。さらに、人の生活圏に、そうなるとう近くなってくるということもあるんです。だから、そういうところを地域で整備していただくということも必要なんだろうと思います。

あと、先ほど農作物の被害という話が出ましたが、それも重要です、重要ですけども、一番は、人の命を守ることが一番重要だと思います。出くわしてしまったときにどういう行動を取ったらいいか、自分を守るためにはどうすればいいかなど、これは本当に、子供の頃からしっかりと教育していく必要がこれからはあるんだろうなと思います。

湯本議員がさっき言ったのは、恐らく軽井沢のピッキオの皆さんによる勉強会だったと思うんですけども、出ていただいてありがとうございました。それは、熊が中心だったんですけども、猿や鹿、イノシシなどの対応に関しても、様々な動物に対する住民のリテラシーを上げていくことに公費をかけていくということは、非常にいいことだというふうに私は

思っています。

気候変動が原因で山の木の実が不作となって、人里に下りてくるという、そういう要因もあると思うんですけども。これは、浅沼議員もはっきりと分からないと言っていましたし、私もつかんだものではないですけども、恐らく有害鳥獣自体の個体数は増えているんだと思います。増えているというか、柵があるわけじゃないので、移動してくれば、それはよその町からも来ることもあるでしょうし。でも、もう間違いなく、私が子供の頃から比べたらニホンジカは激増しているというふうに言ってもいいぐらいなので、増えているんだと思います。

でも、それに比べて、捕獲する人間のほうは高齢化とか担い手不足のために減少する一方です。浅沼議員にも申し上げましたけれども、ぜひともこのあたりの部分は、議員の皆さんは、さっき、ちょっと面白おかしく言ってしまいましたけれども、先頭に立ってもらいたいなと思います。多分そのぐらいの問題に、これからさらに発展してくるんじゃないかなと思います。

さっき、リテラシーを上げていくという話をしましたけれども、わなにかかったイノシシだとか熊だとか、最後、猟友会の方が銃で撃ち殺すんですよ。殺した動物はさばいたりもするんですよ。それ、私は、結構衝撃的だと思いますよ、見たことない人にとっては。でも、生きているものの命を奪うということが、どういうことなのかということも、もしかしたら子供たちも、子供たちじゃない、知らない人間も、見たほうがいいんじゃないかと思うことがあります。

さっき共存という言葉が出ましたけれども、なかなか私は、そこまで人間できていないので、そこまでの考えには至らないんですけども。でも、どうしても、どうしてもというか、動物にとったらどっちが侵入してきたんだか分からないですよ。死ぬということも勉強した上で、どうやったらいいのかということを考える場というのはあっていいんじゃないかなと思います。

いずれにしても、被害が起きていることは事実なので、議員の皆さんとも、猟友会の皆さんとも、警察の皆さんともなんですかね。ちょっともう少し、その連携を町としても組み立てていきたいなと思います。ぜひともご協力ください。お願いします。

○議長（黒岩 巧君） 2番、湯本君。

○2番（湯本宗一君） それでは、最後に改めて、野生鳥獣の生態に関する講習会の開催、鳥獣被害から命を守り、耕作放棄地を防ぐ支援、鳥獣被害対策のさらなる拡充、強化。今後も

町民の皆様が安心して、そして安全に暮らせるよう町からの熱い応援と力強い支援を切に願
い、私からの一般質問を終わります。

以上です。

○議長（黒岩 巧君） 町長。

○町長（萩原睦男君） ちょっと繰り返しになりますけれども、先ほど申し上げましたけれど
も、鳥獣害をゼロにするアイデアというのは、今の私には持ち合わせていません。申し訳あ
りません。

でも、最近の一般質問の傾向を見て、見ているというか、私なりに捉えているのは、議員
の皆様から補助金の要求というのが本当に多いので、今回もそういうことなのかなと実は思
っていました。でも、湯本議員の考えは、町民の意識を上げるだとか、育てることに着目さ
れていたように思います。

補助金の話をすることというのは、町民に対しても分かりやすいし、議員の皆さんがそこ
に陥りやすいというのも私にも理解できます。けれども、以前、どなたかに一般質問の席で
言ったんですけれども、補助金をつけるかつかないかという議論を、この議場では本当正直
やりたくないです。なぜならば、町民にとっては補助金上がるのはいいに決まっているか
らです。

でも、今日も、実は湯本さん補助金の話はしたかったんだろうなと、実は思っています。
僕も、補助金がこの鳥獣対策に対して根本的に解決にはつながらないとは思っています。けれど
も、たくさんの悲鳴を聞いていたりだとかしますので、鳥獣害対策に対する補助金、補助金
というのか、ちょっと何と言っていいか分からないですけれども、鳥獣害対策に対するお金
なのか、それとも先ほどのリテラシーを上げる対策なのか、猟友会に入ってもらい、猟友会
に対しての補助金なのか、いろいろな、町のお金の面での支援というのはできると思います
し、今回、私がずばりこうしたいんだという意見を言えない状況になっていますので、来年
度の当初予算までに、その鳥獣害に関連する、まあ、補助金なんだろうね。拡充すること
を前向きに検討して、3月議会に提案させていただきたいと思いますので。今、農林佐藤課
長がびくびくしていると思いますけれども、ちょっとそこは考えさせていただきたいと思
いますので、ぜひとも3月はよろしくお願い申し上げます。

これからも湯本議員のフットワークを生かした行動で、町民の皆さんの生の声を届けてい
ただくことをお願い申し上げて答弁とします。よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 一般質問を終結します。

以上で本定例会に付議された案件は議了しました。

お諮りします。本議会の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（黒岩 巧君） 以上をもちまして、令和7年9月第3回長野原町議会定例会の日程を全て終了しました。

定例会を閉会とします。ご協力ありがとうございました。

閉会 午後 1時55分

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和 年 月 日

長野原町議会議長 黒 岩 巧

署 名 議 員 富 澤 重 男

署 名 議 員 入 澤 信 夫